

益田市地域防災計画

令和 7 年度

益田市防災会議

目 次

風水害等対策編

第1章 総 則

第 1 節 目 的	1
1. 計画作成の目的	1
2. 計画の方針	1
3. 計画の構成	1
4. 計画の内容	1
5. 計画の習熟	2
6. 計画の修正	2
第 2 節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	3
1. 業務の大綱	3
2. 関係機関の事務	4
第 3 節 市域の概況と災害記録	10
1. 市域の概況	10
2. 災害の記録	11

第2章 災害予防計画

第 1 節 防災組織の整備	12
1. 防災に関する消防出動	12
2. 防災に関する職務の委任	12
3. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者との連絡等	13
第 2 節 災害危険区域の指定及び警戒	13
1. 水害危険区域	13
2. 土砂災害危険区域	13
3. 火災危険区域	13
第 3 節 災害危険箇所の調査	14
1. 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査	14
2. 設備及び物件の管理者等への予警告	14
第 4 節 防災施設の新設・改良	14
1. 治山・治水、土砂災害対策	14
2. 防災施設の整備拡充	15
第 5 節 各災害種別の予防計画	15
1. 浸水・波浪・高潮災害に対する災害予防	15
2. 土砂災害に対する予防	16
3. 豪雪に対する災害予防	17
4. 大火に対する災害予防	17
第 6 節 危険物災害予防	17
1. 予防査察等の強化	17
2. 自主保安体制の確立	17
3. 予防教育の徹底	18
第 7 節 造成地の災害予防	18

第 8 節	市街地区域の防災化	18
1.	土地区画整備事業の推進	18
2.	都市の不燃化の推進	18
3.	防災空間の確保	18
4.	工作物対策	18
5.	消防水利	18
第 9 節	公共施設等の災害予防	18
1.	公用建築物の災害予防	19
2.	既存木造建築物等一般建造物に関する対策	19
3.	道路・橋梁の安全性の強化	20
4.	交通安全資機材等の整備	20
5.	河川堤防の災害防止対策	20
6.	上水道等施設対策	20
7.	下水道・農業集落排水施設等対策	21
8.	L P ガスの災害予防対策	21
9.	電気施設の災害予防対策	21
10.	通信施設の災害予防対策	21
11.	交通施設の災害予防対策	22
12.	公的機関等の業務継続性の確保	22
第 10 節	農林漁業施設の災害予防	22
1.	農地・農業用施設の災害防止対策	23
2.	林地及び林業施設の災害防止対策	23
3.	漁業施設の災害防止対策	23
第 11 節	災害通信整備計画	24
1.	災害通信系統	24
2.	災害通信施設の充実	24
3.	通信設備の習熟	24
第 12 節	応援協力体制の強化	24
1.	隣接市町村間で必要な応援協定	25
2.	民間事業所との協定づくりの推進	25
3.	災害時の相互応援に関する協定	25
4.	り災証明交付体制の整備	25
5.	被災住宅の応急対策業務の県への要請	25
第 13 節	避難に関する計画	26
1.	避難計画の作成	26
2.	避難誘導体制の整備	27
3.	避難所の指定・整備	29
4.	避難所等の市民への周知	31
5.	県への報告	32
6.	応急仮設住宅等の確保体制の整備	32
7.	広域避難等	32
第 14 節	救急・救助体制の整備	32
1.	関係機関等による救急・救助体制の整備	32
第 15 節	医療体制の整備	33

1.	医療救護体制の整備	33
2.	通信体制の確保	34
3.	医薬品等の確保	34
第 16 節	交通確保及び輸送体制の整備	34
1.	緊急輸送道路の確保	34
2.	緊急輸送車両の確保	35
3.	航空機による輸送	35
第 17 節	災害対策資機材等の備蓄・調達	35
1.	防災施設の設置	35
2.	災害対策資機材の種類と備蓄・調達体制の整備	35
3.	食糧、飲料水及び生活必需品等の確保・調達	36
4.	災害救助用物資・資機材の確保	38
5.	医療救護資機材、医薬品の備蓄ならびに調達体制の整備	39
第 18 節	防災教育及び訓練計画	39
1.	防災知識の普及	39
2.	防災訓練	41
第 19 節	消防団（水防団）、自主防災体制の整備	43
1.	消防団（水防団）の育成推進	43
2.	自主防災組織の育成推進	43
3.	自主防災組織の編成	43
4.	自主防災組織の活動内容	44
5.	地区防災計画	44
6.	地区防災計画と個別避難計画の整合性	44
第 20 節	企業（事業所）における防災の促進	44
1.	防災体制の整備	44
2.	事業継続の取組の推進	44
3.	地区防災計画	45
第 21 節	災害ボランティア活動の環境整備	46
1.	災害ボランティアの役割	46
2.	専門ボランティアとの連携体制の整備	46
3.	一般ボランティアとの連携体制の整備	46
4.	災害ボランティアの育成	46
5.	災害ボランティアコーディネーターの育成・登録	46
6.	災害ボランティアの周知	46
第 22 節	防疫及び廃棄物処理計画	47
1.	実施担当責任者	47
2.	処理班の編成	47
3.	処理方法	47
4.	防疫・保健衛生体制の整備	48
5.	汚染地域の消毒	49
6.	へい獣の処理方法	49
7.	清掃用運搬車及び施設	49
8.	動物愛護管理体制の整備	49
第 23 節	要配慮者等の安全確保体制の整備	49

1.	避難行動要支援者等の実態把握と安全確保体制の整備	49
2.	避難行動要支援者等の避難支援対策の整備	50
第 24 節	孤立地区対策	52
1.	通信手段の確保	52
2.	物資供給、救助体制の確立	52
3.	孤立に強い地区づくり	52
4.	道路寸断への対応	53
第 25 節	土砂災害対策	53
1.	土砂災害防止体制の確立	53
2.	危険区域等周辺の警戒監視・通報	53
3.	土砂災害等による被害の拡大防止	53
4.	土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報	54

第3章 災害応急対策計画

第 1 節	組織計画	55
1.	災害対策組織	55
2.	防災会議	55
3.	災害対策本部	56
第 2 節	動員計画	58
1.	災害対策本部における災害対策要員の動員	58
2.	災害体制の時期、決定、業務内容	58
3.	連絡員室	59
4.	地区連絡員	59
5.	災害体制決定の通知及び動員方法	60
6.	職員の応援	61
7.	消防団に対する伝達及び出動	61
8.	緊急消防援助隊への応援要請	61
9.	他機関等に対する応援要請	62
10.	労務者等の動員	63
11.	従事命令等	64
第 3 節	予報及び警報等の伝達計画	66
1.	気象予報及び警報等の伝達系統及び方法	66
2.	異常現象の通報及び措置	74
第 4 節	災害通信計画	75
1.	有線通信施設の優先利用	75
2.	無線通信施設の利用	75
3.	有線通信途絶時における措置及び応急対策	77
第 5 節	災害情報等の報告・収集計画	78
1.	災害情報、被害状況の収集及び報告	78
2.	被害調査	78
3.	被害状況報告	81
4.	被災世帯名簿の作成	84
第 6 節	災害広報計画	84
1.	担当責任者	84

2.	広報資料の収集	84
3.	報道機関に対する発表	85
4.	庁内連絡及び各関係機関等の連絡	85
5.	一般広報	85
6.	住民からの問い合わせに対する対応	86
第 7 節	避難活動	87
1.	実施責任者	87
2.	担当責任者	89
3.	避難指示の区分	89
4.	高齢者等避難の発令	90
5.	避難指示の基準	90
6.	避難指示の伝達	90
7.	避難場所	92
8.	避難方法	92
9.	避難所の開設、管理	93
10.	避難所への収容保護	94
11.	開設が長期化する見通しの場合の避難所運営	95
12.	避難所開設の状況報告及び記録	96
13.	学校・幼稚園・保育所等における避難対策	96
14.	避難の場合の注意事項等の周知徹底	97
15.	避難路の選定・確保	97
16.	避難所の早期解消のための取組	97
第 8 節	洪水・高潮の緊急防ぎよ計画	97
第 9 節	除雪計画	97
1.	除雪対策の組織	97
2.	除雪基準・除雪路線	97
3.	除雪機械の調達	98
4.	消防団の出動と一般住民の除雪協力	98
5.	孤立予想集落等への対策	98
第 10 節	危険物の保安対策	98
1.	関係機関との連絡	98
2.	危険物施設対策	98
3.	高圧ガス保有施設対策	99
4.	毒物劇物・火薬類等保管施設対策	99
第 11 節	救出計画	100
1.	実施担当責任者	100
2.	救出対象者	100
3.	救出の方法	100
4.	市、関係機関等による救急救助活動	100
5.	緊急消防援助隊の要請等	101
6.	関係機関等への要請	101
7.	警察との連絡	101
8.	救出期間	102
第 12 節	災害救助法の適用	102

1. 災害救助法の適用基準	102
2. 被災世帯の算定	102
3. 災害救助法による被害状況認定基準	102
4. 災害救助法の適用手続き	103
5. 応急救助の内容	103
第 13 節 食糧供給計画	104
1. 応急配給の措置	104
2. 主食・副食及び調味料の調達	104
3. 食品の給与	104
4. 災害対策及び救助従事者に対する給食	106
第 14 節 生活必需物資配給計画	107
1. 実施担当責任者	107
2. 給与又は貸与の対象者	107
3. 給与又は貸与の方法	107
4. 給与又は貸与の費用及び期間	108
5. 義援金品の保管及び配分	108
第 15 節 給水計画	109
第 16 節 ライフライン施設応急計画	109
1. 電気施設応急復旧対策	109
2. L P ガス応急復旧対策	109
3. 上水道等応急復旧対策	110
4. 下水道・農業集落排水施設等応急復旧対策	110
5. 電気通信設備応急対策	111
第 17 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	112
1. 実施担当責任者	112
2. 応急仮設住宅の設置	112
3. 応急仮設住宅の運営管理	113
4. 住宅の応急修理	113
5. 建設資材の確保	113
6. 建設業者	114
7. その他	114
第 18 節 医療及び助産計画	115
1. 実施担当責任者	115
2. 医療又は助産の対象者	115
3. 医療及び助産の範囲	115
4. 医療及び助産の方法	115
5. 医薬品等の確保	116
6. 災害時の保健活動	116
7. 医療及び助産の費用及び期間	116
第 19 節 防疫及び廃棄物処理計画	117
防疫計画	117
1. 実施担当責任者	117
2. 防疫班の編成	117
3. 防疫の種別及び方法	117

4. 保健活動	118
5. 避難所の防疫措置	118
6. 防疫用薬剤の調達	118
7. 防疫器具の状況	118
廃棄物処理計画	119
1. 実施担当責任者	119
2. 処理班の編成	119
3. 処理方法	119
4. 汚染地域の消毒	120
5. へい獸の処理方法	120
6. 清掃用運搬車及び施設	120
7. 損壊家屋の解体について	120
第 20 節 遺体の搜索・処理・埋葬計画	121
1. 実施担当責任者	121
2. 遺体の搜索	121
3. 遺体の検視及び処理	121
4. 災害救助法適用地域の遺体が、市地域内に漂着した場合の遺体の処理	122
5. 遺体の埋葬	122
6. 遺体の搜索及び収容、埋葬のための費用及び期間	122
第 21 節 障害物の除去	123
1. 実施担当責任者	123
2. 実施の方法	123
3. 除去する戸数	123
4. 除去の対象	123
5. 対象世帯の実施順位	123
6. 障害物の集積、廃棄又は保管場所	123
7. 障害物の売却及び処分方法	124
8. 除去の期間と費用	124
9. 障害物の除去にともなう記録	124
第 22 節 輸送計画	125
1. 輸送の方法	125
2. 人員、物資の優先輸送	125
3. 車輌輸送	125
4. 鉄道輸送	126
5. 海上輸送	126
6. 航空輸送	126
7. 人力による輸送	126
8. 緊急輸送の手続き	126
9. 災害救助法による輸送基準	127
第 23 節 交通施設災害応急対策計画	128
1. 道路・橋梁の危険箇所の把握	128
2. 応急措置	128
第 24 節 宅地・建築物応急対策計画	130
1. 宅地の危険度判定の実施	130

2.	被災建築物応急危険度判定の実施	130
第 25 節	文教対策計画	131
1.	実施責任者	131
2.	応急教育対策	131
3.	学用品の調達及び支給	132
4.	学用品等の給与の費用及び期間	132
5.	健康管理	132
6.	文化財の保護	132
第 26 節	水難救護計画	133
1.	発見者の通報	133
2.	救護措置	133
3.	舟艇の調達先及び調達可能数量	133
4.	水難救護資機材調達先	133
第 27 節	自衛隊の災害派遣要請計画	134
1.	災害派遣要請基準	134
2.	災害派遣要請	134
3.	派遣部隊等の受入れ措置	134
4.	派遣部隊の撤収	135
5.	派遣部隊に関する報告	135
6.	自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備	135
第 28 節	災害ボランティアとの連携・支援体制	139
1.	ボランティアの受入れ、調整、派遣、徴収	139
2.	関係機関との連絡調整	139
第 29 節	要配慮者等の安全確保と支援体制	139
1.	児童に関する安全確保と支援	139
2.	社会福祉施設等における安全確保と支援	140
3.	県への協力要請	140
4.	高齢者及び障がい者・難病疾患者等に関する安全確保と支援	140
5.	災害による要配慮者等の安全確保と支援	141
6.	観光客及び外国人に関する安全確保と支援	142
第 30 節	孤立地区対策	142
1.	孤立実態の把握	142
2.	物資供給、救助の実態	142
3.	集団避難の実施	142
4.	道路の応急対策	143

第4章 災害復旧計画

第 1 節	公共施設等の復旧	144
1.	緊急査定	144
2.	緊急融資の確保	145
第 2 節	一般災害に対する措置	145
1.	農林漁業に対する融資	145
2.	商工業に対する融資	145
3.	生活確保の措置	145

4.	雇用機会の確保	146
5.	税等の徴収猶予、減免	146
6.	災害弔慰金・災害障害見舞金及び災害援護資金	146
7.	災害見舞金の支給及び災害の後処理対策費の助成	147
第 3 節	救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分に関する措置	147
1.	受入れ体制の確立	147
2.	義援金の管理・供給体制	147
3.	救援物資の管理・供給体制	148

第5章 事故災害等対策計画

第 1 節	流出油事故対策計画	149
1.	災害予防	149
2.	災害応急対策	149
3.	災害復旧	150
第 2 節	海難事故対策計画	151
1.	災害予防	151
2.	災害応急対策	151
第 3 節	航空災害対策計画	152
1.	災害予防	152
2.	災害応急対策	152
第 4 節	大規模な火災対策計画	153
1.	災害予防	153
2.	災害応急対策	154
3.	災害復旧	155

震災対策編

第1章 総 則

第 1 節 目 的	157
1. 計画作成の目的	(風水害等対策編参照)
2. 計画の方針	(風水害等対策編参照)
3. 計画の構成	157
4. 計画の内容	157
5. 計画の習熟	157
6. 計画の修正	157
第 2 節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	(風水害等対策編参照)
第 3 節 市域の概況と災害記録	158
1. 市域の概況	(風水害等対策編参照)
2. 災害の記録	158
第 4 節 地震被害想定	158
1. 想定条件	158
2. 想定される被害の概要	159

第2章 災害予防計画

第 1 節 防災組織の整備	(風水害等対策編参照)
第 2 節 災害危険区域の指定及び警戒	(風水害等対策編参照)
第 3 節 災害危険箇所の調査	(風水害等対策編参照)
第 4 節 防災施設の新設・改良	(風水害等対策編参照)
第 5 節 各災害種別の予防計画	163
第 6 節 危険物災害予防	(風水害等対策編参照)
第 7 節 公共施設等の災害予防	169
1. 公共建築物の耐震性の向上	169
2. 一般建築物等の耐震性の促進	170
3. 落下物・転倒物対策	170
4. 屋内の安全性の向上	170
5. 建築物の不燃化の推進	170
6. 都市の不燃化の推進	171
7. 防災空間の確保	171
8. 公的機関の業務継続性の確保	171
第 8 節 ライフライン施設の災害予防	(風水害等対策編参照)
第 9 節 火災予防	171
1. 出火防止	171
2. 初期消火	172
3. 消防力の強化	172
第 10 節 災害通信整備計画	(風水害等対策編参照)
第 11 節 応援協力体制の強化	(風水害等対策編参照)
第 12 節 避難に関する計画	(風水害等対策編参照)
第 13 節 救急・救助体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 14 節 医療体制の整備	(風水害等対策編参照)

第 15 節	交通確保及び輸送体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 16 節	災害対策資機材等の備蓄・調達	(風水害等対策編参照)
第 17 節	防災教育及び訓練計画	(風水害等対策編参照)
第 18 節	自主防災体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 19 節	災害ボランティア活動の環境整備	(風水害等対策編参照)
第 20 節	廃棄物等の処理体制、防疫・保健衛生体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 21 節	要配慮者等の安全確保体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 22 節	調査・研究	174
1.	被害想定に関する調査・研究	174
2.	災害の阻止、市の防災化に関する調査	174
3.	防災カルテ・防災マップ等の整備	174

第3章 災害応急対策計画

第 1 節	組織計画	(風水害等対策編参照)
第 2 節	動員計画	175
1.	災害対策本部における災害対策要員の動員	175
2.	災害体制の時期、決定、業務内容	176
3.	連絡員室	(風水害等対策編参照)
4.	地区連絡員	(風水害等対策編参照)
5.	災害体制決定の通知及び動員方法	(風水害等対策編参照)
6.	職員の応援	(風水害等対策編参照)
7.	消防団に対する伝達及び出動	(風水害等対策編参照)
8.	他機関等に対する応援要請	(風水害等対策編参照)
9.	労務者等の動員	(風水害等対策編参照)
10.	従事命令等	(風水害等対策編参照)
第 3 節	地震情報の収集・伝達計画	177
1.	情報の種類	177
2.	地震に関する情報の伝達系統及び方法	178
第 4 節	災害通信計画	(風水害等対策編参照)
第 5 節	災害情報等の報告、収集計画	(風水害等対策編参照)
第 6 節	災害広報計画	(風水害等対策編参照)
第 7 節	避難活動	(風水害等対策編参照)
第 8 節	危険物の保安対策	(風水害等対策編参照)
第 9 節	救出計画	(風水害等対策編参照)
第 10 節	災害救助法の適用	(風水害等対策編参照)
第 11 節	食糧供給計画	(風水害等対策編参照)
第 12 節	生活必需物資配給計画	(風水害等対策編参照)
第 13 節	給水計画	(風水害等対策編参照)
第 14 節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	(風水害等対策編参照)
第 15 節	医療及び助産計画	(風水害等対策編参照)
第 16 節	防疫及び廃棄物処理計画	(風水害等対策編参照)
第 17 節	死体の搜索・処理・埋葬計画	(風水害等対策編参照)
第 18 節	障害物の除去	(風水害等対策編参照)
第 19 節	輸送計画	(風水害等対策編参照)

第 20 節	交通施設災害応急対策計画	（風水害等対策編参照）
第 21 節	宅地・建築物応急対策計画	（風水害等対策編参照）
第 22 節	文教対策計画	（風水害等対策編参照）
第 23 節	水難救護計画	（風水害等対策編参照）
第 24 節	自衛隊の災害派遣要請計画	（風水害等対策編参照）
第 25 節	災害ボランティアとの連携・支援体制	（風水害等対策編参照）
第 26 節	要配慮者等の安全確保と支援体制	（風水害等対策編参照）

第4章 災害復旧計画

第 1 節	公共施設等の復旧	（風水害等対策編参照）
第 2 節	一般災害に対する措置	（風水害等対策編参照）
第 3 節	救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分に関する措置	（風水害等対策編参照）

津波対策編

第1章 総 則

第 1 節	目 的	182
1.	計画作成の目的	(風水害等対策編参照)
2.	計画の方針	(風水害等対策編参照)
3.	計画の構成	182
4.	計画の内容	182
5.	計画の習熟	182
6.	計画の修正	182
第 2 節	関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	(風水害等対策編参照)
第 3 節	市域の概況と災害記録	183
1.	市域の概況	(風水害等対策編参照)
2.	災害記録	183
第 4 節	津波被害想定	183
1.	想定条件	183
2.	想定される被害の概要	184

第2章 災害予防計画

第 1 節	防災組織の整備	(風水害等対策編参照)
第 2 節	災害危険区域の指定及び警戒	185
第 3 節	災害危険箇所の調査	(風水害等対策編参照)
第 4 節	防災施設の新設・改良	(風水害等対策編参照)
第 5 節	各災害種別の予防計画	185
第 6 節	危険物災害予防	(風水害等対策編参照)
第 7 節	公共施設等の災害予防	(震災対策編参照)
第 8 節	ライフライン施設の災害予防	(風水害等対策編参照)
第 9 節	火災予防	(震災対策編参照)
第 10 節	災害通信整備計画	(風水害等対策編参照)
第 11 節	応援協力体制の強化	(風水害等対策編参照)
第 12 節	避難に関する計画	187
1.	避難計画の作成	187
2.	防災上重要な施設の所有者又は管理者の留意事項	188
第 13 節	救急・救助体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 14 節	医療体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 15 節	交通確保及び輸送体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 16 節	災害対策資機材等の備蓄・調達	(風水害等対策編参照)
第 17 節	防災教育及び訓練計画	(風水害等対策編参照)
第 18 節	自主防災体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 19 節	災害ボランティア活動の環境整備	(風水害等対策編参照)
第 20 節	廃棄物等の処理体制、防疫・保健衛生体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 21 節	要配慮者等の安全確保体制の整備	(風水害等対策編参照)
第 22 節	調査・研究	189
1.	被害想定に関する調査・研究	189

2. 災害の阻止、市の防災化に関する調査	189
3. 津波ハザードマップ等の整備	189
4. 海抜表示板等の整備	189

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 組織計画	(風水害等対策編参照)
第 2 節 動員計画	190
1. 災害対策本部における災害対策要員の動員	190
2. 災害体制の時期、決定、業務内容	191
3. 連絡員室	(風水害等対策編参照)
4. 地区連絡員	(風水害等対策編参照)
5. 災害体制決定の通知及び動員方法	(風水害等対策編参照)
6. 職員の応援	(風水害等対策編参照)
7. 消防団に対する伝達及び出動	(風水害等対策編参照)
8. 他機関等に対する応援要請	(風水害等対策編参照)
9. 労務者等の動員	(風水害等対策編参照)
10. 従事命令等	(風水害等対策編参照)
第 3 節 津波情報の収集・伝達計画	192
1. 津波関係の種類	192
2. 津波に関する情報の伝達系統及び方法	193
第 4 節 災害通信計画	(風水害等対策編参照)
第 5 節 災害情報等の報告・収集計画	(風水害等対策編参照)
第 6 節 災害広報計画	(風水害等対策編参照)
第 7 節 津波対策計画	194
1. 安全確保の原則	194
2. 潮位観測情報等伝達体制の整備	194
3. 避難等	195
第 8 節 避難活動	(風水害等対策編参照)
第 9 節 危険物の保安対策	(風水害等対策編参照)
第 10 節 救出計画	(風水害等対策編参照)
第 11 節 災害救助法の適用	(風水害等対策編参照)
第 12 節 食糧供給計画	(風水害等対策編参照)
第 13 節 生活必需物資配給計画	(風水害等対策編参照)
第 14 節 給水計画	(風水害等対策編参照)
第 15 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	(風水害等対策編参照)
第 16 節 医療及び助産計画	(風水害等対策編参照)
第 17 節 防疫及び廃棄物処理計画	(風水害等対策編参照)
第 18 節 死体の搜索・処理・埋葬計画	(風水害等対策編参照)
第 19 節 障害物の除去	(風水害等対策編参照)
第 20 節 輸送計画	(風水害等対策編参照)
第 21 節 交通施設災害応急対策計画	(風水害等対策編参照)
第 22 節 宅地・建築物応急対策計画	(風水害等対策編参照)
第 23 節 文教対策計画	(風水害等対策編参照)
第 24 節 水難救護計画	(風水害等対策編参照)
第 25 節 自衛隊の災害派遣要請計画	(風水害等対策編参照)

- 第 26 節 災害ボランティアとの連携・支援体制…………… (風水害等対策編参照)
第 27 節 要配慮者等の安全確保と支援体制…………… (風水害等対策編参照)

第4章 災害復旧計画

- 第 1 節 公共施設等の復旧…………… (風水害等対策編参照)
第 2 節 一般災害に対する措置…………… (風水害等対策編参照)
第 3 節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分に関する措置…… (風水害等対策編参照)

益田市地域防災計画

風水害等対策編

第1章 総 則

第1節 目 的

1. 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、住民の生命、身体及び財産の安全を図るため、災害の防止及び被害の軽減ならびに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

2. 計画の方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、地域ならびに住民の生命・身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において市、住民、県、国、防災関係機関が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

その上で、東日本大震災の教訓を受け、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ災害に備えるものとする。

この計画は、住民の生命・身体及び財産を守るため、益田市における防災に関する基本的事項を総合的に定めるものとする。

3. 計画の構成

本計画は、風水害等の災害及び事故災害等を対象とする。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急計画

第4章 災害復旧計画

4. 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

(1) 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の業務大綱、本市の特質等、計画の基本となる事項。

(2) 災害予防計画

風水害等の発生に備えて、防災のまちづくりや生活基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等を示すとともに、平常時からの教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図るまでの基本的な計画。

(3) 災害応急計画

災害発生直後の迅速、適確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、さらには防災関係機関による各種の応急対策についての基本的な計画。

(4) 災害復旧計画

民生安定のための緊急対策の他、風水害等災害からの速やかな復旧・復興にあたっての基本的な計画。

5. 計画の習熟

防災関係機関は平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

6. 計画の修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により隨時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えていくものとする。したがって防災関係機関は、関係のある事項について市防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第2節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

1. 業務の大綱

(1) 益田市・益田広域消防本部

市、益田広域消防本部は、市の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(3) 島根県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市単独で対処できないと認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) 住民及び自主防災組織等

住民は、自らの身の安全は自らが守る自覚を持ち平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。また、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に協力するよう努めるものとする。

(7) 事業所の責務

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 関係機関の事務

(1) 市・益田広域消防本部・公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機 開 名	処理すべき事務又は業務の大綱
益 田 市	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 市地域に係る災害予防対策 (3) 市地域に係る災害応急対策の実施 (4) 市の管理に属する施設の災害復旧
益 田 広 域 消 防 本 部	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 市地域に係る災害予防対策 (3) 市地域に係る災害応急対策の実施 (4) 市の管理に属する施設の災害復旧
陸 上 自 衛 隊 出 雲 駐 屯 地	(1) 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施
土 地 改 良 区	(1) 水門、水路、溜池等の施設の災害管理及び災害復旧 (2) たん水の防排除
島 根 県 農 業 協 同 組 合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力
漁 業 協 同 組 合	(1) 漁業等水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 (2) 共同利用施設の防災対策及び復旧 (3) 被災組合員に対する融資又はその斡旋 (4) 緊急海上輸送及び水難救助の協力
森 林 組 合	(1) 林業災害調査及び応急対策への協力 (2) 被災組合員に対する融資の斡旋
商 工 会 議 所 商 工 会	(1) 物資の流通及び物価の安定についての協力、徹底 (2) 救助物資及び災害対策用資材の確保についての協力斡旋
病 院 等 経 営 者	(1) 入院患者の避難保護 (2) 負傷者等の医療、助産、救護についての協力
一 般 運 輸 業 者	(1) 緊急輸送に対する協力
社 会 福 祉 協 議 会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) ボランティアの連絡調整
金 融 機 関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置に関する協力
学 校 法 人	(1) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 (2) 被災者の一時収容等応急措置についての協力
寺 院 等	(1) 被災者の一時収容措置についての協力 (2) 応急教育措置についての協力
保 育 所 幼 稚 園	(1) 保育園児の避難保護 (2) 被災施設の災害復旧 (3) 被災者の一時収容措置についての協力
危険物関係施設の管理者	(1) 危険物の保安措置
L P ガ ス 取 扱 機 関	(1) L P ガス施設の防火管理 (2) L P ガスの供給
重 要 文 化 財 の 管 理 者	(1) 重要文化財防災管理
ダ ム 施 設 の 管 理 者	(1) ダム等施設の防災管理

(2) 県の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
島 根 県	(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施 (4) 県の管理に属する施設の災害復旧
西部県民センター益田事務所	(1) 石見地域災害対策本部に関する事務 (2) 県の管理に属する施設の災害応急及び災害復旧
益田県土整備事務所	(1) 災害時の管内県機関に關わる応急対策の実施に必要な総合調整 (2) 災害時における情報収集及び伝達 (3) 益田市と県本庁との連絡調整 (4) 管内区域の県管理の土木施設及び農林土木施設の被害調査、災害応対策及び災害復旧 (5) 知事が指定した河川区域における洪水予報の伝達 (6) 知事が指定した河川区域における水防警報の発表及び伝達 (7) ダム施設の防災管理
益田保健所	(1) 災害時における管内区域の保健及び環境衛生対策
西部農林水産振興センター 益田事務所	(1) 管内区域の農作物等の応急対策及び災害復旧
益田警察署	(1) 災害情報の収集・伝達 (2) 被災者の避難誘導 (3) 被災者の救出・救助 (4) 行方不明者の捜索、死体の捜索、検視 (5) 交通秩序の維持その他地域安全対策
西部農林水産振興センター 水 产 部	(1) 水産関係被害状況の把握および報告に関すること (2) 渔業共同施設の災害に関すること (3) 渔港の災害対策に関すること (4) 災害時(津波災害)における漁船に関すること
益田教育事務所	(1) 市立学校の被災状況(児童・生徒・教職員)とその影響(授業実施の可否等)の把握・報告に関すること (2) 市立学校への避難所設置に係わる情報収集・協力に関すること (3) 応急教育の必要性把握・報告及び必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関すること
西部県民センター	(1) 商工労働関係被害状況の把握および報告に関すること (2) 商工労働関係の災害対策に関すること (3) 生活必需品の確保(流通)に関すること

(3) 指定地方行政機関

機 開 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	(1) 管区内各警察の指導、調整に関すること (2) 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報等の伝達に関すること
中国総合通信局	(1) 非常無線通信の確保(電波法第74条参照) (2) 非常事態における有線電気通信の確保(有線電気通信法第15条参照) (3) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請

	(4) 災害対策用移動電源車の貸与
中国財務局 (松江財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
島根労働局 (益田労働基準監督署)	(1) 産業災害防止についての監督、指導 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 (3) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 (4) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 (5) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 (6) 被災事業主に対する特別措置等の実施
中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設等及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること (7) 主要食糧の供給に関すること
近畿中国森林管理局	(1) 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 (2) 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 災害対策に必要な木材の供給
中国経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国四国産業保安監督部	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
中国地方整備局	(1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 (3) 国土交通省所掌事務に關わる地方公共団体等への勧告、助言 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達

	(6) 災害時における交通確保 (7) 海洋の汚染の防除 (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
中国運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 輸送等の安全確保に関する指導監督 (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 (4) 緊急輸送に関する要請及び支援
大阪航空局	(1) 災害時における航空輸送の調査及び指導 (2) 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
大阪管区気象台 (松江地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的支援・助言をおこなうこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
第八管区海上保安本部 (浜田海上保安部)	(1) 海難救助 (2) 海洋の汚染の防止 (3) 海上における治安の維持 (4) 海上における船舶交通の安全確保
中国四国地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 (2) 家庭動物の保護等に係る支援 (3) 災害時における環境省本省との連絡調整
中国四国防衛局	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
中国地方測量部	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

(4) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 公 共 機 関	日本銀行 (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
	日本赤十字社 (1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会 (1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社 (1) 道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	西日本旅客鉄道株式会社 (1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	日本貨物鉄道株式会社 (1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	N T T 西日本株式会社 島根支店 (1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 KDD I 株式会社 (1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社N T T ドコモ 中国支社島根支店 (1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク株式会社 (1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	日本郵便株式会社 中国支社 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (1) 陸路による緊急輸送の確保
	中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社 (1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保

(5) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地 方 公 共 機 關	石見交通株式会社 (1)陸路による緊急輸送の確保 (2)運航車両等の安全管理及び事故対策
	島根県LPGガス協会 (1)LPGガスの防災管理と災害復旧 (2)LPGガスの供給
	島根県医師会 島根県看護協会 (1)災害時における医療救護活動の実施
	山陰放送㈱西部支社 山陰中央テレビ放送㈱ 日本海テレビ放送㈱ ㈱エフエム山陰 萩ケーブルネットワーク㈱ (1)気象等予報及び警報の放送 (2)災害応急対策等の周知徹底 (3)その他災害に関する広報活動

第3節 市域の概況と災害記録

1. 市域の概況

(1) 地 勢

本市は島根県の最西端に位置し、北は渺茫^{びようぼう}たる日本海を控え海岸は飯浦の鏑崎、遠田の鵜ノ鼻、大浜の魚侍岬を除いては、長汀白砂で石見潟を形成している。東は浜田市に接し、南は広島県廿日市市に連なり、西は山口県萩市にそれぞれ隣接しており、東西 43.76 km、南北 34.75 km、海岸線 30.10 kmに及び、総面積 733.19k m²である。

市の三方は山に囲まれていて南西部から北西部にかけて高津川が縦断し、又東南部から北西部にかけて益田川が流れ、この二大河川と源を市内にもつ数多くの小河川が市域にある。地形は概して北に傾き、東南及び西南にかけて最高 1,346m に及ぶ恐羅漢山等多くの高峰が連なっており、その山脚が海岸に迫っている。このため、小河川は急流で峡谷を流下しているので保水力が悪く、一時に増水して洪水となる反面、わずかな干天によってもただちに水利にこと欠く状況である。

地質は古生層や花崗岩、第3紀層、沖積層等から成り、風、降雨雪、その他気象上の影響による風化及び浸食作用が甚だしい。加えて上流地帯も概して花崗岩、斑岩の地質が多いため洪水等により、これら作用を促進して砂礫などを流下し河床を高めている。

(2) 気 象

本市の気象は北九州の気候に近く、年平均気温の平年値（1991～2020）は 15.9°C と温暖であり、冬期間の降雪は少ない。

日平均気温が年間で最も低くなるのは、1月中旬から 2 月上旬で、最低気温が最も低かったのは -7.3°C（1981 年 2 月 26 日）である。また、日平均気温が年間で最も高くなるのは 7 月下旬から 8 月中旬で、最高気温が最も高かったのは 39.3°C（2017 年 8 月 6 日）である。

年降水量の平年値（1991～2020）は年平均 1,570.5mm で、県内では少ない方に属するが、6 月上旬から 7 月中旬にかけての梅雨期間には年降水量のおよそ 1/4 の雨が降り、集中豪雨による被害を受けることがある。

(3) 市街地と人口

市域における市街地は、市の北部中央附近に国道に沿って、益田、吉田及び高津地区に約 5.2 k m²に亘り市街地を形成しているほかは、津田、横田、神田、桂平、都茂、匹見上地区にわずかな街地があるのみで、その他は小さな集落が点在している状況であり、市街地を除き人口密度は、きわめて低い。

本市の地区別的人口及び世帯数の状況は、附属資料のとおりである。

(4) 交 通

市の重要交通施設は、海岸を走る JR 山陰本線と本市を分岐点とし、山口県山口市を結ぶ山口線があり、この線に平行して国道 9 号が通っている。これを起点として西部地区には、国道 191 号、県道益田阿武線が走り、地区的動脈的役割をなしている。又東部、南部地区は、益田川沿いに国道 191 号、匹見川沿いに国道 488 号があり、災害時における緊急輸送上の重要な交通路となる。また、平成 22 年 3 月に供用開始となった国道 9 号線（遠田～角井）を結ぶ益田道路及び県道久城インター線についても、緊急輸送上大変重要な交通路となる。

なお、海上においては、東部に大浜港、西部に飯浦港の 2 種漁港があり、海上輸送及び船舶避難に利用される。

(5) 河川の状況

市域における主な河川は、附属資料のとおりである。

2. 災 害 の 記 錄

過去における災害は、特に風水害によるものが多い。これは、6月及び7月の梅雨前線の停滞による集中豪雨と8月及び9月における台風が原因となっている。これらの現象は、高潮及び豪雨をもたらし、高津川、益田川の二大河川を始め、その他の小河川が氾濫して多大の被害を出している。

豪雨による災害については、昭和18年9月19日から20日の水害で、313.1mm（浜田測候所）の記録的な豪雨により、市街地は濁流に没し、甚大な被害を被った。

また、昭和58年には7月21日から23日にかけて梅雨末期の集中豪雨に襲われた。特に22日午後10時頃から降り始めた雨は、23日午前10時までに総雨量が448mm（建設省）に達し、また23日の午前6時から7時までの1時間雨量も93mm（建設省）と驚異的なものであった。このため、中小河川の氾濫はもとより益田川の決壊は市域全体を壊滅状態に陥れた。また、特筆すべきことは、山間部における土石流の発生が著しく、過去に例を見ない大災害への引金となった。

強風による災害については、平成3年の9月27日から28日にかけて台風19号が島根県沖を北東に進み、最大風速26.9m/s、最大瞬間風速48.9m/s（浜田測候観測所）の暴風を記録した。特に農作物及び農業用施設の被害が著しかった。また、平成16年9月7日から8日にかけて台風18号が島根県沖を北東に進み、最大風速27.9m/s、最大瞬間風速43.1m/s（浜田測候所）の暴風を記録し、農業用施設及び公共施設に被害が発生した。また、平成21年3月には日本海を低気圧が発達しながら北東に進み、気圧の傾きが大きくなつたため、南よりの非常に強い風が吹き、最大瞬間風速33.4m/s（石見空港）の暴風を記録し、農業用施設及び公共施設に被害が発生した。

地震による被害については、平成9年6月25日に山口県北部を震源とする地震が発生し、岩倉町の観測地点で震度5強を計測した。この地震で、民家、公共施設において壁の落下、ひび割れ等の被害があった。

大雪による被害は、昭和38年1月から2月上旬にかけて1ヶ月以上西高東低の冬型気圧配置が持続し、断続的に雪が降つたため、交通が途絶し、住民生活にも甚大な被害を受けた。

火災による被害で建物火災は、昭和60年2月16日夜半と昭和63年4月25日午前6時30分ごろ、平成20年1月20日午後6時50分ごろ、益田駅前地区で発生している。

林野火災は、平成19年4月20日11時45分ごろ、美濃地区で発生し、2日間延焼し続けてヘリコプター（延べ13機）による消火活動を行つた。また、平成25年3月12日12時15分ごろ、向横田地区で発生し、ヘリコプターによる消火活動を行つた。

本市における被害状況は附属資料のとおりである。

第2章 災害予防計画

災害予防計画は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に災害の発生を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第1節 防災組織の整備

防災に関する組織については、常に災害時に対処し得る組織の整備強化を図ることとする。特に迅速に応急処置が講じられるよう市長権限を職員等に委任し、或は公共的団体及び防災上重要な施設の管理者との連絡体制を定めておくものとする。又防災活動が的確、かつ、迅速に実施できるよう災害時における職員の服務心得をあらかじめ定め、周知しておくものとする。

1. 防災に関する消防出動（消防計画）

消防に関する業務については、益田広域消防本部及び市消防団があたり、防災上出動等を必要とする場合は、市長が連絡要請するものとする。

(1) 益田広域消防本部

常備消防として、昭和45年に一部事務組合方式により、消防本部、消防署が設置された。現在、益田市においては、益田広域消防本部、益田広域消防署、同署美都分遣所及び同署匹見分遣所が設置され、それぞれ消防、救急、救助業務等の常備消防の事務を行っている。

(2) 益田市消防団

市消防団は、初期消火・残火処理等に活躍しているほか、林野火災・風水害・地震災害等の大規模災害時には多数の警防要員を必要とすることから、その役割は非常に大きい。しかし、近年、消防団員数は減少傾向にあり、また、その年齢構成も高齢化の傾向をみせている。また、就業構造の変化による昼間における消防力の低下、社会認識の希薄化による士気の低下が問題となってきている。

このようななか、消防団を地域防災の中核として位置付け、組織を整備・増強していくとともに、その活性化を図っていく必要がある。

市における消防団の組織は附属資料のとおりである。

2. 防災に関する職務の委任

防災に関する処置は原則として市長が行うが、人の生命又は身体を災害から保護し又は防止するための処置を緊急に実施する必要がある場合においては、その職務の一部を消防団長等に委任して迅速な処置を講ずができるよう次のように定めるものとする。

(1) 消防団長及び消防団員に委任する事項及び限度

委任の対象者	委任事項	適用限度
指揮者 (消防団長、方面隊長、分団長)	避難の指示 (災害対策基本法第60条) 指揮下の団員等の動員 警戒区域の設定 (災害対策基本法第63条) 応急公用負担 (災害対策基本法第64条)	緊急実施を要し、市長の指示をうけるいとまのない場合

(2) 事務処理

受任者は、委任された職務を執行したときは、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

3. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者との連絡等

(1) 応急処置の実施

市域内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、独自な防災組織を整備し、災害時にはそれぞれの責任において第1次的な応急処置を実施するものとする。

(2) 連絡方法

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災に関し常に市と連絡協調を保ち地域における総合的な対策が的確に実施できるようあらかじめ責任者を定め、市との緊密な連絡を行うものとする。

第2節 災害危険区域の指定及び警戒

災害時において迅速、的確な災害対策を実施するために、市域内の災害危険区域を災害種類別に指定し、これを警戒、監視して災害を未然に防止し、又は災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。災害別の指定及び警戒方法は、次によるものとする。

1. 水害危険区域

(1) 危険区域の指定

河川の増水による危険箇所は、水防法に基づく益田市水防計画に定めるところによるものとし、その区域は附属資料のとおりである。

(2) 警戒責任者

危険区域の警戒責任者は、原則としてその区域の消防団分団長とする。警戒責任者は、平常時より危険区域の実態を把握しておくものとする。

(3) 警戒方法

警戒責任者は、気象予報及び警報が発せられ、河川の増水が予想されるとき、又は異常降雨等で災害発生のおそれがあるときは、益田市水防計画の定める次の方法により、危険区域を巡回して警戒の万全を期し、災害の早期防止に努める。

ア 沈没注意水位までは、堤防延長2km毎に3人の基準で警戒員を配置し巡回する。

イ 沈没注意水位に達したときは、堤防延長0.5～1km毎に警戒員1人、連絡員2人の基準で警戒にあたる。

2. 土砂災害危険区域

(1) 危険区域の指定

土砂災害の恐れのある区域は、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」によるものとし、その区域は附属資料のとおりとする。

(2) 警戒責任者及び警戒方法

警戒責任者は、その区域の消防団分団長とし、警戒監視については降雨等により災害のおそれがある場合は、あらかじめ指名した団員を現地に派遣し警戒監視するものとする。

3. 火災危険区域

火災危険区域に関しては、益田市消防計画の定めるところによる。

第3節 災害危険箇所の調査

1. 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査

市域で災害時において、その災害を拡大させるおそれのあると認められる設備又は物件（設備としては危険物貯蔵庫、火薬庫、高圧線、高い煙突、ネオン看板及び大規模広告塔、物件では材木、危険物など）等事前措置の対象となるものについては、平素から調査把握し占有者、所有者又は管理者を事前に明確にしておき、事前措置を効果的に行うものとする。

2. 設備及び物件の管理者等への予警告

市長は、市域に災害の発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の管理者に対して、必要に応じ当該設備又は物件の除去、或は補強若しくは保安措置をすることにつき、予告又は警告などを行い災害の拡大を防止するものとする。

第4節 防災施設の新設・改良

1. 治山、治水対策、土砂災害対策

市域は、益田川、高津川の二大河川とこれに連なる多くの支流及び渓流を有し、山地は急峻でその面積は市域の80%強に及ぶ地形であり、治山、治水対策は防災上最も重要な事項であるので、次によりその施設整備を図り災害の防止を期するものとする。

(1) 治山事業

河川流域における荒廃林地の面積は、比較的少ないと言えるが、山地が急峻であるため、各小渓流は渓床又は山地を浸食し土砂、礫の崩壊流出を起こし、災害の原因をつくっている。このため山地の森林整備を一段と推進するとともに、山地災害危険地や土砂災害危険地などの必要な場所において、渓流荒廃対策や山腹崩壊対策などの治山事業による施設整備を県、関係機関と協力し計画的に実施するよう努めるものとする。

(2) 森林の保全

森林の整備・保全の推進により山地災害の発生防止に努める。流域治水の取り組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策を推進する。

(3) 河川改修の治水事業

【益田川】

益田川については、上流に嵯峨谷ダム（貯水量864,000トン）、大峠ダム（貯水量239,000トン）、笹倉ダム（貯水量200,000トン）があり、これにより降雨時の水量調節がある程度可能だったが、昭和58年7月豪雨には、流域全般にわたり大災害を被った。このため市域の本支流を含めた河川の改良復旧工事がいち早く施工されたが、さらに抜本的な対策として、治水専用（貯水量6,500,000トン）の益田川ダムが平成18年3月に完成し、4月から運用を開始した。

【高津川】

高津川については、築堤、護岸の増強、支派川における河床整備等、河川改修事業を促進するものとする。

【その他の河川】

河道の拡幅、護岸の増強の事業を可及的に実施し、災害の防止に努めるものとする。

(4) 砂防指定地、急傾斜地崩壊対策、雪崩対策及び地すべり防止事業

砂防指定地、急傾斜地崩壊対策、雪崩対策及び地すべり防止事業については、逐次施工しているところであるが、

市域には更に施設を必要とする箇所も多いので、県、関係機関と協力し計画的に実施を図り、地域住民の安全と民生の安定を期するものとする。

(5) 海岸保全

30kmに及ぶ海岸は、冬期における季節風により侵食が甚しいので海岸保全事業を可及的に実施するものとする。

2. 防災施設の整備拡充

(1) 防災公園の整備

災害時における避難地、山陰道を経由した高台避難及び物資輸送の拠点として、中吉田公園の整備を進める。また、平常時には地域の賑わい創出に資する活用を図るとともに、避難訓練等を通じて地域住民の防災意識の普及、啓発を図る。

(2) 防災ステーションの整備

増水時や地震時に活動の拠点として、資材の保管及びヘリポート等物資輸送の基地として活用する高津川河川防災ステーションを国土交通省が、高津川沿岸に整備、その敷地内に消防団の活動拠点や地域住民の避難場所として活用する益田市立水防センターを益田市が整備、平成22年4月1日より運用を開始した。また、平常時には防災訓練や学習会、防災対策のPRに活用し、防災意識の普及、啓発を図る。

(3) 消防施設の整備

近年、全国各地で毎年のように大規模な自然災害等が発生している。災害対応力強化のため、令和6年7月1日より益田広域消防本部・益田広域消防署を久城町に新築移転し防災拠点の整備を図った。

消防施設の現状は附属資料のとおりであるが、市域の都市化、又は危険物施設等の増設に対処するため、毎年度整備計画を立て整備するものとする。

(4) 水防用資機材及び水防倉庫計画

水防倉庫及び水防用資機材の現状は附属資料のとおりであるが、常に備蓄資機材の点検整備をするとともに、水防倉庫の新設をなし、資機材の拡充を図るものとする。

(5) 防災拠点施設の高度化

地域の防災拠点の高度化を図るため、防災施設周辺の避難路及び地区公共施設（公園）の整備を推進する。

第5節 各災害種別の予防計画

1. 浸水・波浪・高潮災害に対する予防

(1) 危険区域の巡視目的

危険地域の巡視は、消防団員をもって巡視体制の充実を図るものとする。

なお、第2節の「災害危険区域の指定及び警戒」で定めた警戒責任者は、気象庁から予報及び警報が発せられたとき、又は異常気象等により必要と認めたときは、危険箇所を巡視警戒し、異常のあったときは、直ちに災害防止の措置を講ずるとともに、益田市水防本部（益田広域消防本部、益田市消防団本部）、又は指定水防管理団体（益田市）に連絡するものとする。

(2) ダム管理に関する措置

ダムの管理者は、洪水時等においては、ダム操作規定を遵守し、災害防止に万全を期すものとする。降雨時又は災害時においてダム操作規定による放流を行うときは、施設管理者は事前にその旨を市長に通報するものとする。なお、その際の関係機関への通知先等は、附属資料のとおりである。また、ダム警報活動は、附属資料のとおりである。

ダムの名称	所在地	目的	管理者
津田川ダム	島根県益田市大草町	防災調整	益田県土整備事務所

嵯峨谷ダム	島根県益田市美都町都茂	防災調整	益田県土整備事務所
大崎ダム	島根県益田市美都町笛倉	洪水調整	益田県土整備事務所
笛倉ダム	島根県益田市美都町笛倉	不特定用水	益田県土整備事務所
益田川ダム	島根県益田市久々茂町	洪水調整	益田県土整備事務所

(3)用排水施設の防災措置

用排水施設の管理者等は、未然に行う防災措置として、定期的に用排水施設の点検を行うものとする。また、災害が発生する恐れのあるときには、定められた措置を講ずるとともに、その状況を市長に連絡するものとする。

(4)水防資機材の点検配備

市は、平素から備蓄防災資機材の点検補充整備を行い、異常気象等災害の発生の恐れがある場合は、必要に応じて資機材等の現場配備を行うものとする。また、計画的に水防倉庫の整備を図るものとする。

(5)気象情報等の放送

異常気象の際は、雨量等の状況を必要に応じて一般に放送し、住民生活への影響に関する情報等の提供を行う。

(6)護岸工事の促進

市は、県と協力し、波浪や異常潮位などによる被害がおよぶ地域に対する護岸、防波堤の補強その他施設の整備を促進し、風害の防止・軽減を図る。

(7)法定協議会等による連携体制構築

気候変動による影響を踏まえ、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を社会全体で軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」「県管理河川に関する減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

2. 土砂災害に対する予防

(1)予防査察の実施

市は、土砂災害に対する危険区域の把握のため、県と協力して各種調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定箇所（「急傾斜地の崩壊」「土石流」は平成18、19年度に、「地すべり」については、平成26年度に指定）及び土砂災害特別警戒区域（「急傾斜地の崩壊」「土石流」については、令和2年度に指定）の周知及び対策を促進する。また、該当の地すべり区域について巡視を行い、危険の発見に努める。

(2)警戒避難体制の整備

市は①土砂災害警戒情報や補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難指示等を適時適切におこなうこと、②土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、避難救助等の情報を住民に周知すること、③避難訓練、災害時要配慮者利用施設への情報伝達を行うこと。

地すべり発生は、前兆をともなうことが一般的である。市は、特に危険度の高い地すべり防止区域について、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害がおよぶと考えられる地域においては、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るものとする。

(3)がけ崩れ災害の防止

市は、県等と協力し、急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区について、同区域の指定及び指定に伴う対策工事の実施に努め、災害の未然防止を図る。

(4)地すべり防止工事の促進

市は、県等と協力し、地すべりによる変状が発生している地域について、緊急性に応じ、地すべり防止区域に指定を促進する、順次防止工事の実施に努め、地すべりの防止又は軽減を図る。

(5)土石流災害の防止

国土交通省により砂防指定地に指定された土地に対しては、砂防工事の実施及び土砂災害防止のための立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

砂防工事には、山腹工（荒廃した土地の回復）、砂防堰堤工（土石の流出を抑制、抑止する）、床固工（渓床の安定）、渓流保全工（渓岸の安定）等がある。

市は、県等と協力し、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事の実施に努める。

(6) 住宅移転の促進等

市及び県は災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及び島根県建築基準法施行条例第4条に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、がけ地近接等危険住宅移転事業の促進を図る。

3. 豪雪に対する災害予防

豪雪災害に備え、次により主要幹線の確保及び主要食糧等の確保を図り、豪雪に対する災害を防止するものとする。

(1) 主要幹線の指定確保

異常降雪のための災害予防として、まずもって交通輸送の路線を確保することが肝要であるので市域の主要幹線をあらかじめ指定して優先除雪を行うものとする。なお除雪については第3章災害応急対策計画の第9節除雪計画で定めるところによる。

(2) 主要食糧等の確保

豪雪時の主要食糧確保にあたっては、関係機関と事前協議し十分調整を図っておくとともに、関係団体、生産者及び米穀取扱業者の協力を得て消費米穀の確保、生鮮食料品の確保、調味料及び燃料等の確保が円滑にできるよう計画を立てておくものとする。

(3) 医療措置

- ア 豪雪時における山間地域での急患の搬送及び救急体制については、関係機関、医師及び地区住民等とあらかじめ協議しておき、関係者の協力を得て、現状に即した適切な措置を行うものとする。
- イ 交通が途絶し、かつ、医療機関がない地区には、医薬品を備蓄し応急治療ができるよう配意するものとする。

4. 大火に対する災害予防

大火に対する災害予防については、益田市消防計画の定めるところによるほか消防関係法令（市条例、規制等含む）に基づき、平常の業務を通じて実施するものとし、特に火災予防査察を強力に進め、かつ防火知識の普及を図って火災による災害防止に努めるものとする。

第6節 危険物災害予防

火薬類、高圧ガス、石油類、毒劇物等の危険物による災害予防対策として、次の措置を講ずる。

1. 予防査察等の強化

危険物の製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の施設及び消費場所における取扱の基準適合を検査するため、益田広域消防本部を中心に隨時保安検査、立入検査を実施し、危険物災害の予防、指導、取締りを実施するものとする。市域の危険物規制対象数、高圧ガス関係事業所数、火薬庫数は附属資料のとおりである。

2. 自主保安体制の確立

危険物関係事業者に対し、その取扱い及び施設整備が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ維持する

ための自主保安体制を確立させる。また、従事者に対する指導の強化を図るものとする。

3. 予防教育の徹底

危険物の製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の保安責任者および取扱者に対し、保安教育の講習を実施する等資質の向上を図るものとする。

第7節 造成地の災害予防

宅地等の造成に伴う崖くずれ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため、造成地を査察し、一般的な行政指導を実施する。

第8節 市街地区域の防災化

1. 土地区画整備事業の推進

既存市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消、防災拠点と連携した、道路、公園等の都市基盤の整備を進める。

2. 都市の不燃化の推進

老朽化した木造建築物が密集する市街地における延焼による火災を防止するため、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく、屋根不燃化区域の指定、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

また、火災発生時の迅速な消防活動を行うことができるよう、消防活動路の確保、貯水槽等消防水利の整備を進める。

3. 防災空間の確保

災害時における、避難地・避難路、延焼遮断および救護活動の拠点として公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保及び災害に強い道路網の整備を進める。

4. 工作物対策

災害時に公衆に危害を及ぼす危険性の高い擁壁、ブロック塀、窓ガラス等落下物、屋外広告物等について点検・指導に努める。

5. 消防水利

火災時等迅速かつ有効な消防活動を実施するため消防水利の基準をもとに整備を進め、維持管理に努める。

第9節 公共施設等の災害予防

道路、橋梁、上・下水道、電力、電信電話等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、これら公共施設の安全性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとど

めよう万全の予防に努めることを目的とする。

1. 公公用建築物の災害予防

- (1) 公公用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検を、また、市の公共建築物にあっては消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。
- (2) 公公用施設の改築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等の堅ろうなものとし、耐震、耐火化を促進するものとする。
木造建築物とする場合は、耐震性のある構造とし、消防用設備等を設置し、防火対策に留意するものとする。
大雨・台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

2. 既存木造建築物等一般建造物に関する対策

市は、風水害、地震災害等による災害を防止し、被害を最小限に止めるため、既存木造建築物等一般建造物について次の事項の普及・周知に努めるものとする。

(1)一般建築物に対する防災指導

- ア 建築基準法等に基づく建築確認を通じて、建築物や敷地等が安全となるよう指導を行う。
- イ 高潮、増水等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第39条第1項の災害危険区域に指定し、区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。
- ウ がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。
- エ 保安上危険（がけ上、がけ下等）であり、または衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。
- オ 建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物については、安全性が確保されていないなど問題のあるものがある。既存建築物の安全性向上のため、老朽化した建築物の改修等についての指導を実施する。また、これら施設の被害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも影響されるため、風水害等の災害危険の高い区域については、特に重点的な安全化対策が必要となる。

(2)一般建築物の災害予防対策

- ア 建具類の完全固定及びガラスの飛散防止措置を行う。
- イ 壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。
- ウ 軽量の屋根にあっては、角材等で飛散を防御し、瓦は棟に釘などで固定する。
- エ すでに老朽した建物にあっては、専門家の調査を受け、適切な補強等を行う。
- オ 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

(3)空家等対策

平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

3. 道路・橋梁の安全性の強化

道路や橋梁は、ライフラインとして多様な機能を果たしている。災害発生時には、避難、救護、防災活動等に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止する等の役割も期待される。

このため、市、県、その他の道路管理者は、被害の軽減の重要な柱として、道路の整備及び橋梁の補修、補強等の整備を行う。

(1) 幹線道路(県管理道路)対策

県管理道路等の幹線道路については、それぞれ防災性、安全性の強化による道路整備を行う。

(2) 市道対策

ア 点検調査の実施

地域の生活道路であるとともに、県管理道路等の幹線道路を補完するものであり、重要経路を最優先として、県管理道路に準じた耐震、対災害防止点検調査の実施に努める。

イ 円滑な移動のできる道路環境の確保

市は、市道の円滑な移動のできる道路環境の確保を目指し、次のような整備を行う。

(ア) 道路の整備

(イ) 落石等通行危険箇所対策

(ウ) 橋梁等の整備

(3) 農道及び林道対策

農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されている。このため、市は、地震や豪雨による被害を未然に防ぐため、法面崩壊、土砂崩壊、落石等について防止施設の整備を行う。

4. 交通安全資機材等の整備

市は、災害発生における緊急輸送路の確保を図るため、使用する看板や交通規制標識等の交通安全資機材の増強及び整備に努める。

5. 河川堤防の災害防止対策

市は、災害時の堤防決壊による二次災害を防止するため、河川堤防等について、県等との協力により、強化、改良等の安全性向上対策を実施する。また、被災時の円滑な応急・復旧対策を図る。

また、市は、施設の機能低下をきたしている箇所について、堤防のかさ上げ等の対策の他、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、改修を計画的に推進する。また、排水施設についても、災害に対してその機能が保持できるよう改築及び整備を図る。

6. 上水道等施設対策

市（水道事業管理者）は、風水害による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう施設の安全性の強化に努める。また、応急給水を円滑に実施するために、活用可能な水源、配水池をあらかじめ調査・把握し、最大限利用するとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進する。

なお、大災害発生時の近隣市町村との連携について、協力体制を構築する。

(1) 上水道等施設の安全化対策

市（水道事業管理者）は、上水道等における防災のための取り組みとして、次のような事項を講ずる。

ア 給水車、ポリタンク等応急資材の確保及び応急供給体制の整備

- イ 災害時に利用可能な井戸・河川等をあらかじめ調査するとともに、ろ過器の確保を図る。
- ウ 応急給水活動時における運搬車輛、資機材、給水場所の確保
- エ 応急給水時における住民への広報体制の確立
- オ 水道台帳の整備

7. 下水道・農業集落排水施設等対策

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道・農業集落排水施設等の機能を保持できるよう、施設の補強、整備に努めるとともに、設計については地質、構造等の状況を配慮して、耐災害性の強化に努める。なお、復旧に必要な人員、資機材等の確保及び維持又は修繕が円滑に行われるよう民間事業者等との支援協定の締結などに努める。また、下水道・農業集落排水施設等の被災時における復旧作業を円滑に実施するための方策を確立する。

(1) 下水道・農業集落排水施設等の安全化対策

- ア 停電時のバックアップ体制の構築
- イ 中継ポンプ場の機能確保
- ウ 下水道台帳の整備
- エ 可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等

8. LPガスの災害予防対策

LPガス事業者は、災害予防のため、LPガス施設について安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。

(1) ガスボンベの転倒防止対策(LPガス取扱事業所)

販売店等は、鎖掛け等の方法によりボンベの転倒防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

(2) 安全器具の普及促進(LPガス取扱事業所)

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスマーター（マイコンメータS）又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努める。

(3) 消費者に対する周知啓発活動(LPガス取扱事業所)

風水害等災害発生時には、LPガス消費者自らガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、大規模な風水害等災害の場合は、容器バルブを閉じることが二次災害を防止する上で最善の方策であることから、販売店等は風水害等災害時に消費者がとるべき初期行動についてパンフレットの配布等により啓発活動に努める。

特に高齢者には、特段の配慮を払うこととする。

9. 電気施設の災害予防対策

中国電力ネットワーク株式会社は、災害時における電力供給を確保し、住民の安定を図るため電力設備の防護対策に努めるものとする。

10. 通信施設の災害予防対策

NTT西日本株式会社島根支店および株式会社NTTドコモ中国支社島根支店は、防災業務計画に基づいて、電気通信事業の公共性に鑑み、国の防災基本計画に協力し、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、次の各項防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
- (4) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る

11. 交通施設の災害予防対策

(1) 道路施設の安全確保

各道路に関しては、各々の管理者が管理する道路について整備を行うとともに、落石等通行危険箇所については、法面防護工事等の実施、橋梁、トンネル等の道路構造物については安全性確保のための補強等の対策を実施する。

(2) 鉄道施設の安全確保

西日本旅客鉄道株式会社山陰支社は、西日本旅客鉄道株式会社防災業務計画に基づいて、旅客鉄道事業及び関連事業に係わる車両、施設、設備等の災害対策について、迅速適切に処理すべき業務を定め、輸送の円滑化を図ることとする。

(3) 漁港・港湾施設の安全確保

漁港・港湾区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、防波堤や護岸等の工事、漁船の安全を確保するための泊地の浚渫等を行う。

また、波浪災害が発生したときに、現有の岸壁及び防災広場（野積場等）を利用し、避難救助、海上輸送等に供用できるよう、必要に応じて安全性を点検し、補強工事等の対策を実施する。

(4) 空港施設の安全確保

萩・石見空港は災害時に生活維持に特に重要である食糧、生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施するため、緊急物資・資機材の集積配給基地機能を果たす必要があり、空港管理者は、航空法、関係法令及び基準等に基づき維持、点検を実施し、航空機の安全運航及び飛行場利用者の安全確保に努める。

12. 公的機関等の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第10節 農林漁業施設の災害予防

風水害等の災害による農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を図るものとする。

1. 農地・農業用施設の災害防止対策

農地、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地、農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害がおよぶことが予想される。このため、市は関係機関と協力し、老朽化施設等の整備促進と、適切な管理に対する支援を行うものとする。

また、農地、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて農地の保全に資するため農地防災事業の推進に努める。

さらに、被災時の円滑な応急・復旧対策に努める。

(1) 農業施設に対する措置

ア ため池対策

市は、ため池の管理者と協議の上、危険なため池の補強改良工事や廃止工事等に努め、決壊による被害を防止する。また県の指導を受け日常点検や緊急避難等の体制整備を促進する。なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池は、防災重点農業用ため池として優先的に対策を行う。

イ 農地保全

市及び関係機関は、急傾斜地又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤の整備に努め、降雨による土壌の流失や崩壊の防止に努める。

また、県、関係機関と協力し、地すべり防災区域における対策に取り組み、地すべりによる農地被害の防止を図る。

ウ 農業用施設の補強

関係機関は、ハウス、農業用倉庫、その他共同利用農業用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置に努める。

2. 林地及び林業施設の災害防止対策

風水害等による林野施設の被害を防止するために必要な対策に努める。また、被災時の円滑な応急・復旧対策を図るため、応急・復旧対策に努める。

(1) 治山事業の推進

市は、県、関係機関と協力し、山腹崩壊地、草木の生えない山、浸食されたり異常な堆積をしている渓流等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止及び軽減を図る復旧治山事業に努める。

また、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊の恐れがある箇所及び渓流の浸食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与える恐れのある山地災害危険地区のうち、緊急のものについて、予防治山事業に努めるものとする。

(2) 森林の整備

森林は、豪雨災害等に対し、土砂の流出を防止する等大きな役割を果たす。このため、市は、関係機関と協力し、防災林の設置、治水のための植林等に努めるものとする。

3. 漁業施設の災害防止対策

風水害等による漁業施設の被害を防止するために必要な対策に努める。また、被災時の円滑な応急・復旧対策に努めるものとする。

(1) 漁港の防護対策

第9節公共施設等の災害予防を参照。

(2)漁場、漁船等の災害予防

波浪や流木等により災害を受けやすい施設および漁船は、漁業協同組合等の管理者に対する各種指導による防災対策に努める。

第11節 災害通信整備計画

災害通信連絡を迅速、的確に行うことができるよう通信系統を明瞭にするとともに施設の整備充実を図るものとする。

1. 災害通信系統

災害時の災害情報、被害状況、避難指示等について市が上級機関への連絡、公共団体又は市民等に対する通報、あらゆる通信施設を利用して迅速に行うこととし、その通信系統は附属資料のとおりである。

なお、毎年度当初これら機関等の団体別通信施設の状況を調査把握しておくものとする。

2. 災害通信施設の充実

(1)屋外拡声子局等の整備

市域末端に対する情報伝達を迅速に行うため、益田地域では屋外拡声子局、益田市全域の各家庭等へは緊急防災放送装置を設置しており、確実・迅速な住民への伝達を図ることとしている。また、今後、周波数移行計画に基づき、充実を図っていくものとする。

また、災害時の気象情報、災害状況等を迅速に察知し、災害を未然に防止するため、関係機関をはじめ各家庭に携帯ラジオ等を常備するよう普及に努めるものとする。

(2)非常無線通信の利用

市及び防災関係機関は、電話回線や防災行政無線等が使用できない場合には、「中国地方非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用するものとする。

(3)応急用資機材の整備

非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機、その他の仮回線等の応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

3. 通信設備の習熟

(1)無線設備の点検及び操作の習熟

非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害の発生を想定した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、関係機関等との連携による通信訓練を積極的に行う。

(2)通信輻輳時等

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

第12節 応援協力体制の強化

大規模な災害が発生した場合には、市や市関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことが想定される。

そのため、市及び関係機関は、平素から県等と十分協議し、災害時に当たっては相互に協力し応急対策活動が円滑に実施できる体制を構築する。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れ

る場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議して、万全な体制の整備を図る。

1. 隣接市町村間で必要な応援協定

災害発生時においては、被害の状況により市単独での被災者支援を行うには限界があることが予測される。そのため、市は、他市町村との相互支援の協定づくりを推進する。

(1) 応援協力協定を必要とする業務の種類

- ア 水防活動
- イ 消防活動
- ウ 災害情報の相互交換
- エ 災害応急対策要員及び労務の応援並びにあっせん
- オ 災害応急対策用資機材、物資の提供及びあっせん
- カ その他必要な業務

(2) 応援協力協定の内容

- ア 応援協力業務の種類及び業務内容
- イ 応援要求及び応援実施方法
- ウ 応援費用の負担区分
- エ その他必要な事項

2. 民間事業所との協定づくりの推進

市は、流通・製造業者との防災に関する協定づくりや市内事業所や建設業者等との災害応援に関する協定づくりを積極的に推進する。

3. 災害時の相互応援に関する協定

県により締結されている協定にもとづき応援を要請する場合、その基準や手続を十分把握しておくとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議して、万全な体制の整備を図る。また、災害時に介護保険施設、障がい者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携し円滑な運用に努める。

災害時の相互応援に関する協定書は附属資料参照。

4. り災証明書交付体制の整備

災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地域公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の実施体制の整備に努める。

また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

5. 被災住宅の応急対策業務の県への要請

市は、被災者からの被災住宅の応急復旧に関する相談に対応する窓口の設置が必要であると判断した場合、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請することができる。

第13節 避難に関する計画

市は、災害時における避難が必要な場合に備えて、あらかじめ避難所の選定及び避難計画を作成するとともに、避難に関する知識の普及及び必要な体制の整備を図るものとする。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

1. 避難計画の作成

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全な場所に迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成する。

(1) 避難計画の作成

避難計画は、次の事項に留意して作成する。

- ア 高齢者等避難、避難指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難先への経路及び誘導方法
- エ 避難所開設に伴う避難者救援措置に必要な事項
 - (ア) 給水、給食措置
 - (イ) 毛布、寝具等の支給
 - (ウ) 衣料、生活必需品の支給
 - (エ) 負傷者に対する応急救護
 - (オ) 要配慮者の救護
- オ 避難所の管理に関する事項
 - (ア) 運営管理者の事前選任
 - (イ) 役割分担の明確化
 - (ウ) 避難収容中の秩序保持
 - (エ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (オ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (カ) 避難者に対する各種相談業務
 - (キ) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、その他避難所における生活環境の確保
- カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項
 - (ア) 指定避難所
 - (イ) 給水施設
 - (ウ) 情報伝達施設
- キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (ア) 平常時における広報
 - a) 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
 - b) 住民に対する巡回指導
 - c) 防災訓練等
 - (イ) 災害時における広報

- a) 広報車による周知
 - b) 避難誘導員による現地広報
 - c) 住民組織を通じての周知
- ク 避難行動要支援者の避難支援に関する事項
- (ア) 避難行動要支援者への情報伝達方法
 - (イ) 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
 - (ウ) 避難行動要支援者の支援における市、避難支援等関係者の役割分担
- ケ ハザードマップによる浸水想定区域、土砂災害警戒区域等

(2) 防災上重要な施設の所有者又は管理者の留意事項

学校、医療機関及び福祉施設等の地域防災計画で定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、市の協力を得て、次の事項に留意してあらかじめ避難確保計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、市長に報告をしなければならない。また、避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

ア 学校等

学校等においては、学校周辺の危険箇所を把握し、それぞれの地域の特性を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導ならびにその指示伝達の方法、学校等の臨時休校・下校に備えた体制の整備に関する事項等を、校長等においてあらかじめ定める。

児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育委員会は、避難先の選定、収容施設の確保ならびに、保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。この場合において、近隣の小学校就学前の乳幼児等の避難も想定し、避難誘導等を含めるものとする。

イ 医療機関及び福祉施設等

- ① 医療機関及び福祉施設等においては、患者や入所者を他の医療機関等又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。
- ② 施設内に防災組織を整え、災害時の連絡体制、職員の動員体制、避難誘導体制の整備に努めるとともに、他の社会施設との相互応援協定や地域の自治会、自主防災組織、ボランティア団体等との協力体制の整備・充実に努める。
- ③ 行政機関や医療機関、障がい関係団体、地域の自治会、自主防災組織、ボランティア団体、利用者の保護者等と災害時の連絡網の整備を図る。

(3) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に 在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

2. 避難誘導体制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合、混乱なく住民を安全に避難させるには、適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難誘導体制の整備が重要である。

(1) 避難計画等の習熟・訓練

1で定めた避難計画及び第3章7節の「避難活動」に示す活動方法・内容等を習熟し、避難誘導訓練を実施する。この場合において、避難時の周辺の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待機等の安全確保措置を講ずべきであることも留意する。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化

市長による避難指示等が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施要領を定め、実施基準を明確化しておくとともに、既に避難したものに対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

また、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、避難所（一時避難所）への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難所（一時避難所）への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

実施要領については、第3章7節の「避難活動」に示す。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自治会、自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、障がい者等のいわゆる要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流出、斜面崩壊等のおそれがある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

(4) 自主避難体制の整備

市民は、風水害等により、災害の発生する土砂災害などの前兆現象など危険性を感じた場合、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するように心がけるよう、広報等を通じ指導に努める。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示が必要な際、市民への迅速かつ確実な伝達が図れるよう伝達体制を整備しておく、災害時の伝達方法については、第3章7節の「避難活動」に示す。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、以下の点に留意し、平常時から避難行動要支援者に係わる避難誘導体制に努めるものとする。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

イ 地域ぐるみの避難誘導体制・誘導方法の整備

ウ 避難行動要支援者の特性に応じた避難所等の指定・整備

(7) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内にある要配慮者関連施設の避難を確保するための措置

土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、要配慮者を適切に避難誘導するため、以下の点に留意し、平常時から避難誘導体制に努めるものとする。

ア 要配慮者利用施設の所有者および管理者は関係機関の協力を得て避難確保・浸水防止計画を作成し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施し、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成（変更）した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

また、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期

的に確認するよう努める。

イ 利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水情報等の伝達方法についてあらかじめ定めておく。

3. 避難所等の指定・整備

市は、あらかじめ自主避難者や被災者等（帰宅困難者を含む）が一時的に避難する「一時避難所」を指定する。その中から風水害等の災害直後や災害時に逃れる「指定緊急避難場所」（以下「避難場所」という）、応急仮設住宅に入居できる期間まで待機する「指定避難所」（以下「避難所」という）をその管理者の同意を得た上で指定する。

さらに、要配慮者に配慮して被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密制御など感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

(1) 避難所等の選定基準

避難所等の選定は、次の基準を基本とする。

ア 避難場所

風水害等の災害直後や、広域的な火災等から一次的に逃れる場所として国の定める基準に適合する施設又は場所を災害種別ごとに、学校施設等、市内公共施設を中心に指定する。

また、必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けておく。

なお、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を整備しておくものとする。

- ① 耐災害性に比較的優れていること。（耐倒壊、耐火・耐水害等）
- ② 給水、給食施設を有すること、あるいは比較的容易に給水、給食施設を設置できること。
- ③ なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できること。
- ④ 情報の伝達上の便利が得やすいこと。
- ⑤ その他危険区域から離れていること。

イ 避難所

応急仮設住宅の完成までに生活する場所として、国の定める基準に適合する施設の公民館等、市内公共施設や集会場等を中心に指定する。

- ① 耐災害性に比較的優れていること。（耐倒壊、耐火・耐水害等）
- ② 給水、給食施設を有すること、あるいは比較的容易に給水、給食施設を設置できること。
- ③ なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できること。
- ④ パーティション（仕切り）等で、ある程度プライバシーの確保ができること。
- ⑤ その他危険区域から離れていること。
- ⑥ なお指定にあたっては「避難場所」・「避難所」の重複は妨げないものとする。

ウ 避難所等一人当たりの必要占有面積

避難所等の一人当たり必要占有面積（最低限）は、次のとおりである。

- ① 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積として 2 m^2 。
- ② 避難所生活が長期化し荷物置き場を含めた占有が可能な面積として 3 m^2 。なお、避難場所や避難所には、避難者のスペースの他、本部、会議、医療、要配慮者への対応スペース等運営に必要となる空間の確保も不可欠となる。

エ 一時避難所

居住地区の安全な建物など、町内会や自主防災組織が選定・開設・運営をする避難所で、市（災害対策本部）が決定した施設。

(2) 避難所の指定及び整備

ア 避難所の指定

- ① 市内公共施設（学校、保育所、公民館、集会所等）
- ② 民間施設

イ 避難所の整備

避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等を整備し、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対策を含め、平常時から担当課と連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、避難所における救護施設、通信機器（電話、パソコン通信、Wi-Fi環境整備等）、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮しておく。

なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備等の整備に努める。

ウ 避難所における備蓄等の推進

避難所に、食糧、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーション、生理用品、炊き出し器具、毛布、防犯ブザー、仮設トイレ等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギー疾患を有する者にも配慮するものとする。避難所設置期間が長期化する場合に備えて、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、孤立予想地区の避難所については、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ 指定避難所の管理者等との調整

- ① 市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ② 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(3) 避難所の安全性の確保

避難所となる施設について段差の解消、手すり、車いす用トイレの設置などバリアフリー化を積極的に行うとともに、耐震診断等を行い耐震性の確認をすると共に、必要に応じて耐震改修または建替えをする等、安全性の確保に努める。

なお、避難所については施設の建築年、構造、最大収容人数等の実態調査を行い、地域毎の収容能力を分析し、避難所の見直しに努める。

(4) 避難地区分けの実施

市長は、次の事項を勘案して避難地の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア 境界線の設定

避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断する避難を避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ 負担等の均等化

避難地区分けに当たっては、各地区的歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようする。

ウ 避難人口の設定

避難人口は夜間人口を基準にするが、避難地収容力に余裕をもたせておく。

(5) 避難路の確保と交通規制計画

市、県警察、消防機関その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるため、以下の取り組みを実施する。

ア 避難路の選定と確保

市は、集落の状況地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮し、次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

- ① 避難路は相互に交差しないものとする。
- ② 避難路は浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(6) 避難所の環境整備

ア 施設・設備の充実

- ① 避難所として指定された建物については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ② 避難所における、貯水槽、仮設トイレ、マット（断熱ボード等）、通信機器、テレビ、ラジオ等、災害情報の入手のための機器類、避難の実施に必要な施設、設備の整備を図る。

イ 備蓄の推進

指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し器具、毛布、防犯用品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4. 避難所等の市民への周知

市は、避難所・避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語標記に努める。加えて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(1) 標識・案内板等の整備

安全な誘導を図るために必要となる以下に示す標識や案内板等を整備する。

ア 避難場所・避難所案内図の整備

イ 導標識の設置

ウ 避難場所・避難所表示板の設置

(2) 避難に関する広報

住民が適確な避難行動をとれるようにするため、避難所等や被害危険地を明示した防災マップを作成し、市広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施する。

ア 避難所等の広報

次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ① 避難所等の名称

- ② 避難所等の所在地
- ③ 避難地区分け
- ④ 避難所が災害種別に応じて指定されていること
- ⑤ 避難所等への経路
- ⑥ その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

必要に応じて、住民に対して以下のような避難に関する知識の普及を図るものとする。

- ① 避難のための知識の普及
- ② 避難時における知識の普及
- ③ 避難収容後の心得の普及

ウ 指定緊急避難所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

5. 県への報告

指定した避難所等については、県へ報告する。なお、指定を取り消した場合についても同様に県へ報告する。

6. 応急仮設住宅等の確保体制の整備

市及び県は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害時に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸借住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

想定場所 旧競馬場

7. 広域避難等

(1) 広域避難・広域一時滞在の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市から区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、広域避難又は広域一時滞在に関する協議の実施、協議を求めることができる。

ア 県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村と直接協議する。

イ 他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

(2)他の市町村からの避難者受け入れ施設の検討

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難又は広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる 施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第14節 救急・救助体制の整備

1. 関係機関等による救急・救助体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、防災関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

(1) 市、益田広域消防本部の救急・救助体制の整備

- ア 益田広域消防本部、益田市消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- イ 市内で予想される災害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備、資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。
- ウ 益田広域消防本部は、救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- エ 益田広域消防本部は、傷病者の速やかな搬送を行うため、救急車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備を強化する。
- オ 市及び関係機関は、多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- カ 市及び益田広域消防本部、市消防団は、土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事案に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等、連携を図る。

(2) 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、自治会、自主防災組織等は、日頃から必要な体制を検討しておくとともに、市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

市は、住民、自治会、自主防災組織等が行うこれらの活動等を支援する。

(3) 市消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び防災関係機関は、市消防団、各地区自治会、自主防災組織、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

これらの取り組みを進める上では、必要に応じて県の協力を仰ぐものとする。

第15節 医療体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、多くの医療施設が被害を受け、ライフラインの機能停止等も重なり、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。

このため、地域災害拠点病院、災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）及び医療救護班が連携して、効果的な医療救護活動を行う必要がある。

また、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、医療救護体制の整備に努めることとする。具体的な手続き等は、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

1. 医療救護体制の整備

(1) 医療救護班の編成

市は、地域の実状にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で医療救護班編成が不可能な場合は、県をはじめ日赤県支部等医療機関及び医師会等に応援要請を行うことにより編成する。

医療救護班の編成の基準は、医師1人以上、看護師2～3人以上、その他連絡員等1人以上とし、連絡体制についても定めておく。

(2) 医療機関の指定

市は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う医療機関をあらかじめ指定しておく。

(3) 救護施設等の整備

市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

(4) 救護所の設置

市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ県（益田保健所）と協議をしておく。

(5) 情報の収集

市は、医療機関、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法を、あらかじめ定めておく。

2. 通信体制の確保

市は、医療機関、益田広域消防本部、県等、防災関係機関との通信手段の確保と連絡体制について、検討し整備を図る。

3. 医薬品等の確保

市は、県及び日赤県支部等医療機関及び医師会等の協力を得て、あらかじめ必要な医薬品や輸血用血液等のリストを作成し、供給体制を確立する。

第16節 交通確保及び輸送体制の整備

災害時には道路、橋梁等の交通施設に災害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急輸送道路を確保することが必要である。

このため、市は県及び関係機関と協力の上、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進するものとする。

1. 緊急輸送道路の確保

災害発生時における応急対策活動を迅速に行うために、市は、県及び関係機関と協力し、これらの活動に必要な道路をあらかじめ緊急輸送道路として指定するとともに、輸送体制の整備を計画的に推進する。

(1) 緊急輸送道路の指定

応急修理のための優先順位、その他、それぞれの場合を想定し、緊急輸送道路を指定する。

(2) 緊急輸送道路確保の体制づくり

緊急輸送道路の確保は、最優先の災害対応の行動である。発災後、直ちに緊急輸送道路確保のため以下の体制づくりを事前に準備する。

ア 住民の協力

発災直後は、交通規制を担当する警察等の到着は困難が予想されるため、警察等が到着するまでの間、必要に応じて協力可能な住民が規制等を行うことを検討する。

イ 事業所の協力

事前に、重機を有する事業所(土木建設業者)と災害時の援助協力に関する協定を締結し、発災後、直ちに輸送道路の確保に従事できる協力体制づくりを推進する。

2. 緊急輸送車両の確保

市は、被災者や物資の輸送のために必要な車両の確保を図るため、事前に関係事業所や運送事業所との協力要請を進める。

(1)出動要請計画の作成

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、市及び事業所所有の賃貸車両の把握とリスト化を図り、出動要請計画を作成する。

(2)物資の集積拠点の設定

災害時の迅速な応急対策活動のために、あらかじめ物資の集積拠点を設定しておく。

(3)賃貸車両集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のため、あらかじめ協力事業所からの賃貸車両集結場所を目的別（道路等の応急復旧、救援救護、物資輸送等）に設定しておく。

3. 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は航空機による輸送を行うものとするが、県の消防防災ヘリコプター及び自衛隊の航空機によるものとする。自衛隊への要請手続き等については「第3章第27節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるものとする。

第17節 災害対策資機材等の備蓄・調達

災害発生時においては、飲料水、食糧、医薬品、医療資機材等、生活必需品、燃料類、応急活動用資機材等を速やかに用意する必要があり、市は、平常時における必要機材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達が可能な体制を確保するものとする。あわせて、要配慮者、女性の視点への配慮として、食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

1. 防災施設の設置

備蓄物資を保管しておく場所、また災害時における緊急援助物資の集積配給基地を、益田市防災備蓄倉庫及び水防センターに設置する。

2. 災害対策資機材の種類と備蓄・調達体制の整備

(1)備蓄・調達計画の制定

災害発生時の季節、気象、時間帯等の条件は様々であり、想定される最悪のケースに対応できるように商工会、市内商業者等との連携のもと備蓄・調達計画を定める。

(2)種類

ア 食糧、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

イ 医薬品等医療資機材

ウ 防災資機材

① 救助・救難用資機材

- ② 消火用資機材
- ③ 水防関係資材
- ④ 陸上建設機械

(3) 備蓄の実施主体と役割

ア 市

独自では物資の確保が困難となった被災者に対し、民間事業者との協定づくりを進めながら、食糧、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

イ 家庭・事業所における備蓄の促進

各人「自分の命は自分が守る」ことが基本である。

食糧その他生活必需品については、最低3日分程度の備蓄をするよう、その重要性について住民や事業所への知識の普及に努める。

① 飲料水

飲料水の備蓄として、ペットボトルの利用を促進する。一人一日3リットルというのが、煮炊きや飲用のために必要な水の量の目安である。また、就寝前、いろいろな容器に汲み置きしておく習慣の普及を図る。

② 飲料水以外の水

食器や手洗い、水洗トイレ用、また初期消火用の水として、浴槽や洗濯機にいつも水を貯めておく習慣の普及を図る(ただし、子どものいる家庭で浴槽に水を貯めることは危険をともなうので注意することが必要)。

③ 食糧

日常的な食糧の備蓄習慣の普及を図る。非常食としては缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフルーツ食品等があるが、特別に備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干しうどんやそば等、日常の食品を多めに買い置きしておく。

④ 非常用持ち出し袋等

各家庭、事務所で災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持ち出し袋」、「リュック」等を用意しておく習慣の普及を図る。

(4) 備蓄の方法

物資の種類に応じて、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を図る。

(5) 供給・配分体制の整備

災害対策資機材の供給・配分にあたり、関係機関、輸送業者と十分協議したうえで、調達計画のなかでその方法を定めておくこととする。

3. 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保・調達

(1) 食糧の備蓄及び調達体制の確立

ア 基本事項

① 食糧給与対象者

風水害等災害時の食糧給与の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

② 給与品目

風水害等災害直後の被災者のための食糧としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水(ペットボトル)等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊出し用の米、即席麺、レトルト食品等調理の容易な品目とし、あわせて食塩、味噌、醤油等の調味料、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳瓶もあわせて調達する。

なお、備蓄は乾パン、缶詰等調理不要で保存期間の長い品目とする。

③食糧の調達、給与は市長が行う。(必要な場合には知事が行う。)

イ 食糧調達計画の策定

市は、食糧の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食糧の備蓄ならびに調達計画として商工会、市内商業者との連携のもと策定するものとする。

ウ 食糧の調達体制の整備

市は、食糧の備蓄ならびに調達計画に基づき、生産者及び販売業者ならびに近隣市町村、県の協力を得て食糧の調達体制の整備を図る。

エ 食糧の輸送体制の整備

市は、食糧の備蓄ならびに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

オ 食糧集積地の指定

食糧集積地は、益田市防災備蓄倉庫とする。

カ 備蓄目標数量

食料の備蓄目標数量についてはおおむね3日分、災害救助従事者についてはおおむね2日分に相当する量を目標に備蓄体制の整備を行う。

(2)飲料水の確保

ア 基本事項

① 納水対象者

給水対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

② 納与品目

被災者及び災害救助従事者のための飲料水を確保する。

イ 飲料水及び給水用資機材の備蓄ならびに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき、市の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を調達計画として策定する。

ウ 飲料水及び給水用資機材の備蓄ならびに調達

市は、飲料水の調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水を確保するとともに、緊急時の調達先として、他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておくものとする。

エ 飲料水及び給水用資機材の輸送体制の整備

市は、調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

オ 飲料水及び給水用資機材集積地の指定

飲料水及び給水用資機材集積地は、益田・高津・横田・水源地とする。

カ 備蓄目標数量

飲料水の備蓄目標数量についてはおおむね3日分、災害救助従事者についてはおおむね2日分に相当する量を目標に備蓄体制の整備を行う。

(3)生活必需品等の確保及び調達体制の確立

ア 基本事項

① 生活必需品の給(貸)与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

② 品目

寝具、外衣、はだ着、身回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料、簡易トイレ、情報機器、要配慮者向け用品、女性用衛生用品、紙おむつ、カセットコンロ、カードリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート

イ 生活必需品の備蓄ならびに調達計画の策定

市は、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法ならびにその他必要事項等、生活必需品の備蓄ならびに調達計画を策定する。

ウ 生活必需品の備蓄ならびに調達

市は、生活必需品の調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な生活必需品を確保するとともに、緊急時の調達先として、他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておくものとする。

エ 生活必需品の輸送体制の整備

市は、調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

オ 生活必需品集積地の指定

生活必需品集積地は、益田市防災備蓄倉庫及び水防センターとする。

4. 災害救助用物資・資機材の確保

(1) 基本事項

ア 対象者及び品目等

① 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市町村が行う災害応急対策活動における要救援対象者とする。

② 品目

道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材、間仕切り・女性用更衣テントなどの指定避難所等でのプライバシー保護に必要な資器材、発電機、投光機、移送用具、担架、懐中電灯ヘッドランプ、仮設トイレ（簡易トイレ）等、その他各種事故災害の応急復旧活動に必要な資機材

(2) 実施責任者

市及び市内の建設業者等が保有する建設機械等の現況把握は本部長（市長）が行う。

(3) 復旧資機材等の確保

市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する体制を確立する。

(4) 現況把握

市及び市内の建設業者等が保有する建設機械等の現況は附属資料のとおりである。

(5) 緊急使用のための調達

一時的には市保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は建設業者等の保有する建設機械等の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位、手段、及び費用負担等について建設業者等と協議しておくものとする。

5. 医療救護資機材、医薬品の備蓄ならびに調達体制の整備

(1) 基本事項

ア 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う市、県、及び市、県が要請した機関とする。

イ 品目

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資機材ならびに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。

(2) 医療救護資機材、医薬品の備蓄ならびに調達

市長は、備蓄すべき医療救護資機材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等を定めた調査計画の策定に努める。

ア 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

イ 薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にする等、自主対策の推進に努める。

(3) 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

市は、医療資機材の集積所、救護所、避難所等への輸送について県と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

第18節 防災教育及び訓練計画

1. 防災知識の普及

(1) 職員に対する防災教育

ア 災害発生時期において気象関係機関及び県出先機関の協力を得て、災害気象知識或は防災対策の重要性についての認識を深める等の防災教育を計画的に実施するものとする。

イ 市地域防災計画を的確、かつ、有効に活用するため、全職員にその内容及び運用等を周知徹底するものとする。

ウ 被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力は許さない意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神等を培うため、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

ア 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

イ 学校行事としての防災教育

ウ 教職員に対する防災研修

(3) 事業所における防災の推進

事業所における防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育、事業継続計画（B C P）の策定等に対する取組に資する情報提供等を進め、事業所の防災力向上の促進を図るとともに、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるものとする。

(4) 住民に対する知識の普及徹底

住民に対する防災知識の周知徹底については、火災予防運動、河川愛護運動等あらゆる機会を通じて次に掲げる事項の周知を図るものとする。

また、市は住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努め、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚宅・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

なお、住民は責務として自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

ア 市地域防災計画に定められているもののうち、住民に周知し、又は注意を喚起する必要のある事項

○一般気象災害の一般知識及び気象台等から発令される予報及び警報の種類と内容

○災害情報の通報

○避難方法等の徹底

イ 別に定められている各災害時においての市民が知っておくべき心得及び注意事項

(5) 普及の方法

市民に防災知識を普及するにあたっては、次のような広報媒体を利用するものとする。

ア ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、防災行政無線、緊急防災放送装置等による普及

イ 広報紙、広報車による普及（特に災害シーズンには重点的に一般心得などを広報する）

ウ 防災マップ、ハザードマップの活用による普及

エ 日刊紙等の新聞報道による普及

オ パンフレットの配布

(6) 普及を要する事項

ア 市地域防災計画の概要

イ 災害予防措置

① 震災予防の知識と心得

② 火災予防の知識と心得

③ 台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備

④ 農作物の災害予防のための事前措置

⑤ 浸水深・浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄

⑥ ライフライン途絶時の対策

⑦ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

⑧ その他

ウ 災害応急措置

① 市の防災体制の概要

② 防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清掃方法等の要領

③ 災害の心得

a) 気象、警報等の種別と対策

b) 避難に關すること

c) 被災世帯の心得

④ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等

エ 災害復旧措置

① 被災農作物に対する応急措置

② その他

(7) 普及の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。例えば、春・秋の火災予防運動の期間においては、防火思想の普及を図り、台風シーズンの前には、台風に関する防災知識の普及等に努めるものとする。

2. 防災訓練

災害予防及び災害応急対策の万全を期するため、地域の災害リスクに基づき、次により防災訓練を実施するものとする。防災訓練は、図上訓練と実地訓練の2種類とし、県等災害関係機関と協力して次により計画実施するものとする。

なお、訓練の具体的な事項及び要領については、その都度実施要領を作成する。

(1) 図上訓練

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- 緊急避難及びこれに伴う措置

(2) 実地訓練

訓練目的を効果的に達成し得られる地区又は場所を選定して行うものとし、その訓練項目及び訓練内容は次のとおりとする。

ア 総合防災訓練

地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、県・その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力態勢の緊密化及び住民の防災思想の高揚に資するものとする。

イ 予報及び警報の伝達及び通信訓練

法令等に基づき発令される予報及び警報の伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じ関係機関との有線、無線による通信訓練を行う。また、停電時等非常事態における住民への伝達訓練も必要によりこれを実施するものとする

ウ 非常招集訓練

災害対策活動の従事者が有事に際し短時間に召集し、災害対策に対処できる体制を整えることを目的として行う。なお、訓練計画策定にあたっては次の点に留意するものとする。

① 平素における非常招集措置の整備

- a) 招集対象者の住所・居所及び連絡方法等
- b) 招集の区分
- c) 招集命令伝達・示達要領
- d) 非常招集の命令簿・非常招集記録簿
- e) 非常招集の業務分担・配置要領
- f) 待機命令の基準
- g) その他非常招集のために必要とする事務処理

② 非常招集命令の伝達、示達

災害の緊急性から、最も早く到達する方法を講ずるべきものであり、加入電話、携帯電話、防災行政無線及び口頭による伝達も迅速、正確を期すること。

③ 集合の方法

第一義的には迅速に行うべきものであるが、訓練においては通常の通路が崩壊等により、交通不能などの被害を想定して実施すること。

④ 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是正の資料として次の事項を確認するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- a) 伝達方法、内容の確認
- b) 発受時間及び集合所要時間の確認
- c) 集合人員の確認
- d) その他必要事項の確認

エ 災害防ぎよ訓練

災害による被害の拡大を防ぎよするための訓練とし、おおむね次によるものとする。

○水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位雨量観測、消防及び水防機関の動員、水防資機材の輸送、広報通報、伝達等を織込んだ訓練とする。

○消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防団の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自治会、自主防災組織等に対しても隨時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて市消防機関も協力するものとする。

○避難訓練

避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の開設、給水、給食等を織込んだ訓練とする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施とする。

○救助訓練

災害時における避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の防災訓練その他の災害防護活動とあわせ、又は単独で避難救助訓練を実施するものとする。なお、学校・病院・社会福祉施設・工場・事業所・商店等にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、各事業所等で作成する消防計画に基づき訓練を実施する。訓練にあたっては、必要に応じ警察・消防等関係機関の協力を得て行うものとする。

オ 災害応急復旧訓練

災害応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行うものとする。

○鉄道、道路の交通確保

○復旧資材、人員の緊急輸送

○決壊堤防の応急修理

○電力、通信施設の応急修復

第19節 消防団（水防団）、自主防災体制の整備

1. 消防団（水防団）の育成推進

消防団は地域における水防計画、救助活動、広報活動や平常時におけるコミュニティ活動の中核として重要な役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。また、災害発生時には初期の消防防災活動に大きな期待が寄せられており、次のとおり消防団の活性化を促進し、その育成推進を図る。

- (1) 消防団の活性化等その育成強化を行う。
- (2) 消防団活性化総合計画の策定を進める。
- (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、消防機関、各公民館との連携に努める。
- (4) 多数の消防団員が所属する事業所等に消防団協力事業所表示証を交付し、市民及び事業所等に消防団活動への理解と協力を求める。
- (5) 消防防災活動の拠点となる施設、消防防災（水防を含む）資機材の充実を図る。
- (6) 災害時には国及び県と協力して水防活動を行い、また平常時には国県と協力して危険地域のパトロールや水防技術の向上に努める。
- (7) 団員の公務災害を防止するため、健康増進及び研修会を開催する。
- (8) 消防団を中心とした地域防災力強化のため、各自主防災組織や各自治会と協力して、防災講演会、避難訓練、消火訓練等を行い、各組織との連携を強化する。

2. 自主防災組織の育成推進

災害時に際し、自分たちの地域は自分たちで守る立場に立ち、住民及び地元消防団により自主的な防災活動を行うことは、早期対応が図られ被害防止上必要不可欠なことである。また、これを自治会・地域ごとに組織的に活動することにより、災害対応が速やかに最大限図されることとなる。

このため、防災情報の提供による防災知識の普及や防災訓練等の機会を通じ、自治会内における自主防災の意識を高め、防災リーダーの育成組織の設置推進を図っていくものとし、その際、女性参画の促進に努める。

3. 自主防災組織の編成

自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

- | | | |
|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| <input type="radio"/> 情報班 | <input type="radio"/> 避難誘導班 | <input type="radio"/> 救護班 |
| <input type="radio"/> 救助班 | <input type="radio"/> 消火班 | <input type="radio"/> 給食・給水班 |

組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- (1) 活動範囲については、特定の地域住民に偏らないよう配慮するととともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。
- (2) 昼間においては、自主防災組織の構成員が地区外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。
- (3) 消防団（水防団）、婦人防火組織及び少年消防組織等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防火に努めるものとする。
- (4) 防災の現場に、女性の視点や意見を反映させやすくするため、自主防災組織、消防団（水防団）における女性の参画の拡大に努めるものとする。

4. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の修得・向上
- イ 地域における危険箇所の把握及び認識（崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- ウ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- エ 避難所・医療救護施設の確認
- オ 防火訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施
- カ 応急手当等に関する知識の修得・向上

(2) 消防機関の協力

活動にあたっては、その実効性を高めるため、消防機関及び消防団（水防団）の協力を求めるものとする。

(3) 災害発生時の活動

- ア 要救助者の救出
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 地域住民の確認
- エ 情報の収集・伝達
- オ 避難誘導
- カ 給食・給水
- キ 要配慮者の安全確保

5. 地区防災計画

地区内の住民は必要に応じて、当該地区における防災力の自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

6. 地区防災計画と個別避難計画の整合性

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合性が図られるよう努める。

第20節 企業（事業所）における防災の促進

企業（事業所）には、地域の一員として、防災体制の整備や事業継続のための取組が求められており、市は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（B C P）の策定などを推進する必要がある。

1. 防災体制の整備

市は、企業（事業所）における防災組織の整備の促進を目的として、県及び益田広域消防本部とともに関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、防災組織整備の支援を行い、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。また、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

2. 事業継続の取組の推進

市は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進する。企業（事業所）においては、災害時にも重要業務が継続できるよう事業継続計画の策定や、従業員及び施設利用者の企業（事業所）内への一時滞在体制や大規模集客施設の避難誘導体制の整備など防災対策の充実に努める。

3. 地区防災計画

市内の一定の地区内に事業所を有する事業者は必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

第21節 災害ボランティア活動の環境整備

災害による被害の拡大を防止するため、市、県、及び防災関係機関の迅速かつ適確な対応にあわせ、住民等による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市及び防災関係機関は、ボランティア活動が円滑に行われ、迅速な復旧活動が実施されるために、ボランティアの受付方法や活動時の対策本部との連携方法等を平常時より十分協議しておくものとする。

1. 災害ボランティアの役割

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地公共団体や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。

2. 専門ボランティアとの連携体制の整備

(1) 専門ボランティアの育成・事前登録

市は社会福祉協議会及び関係機関と連携し、災害時におけるボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努めるとともに、ボランティア団体及び個人の事前登録を行うよう努める。

(2) 専門ボランティア組織・団体に関する情報の把握

市は社会福祉協議会及び関係機関と連携し、災害時の意思疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握するよう努める。

3. 一般ボランティアとの連携体制の整備

市は社会福祉協議会及び関係機関と連携し、ボランティアを希望する組織の名称、連絡先、希望活動内容等の事前登録等の体制の整備に努める。

4. 災害ボランティアの育成

(1) 知識・技術の習得

災害ボランティアを出動させるにあたっては、災害時における活動方法、防災活動を実施する上での知識や技術の習得が必要である。このため、市及び防災関係機関は、災害ボランティアに対し積極的に講習、訓練を行う。

(2) 普及啓発活動

市は、災害ボランティアに関する普及啓発を行い、住民に積極的な活動参加を呼びかける。

5. 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録

市は社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動の需要の把握、受付、登録、撤収等調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成・登録に努める。

6. 災害ボランティアの周知

市、県、日本赤十字社島根県支部等関係機関、社会福祉協議会等は連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての周知に努める。

第22節 防疫及び廃棄物処理計画

廃棄物処理計画

益田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生地区における災害廃棄物及びし尿、ごみ等の収集処分を適切に実施し、被災地の環境衛生の万全を図るものとする。なお、洪水による災害が発生した後に、下流域の河岸や海岸に廃棄物等が多量に漂着したときの収集処分も適切に実施するものとする。

1. 実施担当責任者

災害廃棄物及びし尿、ごみ等の収集処分は、福祉環境部、建設部が担当し、その責任者は福祉環境部長、建設部長とする。漂着ごみの処理は、河川についてはそれぞれの河川管理者において処分を実施することとし、海岸部については、産業経済部、建設部、福祉環境部で調査を実施し、各関係機関と協議を行い、対応を図ることとする。

2. 処理班の編成

被災地における災害廃棄物及びし尿、ごみ等の収集処分を行うため、直ちに処理班を編成し、県、建設業協会、しまね産業資源循環協会、自治会等の協力を得て実施するものとする。

なお、し尿処理にあたっては、し尿汲取業者と事前に協議して協力を得るものとする。班の編成は、収集車等を考慮して行うものとし、班員は衛生班員を充てることとする。

(1) 廃棄物処理班の編成

風水害にともない発生した粗大ごみや流木等災害廃棄物およびし尿の適正処理をするため次の基準に従い廃棄物処理班を編成する。

ア 災害廃棄物処理班

災害廃棄物処理班は、処理を要する地域、数量等に応じ、民間の処理業者に委託又は雇い上げ等により所要の班を編成する。

イ し尿処理班

し尿処理班は、し尿処理を要する地域、数量等に応じ、民間の処理業者に委託又は雇い上げ等により所要の班を編成する。

(2) 県及び隣接市町村に対する応援要請

本部長（市長）は、市の能力のみで実施困難と認められるときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援を要請するものとする。

ア 廃棄物処理業務の種別

イ 廃棄物処理を必要とする地域

ウ 応援要請期間

エ 応援のための人員及び機材ならびに集合、集積場所

オ その他必要となる事項

3. 処理方法

(1) 災害廃棄物及びごみの収集処分

収集処分については、次により行うものとする。

ア 優先収集

災害廃棄物及びごみの収集については、公共施設、密集地域或いは被災状況を考慮して収集順位を定め、能率的に実施するものとする。

イ 各家庭の協力

土砂、その他障害物の堆積により運搬車の走行が困難な地域においては、各家庭に対し、市長が指示する一定の場所まで搬出協力を求めるものとする。

ウ 災害廃棄物

災害廃棄物については、益田市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に処理する。また、分別、再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。

なお、災害廃棄物が大量に排出されることが予測される場合は、環境保全に支障のない仮置場を指定し、暫定的に積置きする。その際、搬入時間を設定するとともに、廃棄物の内容確認と場内整理（分別）のための監視員を置くものとする。

仮置場についてはあらかじめ候補地を選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

- ① 他の応急対策活動に支障がないこと
- ② 環境衛生に支障がないこと
- ③ 搬入に便利なこと
- ④ 分別等適正処理の対応ができること

エ 油流出事故により漂着した廃油ボール処理については、環境衛生課を窓口として対処することとし、又ガソリン等の危険物については、消防本部と協議し対処するものとする。

(2) し尿の収集処分

し尿の収集及び処分は次により行うものとする。

ア し尿の収集は、原則としてし尿汲取業者により、し尿収集車をもって行うこととするが、収集車の走行ができないときは、仮設トイレを活用する。

イ 処理の方法

し尿の処分は原則としてし尿処理場において処理するものとするが、被災状況等を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求ることとし、県に対し必要な連絡調整等の協力を求める。

ウ 汲取りの制限

被災地域での処理能力がおよばない場合には、応急措置として2～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮するものとする。

エ 収集不能地域に対する対策

汲取車、運搬車により処理できない場合、また、公共下水道、農業集落排水等の下水道管の被害及び停電断水等により下水処理に不可能が生じた場合は、共同便所の仮設等の対策を講じるものとする。

オ 災害用仮設トイレの整備

市はあらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体との協力体制を整備しておくものとする。

4. 防疫・保健衛生体制の整備

(1) 防疫班の編成

災害防疫に対する防疫作業を行う防疫班を編成する。防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもつて編成する。

また、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達が困難を予想されるものについては、平時からその確保に努める。

(2)処理の方法

移動し得るものは適当な場所に集め、埋没、焼却等の方法で処理する。

移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理するものとする。

(3)食品衛生、監視体制の整備

災害時における食品衛生に関する速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業界団体との連携強化に努める。

5. 汚染地域の消毒

浸水その他により汚物が流失し、汚染した地域、又は応急的に汚物堆積場所として使用した場所については、石灰乳により消毒を行うものとする。

6. へい獣の処理方法

へい獣の処理は、適当な場所を選定し集中埋却又は集中焼却の方法により処理するものとする。なお、移動し難いものについては、その場で他に影響を及ぼさない範囲において個々に処理するものとする。

7. 清掃用運搬車及び施設

清掃用運搬車及び施設の状況は、附属資料のとおりである。

8. 動物愛護管理体制の整備

家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい高齢者、病弱者、心身に障がいのある者、児童（乳幼児含む）、妊娠婦、外国人、観光客、旅行者等の要配慮者は、高齢化や国際化の進展にともない、今後増加することが予想される。このため、市、県及び防災関係機関は、平素より要配慮者及び避難行動要支援者の安全を確保するための対策を推進する。

1. 避難行動要支援者等の実態把握と安全確保体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに掌握し、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、優先度が高いと判断する者から、改正法施行後からおおむね5年程度で「個別避難計画」の作成に努めるものとする。また、要配慮者が利用する病院や福祉施設等の要配慮者施設について掌握し、土砂災害警戒区域及び、浸水想定区域の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成、避難訓練を実施させ、その結果を市長へ報告させる。

要配慮者及び施設については、自治会、社会福祉協議会、地域支援者、民生委員・児童委員等の協力により、安否確認の方法を決めるとともに、避難時の自治会や隣近所との協力体制づくりなど要配慮者及び避難行動要支援者、避難支援関係者の安全確保が図られる体制を整備する。

2. 避難行動要支援者等の避難支援対策の整備

(1) 情報伝達体制の整備

ア 避難行動要支援者支援班の設置

市は、災害対策本部を中心に「避難行動要支援者支援班」を設け、地区公民館との連携により、要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するものとする。

イ 関係団体との連携強化

市は、益田広域消防本部及び消防団、自治会、自主防災組織等への情報伝達体制を整備し、災害発生時には民生委員・児童委員、地域支援者等と連携しつつ、要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援に関する情報伝達を実施するものとする。

ウ 避難情報伝達体制の整備

避難行動要支援者の安全な避難誘導を行うため、避難活動に際して、高齢者等避難（要配慮者及び避難行動要支援者の避難）情報の発令を行う。高齢者等避難（要配慮者及び避難行動要支援者の避難）情報の発令に関しては第3章災害応急対策計画第7節避難活動に示すところによる。

要配慮者利用施設については、要配慮者利用施設リストを作成し、施設ごとに浸水想定や土砂災害等の区域状況を把握するとともに、電話やFAX、市防災行政無線、緊急防災放送装置、市安全安心メール等の情報伝達手段を確立する。（要配慮者利用施設リストは附属資料のとおり）

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、活用

市は、防災担当、福祉担当など関係部局の連携下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等、変更等が生じた場合は適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、名簿情報、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、避難行動要支援者情報について市は、消防・警察等の救援機関、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人が同意したものとの間で平時から登録情報を共有しておくものとし、ハザードマップ、避難場所等の情報を組み合わせ、災害時の効果的な避難支援を実施できるようにする。その際、名簿情報、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ア 名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を以下のとおりとする。

- ①ねたきり、認知症等要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1級～2級を所持する者
- ③知的障がい者でA判定の療育手帳を所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤自主申請者

イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に掲げる次の事項を記載し、又は記録するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由

⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。避難支援等の関係者は以下のとおりとする。

- ①消防機関（消防本部、消防署、消防団）
- ②警察機関（警察本部、警察署）
- ③民生委員・児童委員
- ④社会福祉協議会
- ⑤自治会
- ⑥自主防災組織及び見守り組織
- ⑦その他市長が特別に認めた者

(3) 避難支援マニュアルの作成

市は、避難行動要支援者の避難支援に対する行動計画をまとめた避難支援マニュアルを作成する。

避難支援対象者特定の考え方、支援に係る自助・共助・公助の役割分担の内容、支援体制等について記述するものとする。関連資料については附属資料のとおりである。

(4) 防災設備、物資、資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進するとともに、病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

(5) 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、訪問介護員や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居住の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備するように努める。

(6) 防災基盤の整備

市及び県は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の居住状況を考慮し、避難場所、避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・収容できる環境を整備するとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

(7) 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際に居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、地域で生活する外国人に対して、英語等の多言語のパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への

積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、避難所・災害危険地区等に対する英語等多言語表示の付記などを推進する。

加えて、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や、避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

第24節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

1. 通信手段の確保

(1) 多様な通信手段の確保

孤立予想地区において、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、多様な通信手段の確保に努める。

(2) 被災に備えた通信設備の運用

市及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え等を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

2. 物資供給、救助体制の確立

(1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目を予め整理し、孤立予想地区や市、県等で共有するよう努める。

伝達項目の例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内的人数、要配慮者の有無、備蓄状況等

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

(3) 無人航空機等の輸送手段の確保

孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

3. 孤立に強い地区づくり

(1) 備蓄の整備・拡充

孤立予想地区においては、水、食糧、医薬品等の備蓄及び要配慮者への配慮に努め、公的な備蓄のみならず、自

主防災組織や個々の世帯での備蓄により、一週間程度は自活できるような体制の確保に努める。

(2)避難体制の強化

地区の人口・状況に応じた避難施設を指定するとともに、孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難場所等を周知徹底する。

(3)マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定により、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

4. 道路寸断への対応

(1)対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、広域的な視点で優先順位の高いところから、必要な対策を実施する。

(2)道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後、迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第25節 土砂災害対策

風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡回・警戒活動を実施する必要がある。

1 土砂災害防止体制の確立

市は、気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努め、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早期に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険区域等周辺の警戒監視・通報

(1)土砂災害発生前

市は、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2)土砂災害発生後

市は、土砂災害警戒区域等におけるがけ崩れ・地すべり、土石流及び地すべり防止区域における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、県は、所管施設の被害の把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、施設管理者及び市は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

3 土砂災害等による被害の拡大防止

(1)土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、各施設管理者及び市は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、それぞれの採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において県及び市と協力して、緊急に砂防・急傾斜・治山・地すべり施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

ア 情報の指示・伝達

市は、県総合防災情報システムに組み込まれた土砂災害予警報システムの活用によって、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、市は、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

イ 警戒区域の設定

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ 避難誘導

本章第7節「避難活動」を参照。

4 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

第3章 災害応急対策計画

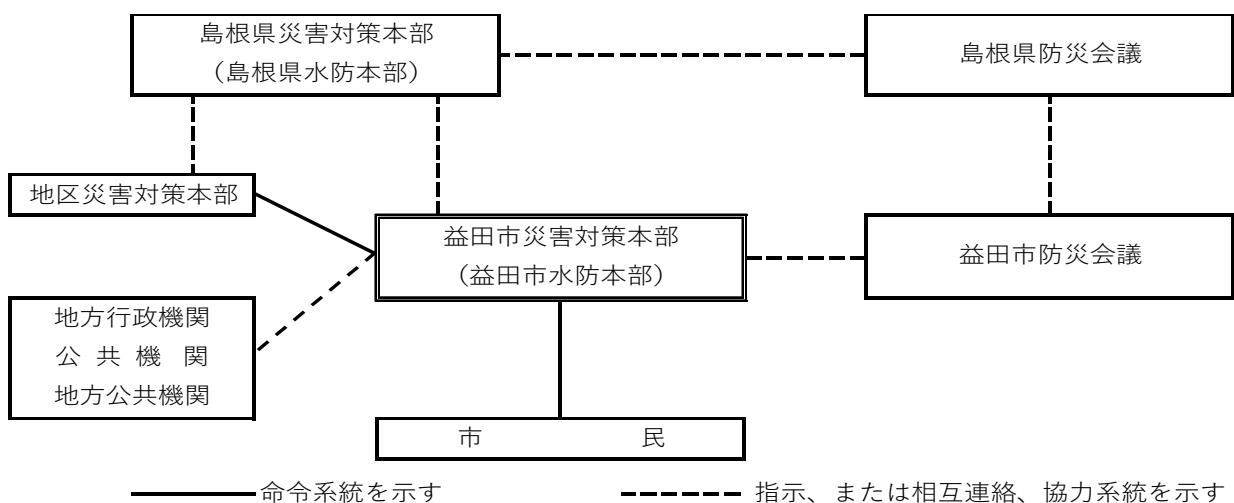
第1節 組織計画

1. 災害対策組織

市域における防災を総合的に推進するための組織として、益田市防災会議があり、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、「益田市災害対策本部条例」及び「益田市災害対策本部規則」の定めるところにより災害対策本部を設置し、又はこれに準じた体制をとり島根県災害対策本部、益田地区災害対策本部、地方行政機関、公共機関及び市域の公共団体と緊密な連絡を保って応急対策活動を実施するものとする。

また、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

市における災害対策組織を図示すれば次のとおりである。



2. 防災会議

益田市の地域における防災計画を総合的に運営するための組織として、益田市防災会議が置かれている。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、女性や高齢者、障がい者などの防災会議への参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

益田市防災会議の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

(1) 組織

- ア 会長（益田市長）
イ 委員

 - ① 指定地方行政機関の職員のうちから当該地方行政機関の長が指名する者
 - ② 島根県の知事部局の職員のうちから、知事が指名する者
 - ③ 益田警察署長又はその指名する職員

- ④ 市の職員のうちから、市長が指名する者
- ⑤ 教育長
- ⑥ 消防長並びに消防団長及び方面隊長（美都地域及び匹見地域に限る。）
- ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員である者
- ⑧ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- ⑨ 市長が特に認める者

(2) 所掌事務

- ア 益田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 市長の諮問に応じ益田市水防計画について調査、審議すること。
- ウ 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、また、市長に意見を述べること。
- エ そのほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 益田市防災会議委員の状況

益田市防災会議を構成する委員の状況は附属資料のとおりである。

(4) 益田市防災会議の運営

益田市防災会議条例（益田市条例第20号）の定めるところによる。

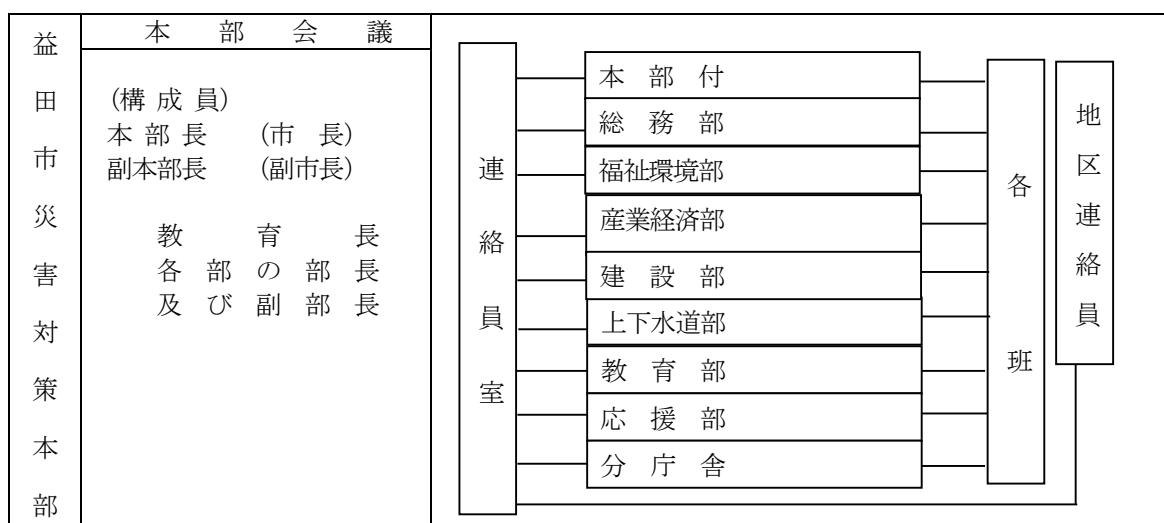
3. 災害対策本部

(1) 本部の組織編成及び系統図

対策本部の組織編成は、「益田市災害対策本部条例」及び「益田市災害対策本部規則」（以下「条例等」という。）に定めるところによる。

なお、市域が広域であるため地区公民館毎に地区連絡員を置き、地区と本部との連絡調整を図り、災害対策の迅速かつ強力な実施を図るものとする。

この組織の系統の概略は次のとおりである。



(2) 部、班の構成及び分担事項

- ア 各部、班の所掌事務は、条例等の定めるところによる。
- イ 部、班は市長部局及び議会、教育委員会等、その他執行機関事務部局をもって構成し、その各部の所属は附

属資料のとおりとする。

ウ 部員の各班所属については、部長があらかじめ定める。

(3)本部の設置及び解散

【設 置】

対策本部は、市域について災害が発生し、又発生するおそれのあるときに条例等に定めるところにより市長が設置する。なお、設置基準は次のとおりとし、設置場所は原則として市役所とする。なお、災害対策本部に災害対策本部長の定めるところにより、災害対策本部事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

ア 益田市に大雨・暴風・大雪・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき（自動設置）。

イ 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

ウ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。

エ 災害救助法の適用を受けるような災害が発生したとき。

【解 散】

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後の災害応急対策、災害救助等災害事態の処理をおおむね終り、市長が適当と認めたとき、本部を解散する。

(4)本部の設置又は解散の通知、公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、危機管理監は直ちに次の機関の長にその旨を通知しなければならない。

また、市民に対しても必要に応じ、屋外拡声子局、緊急防災放送装置、市安全安心メール、防災アプリ、電話、広報車あるいはその他適宜な方法をもって周知させるものとする。

設置及び解散の通知

機 関 名	官 公 署 等
県 国 消防	防災危機管理課 西部県民センター益田事務所 益田県土整備事務所 益田保健所 西部農林水産振興センター益田事務所 益田教育事務所 益田公共職業安定所 益田警察署 浜田海上保安部 国土交通省浜田河川国道事務所 中国四国農政局島根農政事務所 益田広域消防本部
公 共 機 関	N T T西日本株式会社島根支店 中国電力ネットワーク株式会社浜田ネットワークセンター 石見交通株式会社
そ の 他	防災会議構成機関 報道機関 隣接町村 益田赤十字病院 医師会病院 その他災害対策上通知を必要とする機関、団体、施設等

第2節 動員計画

1. 災害対策本部における災害対策要員の動員

市域における災害の防止及び軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な実施を図るため、災害に対処する体制（以下「災害体制」という。）を次のとおり定め、この災害体制に従って要員の動員を行うものとする。

(1) 災害体制の種別

災害体制の種別は、第1災害体制、第2災害体制、第3災害体制及び特別体制とする。

(2) 動員計画

災害体制毎の動員人員数は附属資料のとおりとし、各部長が、部班の災害体制毎の要員数に基づき動員者を定め、毎年4月末日までに総務部長を経て市長に提出しなければならない。また、変更した場合は、その都度届け出るものとする。

なお、各課においては、あらかじめ動員の系統、動員順位、連絡方法について、具体的に計画しておく。

(3) 動員の増減

第1災害体制及び第2災害体制における動員については、災害の状況、情勢により動員計画に定めた人員を増減して行うことができる。

増減は、各部長が協議して行うものとする。この場合第2災害体制についてはその状況を総務部長は速やかに市長に報告しなければならない。

2. 災害体制の時期、決定、業務内容

災害体制の時期及び業務内容の一般基準は次のとおりとし、災害体制はいずれも市長が決定する。

	種 別	時 期	業 務 内 容
本部設置前	準備体制 危機管理課の職員	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、竜巻注意情報等が発表され、災害の危険性がある場合 大雪注意報、低温注意報等が発表され、島根県気象情報の本文中に「警戒する」というワードが記載された場合	1. 情報の収集・伝達に努め、警戒体制の準備を行う。
	警戒体制 災害関係課の職員	大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報等が発表され、あるいは河川の水位が水防団待機水位を超える等、災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合 大雪警報、暴風雪警報が発表された場合	1. 災害対策関係機関等との連絡体制に入る。 2. 情報収集に努め、状況に応じ災害関係部課との連絡調整を図り、第1次災害体制の準備を行う。
	第1災害体制	大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報等が発表され、あるいは河川の水位が氾濫注意水位を超える等、災害の危険性が増大した場合 大雪警報、暴風雪警報が発表され雪害被害が発生する恐れがある場合、又は雪害が発生した場合	1. 各部班は、災害対策関係機関等との連絡を保ち、気象及び災害情報の収集活動を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。 2. 第2災害体制に移行できるよう準備する。
	第2災害体制	気象等予報及び警報の更新等、災害の危険性が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認めたとき	1. 関係各課においては、防災活動に従事するとともに、隨時本部会議を開き、情報連絡を行い、対策を協議するものとする。 2. 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視にあたるものとする。 3. 第3災害体制に対する準備を行う。
	第3災害体制	大雨・暴風・大雪・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表された場合、又は災害が拡大し、第2災害体制で対処できないとき	1. 各部班は、非常体制をとり、全員所掌業務に関する全面的な防災活動に従事する。
	特 別 体 制	市域に突発的な事故及び災害が発生し、必要と認めたとき	1. 事故又は、災害の状況に応じて関係部班に指示し、事態の処理に当たる。

3. 連絡員室

災害対策本部の決定事項及び災害状況についての指示、報告又は連絡並びに各部相互の有機的連絡協調等を図るため、災害対策本部に連絡員を置き、総務部総務班長が統括する。連絡員は、各部長が、あらかじめ総務部長と協議し指名する者をもって充て、災害対策本部の設置とともに連絡員室に常駐するものとする。

4. 地区連絡員

地区連絡員は、地区公民館長をもって充て、第1災害体制の決定と同時に本部と地区公民館との有機的な連絡を図り、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するよう次の業務を行うものとする。なお、第2災害体制決定と同時に総務部長があらかじめ指名した職員を地区公民館に派遣し、地区連絡員を補佐するものとする。

- 地区災害状況の把握と本部への連絡に関するここと。
- 災害対策について地区関係との連絡調整に関するここと。
- 気象情報及び本部からの指示事項を地区民に伝達すること。

○その他災害対策上必要な事項

5. 災害体制決定の通知及び動員方法

市長が災害体制の決定をしたときの通知及び動員は、次により行うものとする。

また、危機管理監は災害体制決定と同時に消防長に連絡し、消防職員1名の派遣を要請するものとする。派遣された職員は、市役所と益田広域消防本部の情報、連絡に当たるものとする。

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所現地情報連絡員(リエゾン)、島根県益田県土整備事務所、益田警察署、益田赤十字病院から派遣された職員は、市役所と派遣元との災害・避難状況等の情報、連絡に当たるものとする。

(1) 平常執務時の場合

ア 危機管理監は、災害体制が決定されたときは府内放送及び電話をもって各部長、各施設の長及び地区連絡員に通知する。

イ 通知を受けた部長及び各施設の長は、速やかに所属職員に周知し、かつ動員計画に基づく要員数の動員を行い、部所に配属させるものとする。

(2) 休日又は退庁後の場合

ア 警備員は次に掲げる情報を受け、又は察知したときは、速やかに危機管理監に連絡しなければならない。

① 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知され、又は自ら覚知したとき。

② 災害が発生し、緊急に応急措置の実施を必要とするとき。

③ 災害のおそれのある異常現象の通報を受けたとき。

イ 危機管理監は、市長、副市長、総務部長に速やかに連絡し、担当職員に登庁を指示しなければならない。また災害体制の決定、あるいはその災害対策上の指示を受けたときは、直ちに各部長、各施設の長及び地区連絡員に電話、安全安心メール又は緊急防災放送装置等をもって連絡するものとする。

ウ 通知を受けた各部長は、自宅で待機等の特別の連絡があったときを除き、直ちに登庁し、対策処理に当たらなければならない。

エ 担当職員は、要員者が登庁するまで事態の処理に当たるとともに次の事項を処理するものとする。

① 本部が設置されたときは、組織計画に基づく災害関係機関に速やかに通知しなければならない。

② 危機管理監と連絡を保ち、要員の動員について指示を受けたときは、迅速に動員通知を行わなければならぬ。

オ 災害対策本部が設置された場合で、直ちに全職員の動員を要する場合で動員通知が困難なときは、上司の指示を受けてNHK及び民間放送のラジオ、テレビに動員の放送を依頼することができる。また、伝令による動員方法についても、あらかじめ調査しておき動員について万全を期するものとする。

災害体制の状況となった場合、現在の通信系統途絶の可能性があるため、多重的な通信体制を作り、初期初動体制の確立を図ることとする。

(3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外又は休日等において動員の通知があったときは、直ちに登庁しなければならない。

また災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、所属の長と連絡し、又は自らの判断により登庁しなければならない。

なお、地震、津波による非常登庁については、益田観測所の震度が4以上と発表された場合に第1災害体制の職員が、また、同震度が5強以上または大津波警報が発表された場合はすべての職員が通知の有無にかかわらず登庁するものとする。

(4) 腕章

災害時において防災活動に従事する職員は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、附属資料に示す腕章を着用するものとする。

6. 職員の応援

各部長は他部職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を示して危機管理監と協議するものとする。

- 作業（勤務）内容
- 就労（勤務）場所
- 応援の職種及び男女別

7. 消防団に対する伝達及び出動

(1) 伝 達

災害体制を決定したときは、危機管理監は直ちに消防長を経て消防団長に連絡しなければならない。また、必要があると認めるときは、方面隊長、方面副隊長及び分団長に適宜な方法をもって速やかにその旨を通知するものとする。

(2) 出 動

- ア 消防団の出動については、法令又は他の計画で定めるものを除くほかは、原則として、市長が団長に出動要請を行うものとする。
- イ 団長は、出動要請を受けたときは方面隊長及び各分団長に直ちに出動の指示をするものとする。
- ウ 地区において突発的な災害が発生し、出動の指示を待ついとまのないときは、分団長の判断において団員出動を行うことができる。この場合、分団長は事後速やかに団長を経て、この旨を市長に報告しなければならない。

8. 緊急消防援助隊への応援要請

市長は、災害の状況により当市及び県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要と判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話及びFAXにより連絡する。（知事に対して連絡できない場合には、その旨を消防庁官に直ちに電話により連絡する。）

応援要請に関する連絡・設置等の事項は以下のとおりである。

(1) 応援要請時の連絡

市長は、緊急消防援助隊受援計画に基づき下記の事項を速やかに電話連絡し、その後詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する連絡は、これらを把握した段階で書面（平成27年3月31日付消防庁第74号「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」別紙様式1-2）により連絡する。

- ア 災害の概況
- イ 出動を希望する区域及び活動内容
- ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

(2) 緊急消防援助隊調整本部への職員の派遣

緊急消防援助隊が出動した場合、島根県消防応援活動調整本部が設置（原則として島根県庁6F災害対策室に設置）される。市長は、島根県消防応援活動調整本部へ益田広域消防本部の職員を派遣するものとし、職員については予め定めておくものとする。

(3) 指揮本部との連携

市長は、緊急消防援助隊の出動が決定し、益田広域消防本部に指揮本部が設置された場合、職員の派遣を受け緊密な連携を図るものとする。

(4) 経費負担

緊急消防援助隊の応援を受けた場合、市が負担する経費は下記に示すとおりである。下記経費については、国からの交付金を受けることができ、申請が必要なときは緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱に基づいて速やかに申請手続きを行う。

- ア 手当
- イ 旅費
- ウ 修繕料、役務費
- エ 代替え施設の購入費
- オ 燃料費
- カ 消耗品費
- キ 貸借料
- ク その他の物件費

9. 他機関等に対する応援要請

災害時における応急対策等の実施にあっては、本部要員のみでは、その実施は困難な場合が多い。このため市民の協力を必要とするが、特に公共的団体及び応援協力団体（以下「奉仕団」という。）の応援、協力、あるいは県、他市町村に対する技術要員の応援を要するので、危機管理監はこの応援体制について各団体とあらかじめ協議しておき、応援の必要があるときは、関係機関及び団体に要請するものとする。なお、災害時相互応援協定等一覧は附属資料のとおりである。

(1) 応援要請の方法

- ア 各部長は、応急対策の実施について対策本部要員のみでは、その実施が困難なときは、速やかに危機管理監を経て本部長に報告するものとする。
- イ 本部長が要請の必要を認めたときは、直ちに危機管理監は、各団体長もしくは代理者に対し、次の要請事項を書面をもって行うものとする。ただし、急施を要するときは電話をもって要請するものとする。この場合、事後速やかに文書を送付しなければならない。

【応援要請事項】

- | | |
|-------------|-------|
| ○応援を必要とする理由 | ○従事場所 |
| ○作業内容 | ○人員 |
| ○従事期間 | ○集合場所 |
| ○その他参考事項 | |

(2) 公共的団体及び奉仕団の作業内容

- ア 公共的団体及び奉仕団

市域における公共的団体及び奉仕団は、附属資料のとおりである。

イ 作業内容

公共的団体職員及び奉仕団の行う作業は、危険を伴わない比較的軽易な作業とし、おおむね次のとおりとする。

- ① 炊出し、保育その他災害救助活動の協力
- ② 災害応急対策用物資、資材等の輸送

- ③ 清掃及び防疫
- ④ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

10. 労務者等の動員

災害応急対策実施のため労務者の動員を必要とするときは、対策本部において調整し、行うものとする。

(1) 労務者等の確保

災害対策を実施するために必要な労務者等の確保については、次の措置により行うものとする。

- ア 災害対策実施機関及び関係業者等の労務者の動員
- イ 公共職業安定所等のあっせんによる労務者の動員
- ウ 関係機関の応援派遣による技術者の動員
- エ 緊急時等における従事命令等による労務者等の強制動員

(2) 労務者等の雇用

市関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用し災害応急対策に当てるものとする。この場合、益田公共職業安定所長と協議して行うものとする。

ア 雇用手続

各対策部が労務者を必要とする場合は次の事項を明示し、生活物資対策担当部署を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- ① 雇用の理由
- ② 所要、職種別人員
- ③ 作業内容
- ④ 雇用期間
- ⑤ 就労場所
- ⑥ 報酬
- ⑦ その他必要となる事項

イ 報酬の支払

報酬の支払については、次によるものとする。

- 交通機関を利用して輸送するときは、交通費を支給する。
- 報酬は、現金で作業終了後本人に支払う（日払とする）。
- 日雇雇用保険、健康保険印紙を貼付する（本人負担分保険料は報酬から差引くこと）。

(3) 労務者等の応援要請

市内での動員では労務者が不足する場合は、次の事項を明示し、県あるいは隣接市町に応援の要請を行うものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 所要職種別人員数
- ウ 作業期間
- エ 就労場所
- オ 報酬
- カ その他必要となる事項

(4) 知事及び防災関係機関に対する職員の派遣要請

災害対策に必要な技術者等の確保が困難な場合は、知事及び防災関係機関に対し次の事項を明示し技術者等の応援

派遣あるいはあっせんの要請を行うものとする。

- ア 派遣を要請（あっせん）する理由
- イ 派遣を要請（あっせん）する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣（あっせん）について必要となる事項

11. 従事命令等

災害応急対策実施のための要員が一般的の動員等の方法によってもなお不足し、他の供給の方法がないときは、次の従事命令及び協力命令の執行により要員の確保を行うものとする。

(1) 従事命令等の種類と執行者

命令の種類、執行者等は次のとおりである。

なお、知事の行う従事命令又は協力命令を市長に委任されることもあるので、この場合は市長が行うこととなる。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	〃	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助の) 災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事	災害救助法第7条	知事
	協力	〃第8条	知事
災害応急対策作業 (全般)	従事	災害対策基本法第71条第1	知事
	協力	〃	知事
	従事	災害対策基本法第65条第1	市長
		〃第65条第2	警察官又は海上保安官

(2) 従事命令、協力命令の対象者

従事命令、協力命令の種別による従事等対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職 5. 土木業者又は建築業者及びこれらのものの従事者 6. 鉄道事業者及びその従事者 7. 軌道経営者及びその従事者 8. 自動車運送業者及びその従事者 9. 船舶運送業者及びその従事者 10. 港湾運送業者及びその従事者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法)による市長、警察官、海上保安官の従事命令	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

(3) 公用令書の交付

知事の委任を受けて従事命令等を執行するときは、島根県地域防災計画の定めるところに従い公用令書を交付しなければならない。

(4) 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故等により、作業に従事又は協力することができない場合には、次に掲げる書類を貼付して市長に届け出るものとする。

ア 負傷又は疾病により従事することができない場合は、医師の診断書

イ 前号以外の事故により従事することができない場合は、団体の長、その他適当な公務員の証明書

(5) 損 害 補 償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次の各法律に基づき損害補償を行うものとする。

ア 災害対策基本法第82条

イ 消防法 第36条の3

ウ 災害救助法 第12条

エ 水防法 第45条

オ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律

カ 災害対策基本法に基づく災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例(昭和40年島根県条例第7号)

区分	災害救助 (知事命令)	災害対策基本法 (知事命令)	市長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	益田市消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打ち切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打ち切補償	療養補償 休業補償 第1種障害補償 第2種障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

(6) 労務供給に伴う記録

労務者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、様式により正確に記録するものとする。

第3節 予報及び警報等の伝達計画

災害予防及び災害応急対策上、気象、地象、火災等に関する予報及び警報等の収集及び伝達は、極めて重要であるので、この取扱いについては、次により行うものとする。

1. 気象予報及び警報等の伝達系統及び方法

(1) 気象特別警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準

気象、地象に関する予報及び警報については、気象業務法に基づき、松江地方気象台から発表されるが、そのうち特に災害と関係ある特別警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準を示すと次のとおりである。

なお、特別警報、警報及び注意報に対する警戒レベル相当と警戒レベルを示す。

特別警報・警報・注意報	概要及び発表基準
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
暴風警報	暴風によって重大な災害が発生するおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上になると予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が発生するおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上になると予想される場合。
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがある場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。 表面雨量指数10、土壤雨量指数124 ※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標。 ※土壤雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標。

大雪警報	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが平地で25cm、山沿いで35cm以上になると予想される場合。		
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 具体的には標高1.2m以上になると予想されるとき。		
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には波高（有義波高）が6m以上になると予想されるとき。		
洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。		
流域雨量指数基準		複合基準	指定河川洪水予報による基準
白上川流域=15.0, 本俣賀川流域=5.8, 後溢川流域=5.6, 匹見川流域=33.7 二条川流域=9.8, 角井川流域=6, 石谷川流域=11.5, 能登川流域=7.1 落合川流域=8.3, 紙祖川流域=18.9, 小原川流域=5.6, 七村川流域=5.8, 広見川流域=13.8, 亀井谷川流域=7, 赤谷川流域=9.6, 矢原川流域=9.7 板井川流域=8.7, 丸茂川流域=4.8, 沖田川流域=11.8, 津田川流域=7.9, 三谷川流域=7.4, 本溢川流域=6.3 波田川流域=10.6, 都茂川流域=4.3 喜阿弥川流域=4.0 東喜阿弥川流域=2.0		高津川流域=(5, 35.3)	高津川〔神田、高角〕, 匹見川〔横田〕, 益田川水系益田川〔染羽〕
※流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標。 ※「複合基準」とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示す。			
風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/s以上になると予想される場合。		
強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/s以上になると予想される場合。		
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。 雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 表面雨量指数6以上、土壤雨量指数94以上		
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが平地で15cm、山沿いで20cm以上になると予想される場合。		
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上500m以下と予想される場合。		
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。		
融雪注意報			
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合で次の条件に該当するとき。 実効湿度60%以下、最少湿度40%以下になると予想されるとき。		

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある時で次の条件に該当するとき。具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが15cm以上、気温が-2°C~1°Cになると予想される場合。						
着氷注意報							
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとき。 晩霜期で最低気温3°C以下が予想される場合。						
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。 ①積雪の深さ100cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ30cm以上 2 最高気温が8°C以上（気温は浜田特別地域気象観測所の値） 3 かなりの降雨						
低温注意報	低温によって、農作物に著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 浜田特別地域気象観測所の最低気温が-4°C以下が予想される場合。						
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が標高0.8m以上になると予想されるとき。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。						
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当するとき。 波高（有義波高）が3m以上になると予想される場合。						
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白上川流域=12.0, 本俣賀川流域=4.6, 後溢川流域=4.4, 匹見川流域=26.9 二条川流域=7.8, 角井川流域=4.8, 石谷川流域=9.2, 能登川流域=5.6, 落合川流域=6.6, 紙祖川流域=15.1, 小原川流域=4.4, 七村川流域=4.6, 広見川流域=11.0, 龜井谷川流域=5.6, 赤谷川流域=7.6, 矢原川流域=7.7, 板井川流域=6.9, 丸茂川流域=3.9, 沖田川流域=9.4, 津田川流域=6.3, 三谷川流域=5.9, 本溢川流域=4.9, 波田川流域=8.4, 都茂川流域=3.5, 喜阿弥川流域=3.3, 東喜阿弥川流域=1.5</td> <td>高津川流域=(5, 32.2) 後溢川流域=(5, 4.4) 沖田川流域=(5, 9.4)</td> <td>高津川〔神田、高角〕, 匹見川〔横田〕, 益田川水系益田川〔染羽〕</td> </tr> </tbody> </table>	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	白上川流域=12.0, 本俣賀川流域=4.6, 後溢川流域=4.4, 匹見川流域=26.9 二条川流域=7.8, 角井川流域=4.8, 石谷川流域=9.2, 能登川流域=5.6, 落合川流域=6.6, 紙祖川流域=15.1, 小原川流域=4.4, 七村川流域=4.6, 広見川流域=11.0, 龜井谷川流域=5.6, 赤谷川流域=7.6, 矢原川流域=7.7, 板井川流域=6.9, 丸茂川流域=3.9, 沖田川流域=9.4, 津田川流域=6.3, 三谷川流域=5.9, 本溢川流域=4.9, 波田川流域=8.4, 都茂川流域=3.5, 喜阿弥川流域=3.3, 東喜阿弥川流域=1.5	高津川流域=(5, 32.2) 後溢川流域=(5, 4.4) 沖田川流域=(5, 9.4)	高津川〔神田、高角〕, 匹見川〔横田〕, 益田川水系益田川〔染羽〕
流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準					
白上川流域=12.0, 本俣賀川流域=4.6, 後溢川流域=4.4, 匹見川流域=26.9 二条川流域=7.8, 角井川流域=4.8, 石谷川流域=9.2, 能登川流域=5.6, 落合川流域=6.6, 紙祖川流域=15.1, 小原川流域=4.4, 七村川流域=4.6, 広見川流域=11.0, 龜井谷川流域=5.6, 赤谷川流域=7.6, 矢原川流域=7.7, 板井川流域=6.9, 丸茂川流域=3.9, 沖田川流域=9.4, 津田川流域=6.3, 三谷川流域=5.9, 本溢川流域=4.9, 波田川流域=8.4, 都茂川流域=3.5, 喜阿弥川流域=3.3, 東喜阿弥川流域=1.5	高津川流域=(5, 32.2) 後溢川流域=(5, 4.4) 沖田川流域=(5, 9.4)	高津川〔神田、高角〕, 匹見川〔横田〕, 益田川水系益田川〔染羽〕					

- (注) 1. 発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予測する際のおおむねの目安である。
2. 特別警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、警報及び注意報が発表される時は、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報及び注意報に切り替えられる。
3. 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

前記気象条件に併合して発生すると考えられる地象、気象について発表される特別警報、警報及び注意報は次のとおりである。しかし、この特別警報、警報及び注意報は前記特別警報、警報及び注意報中に含めて発表される。

特別警報、警報及び注意報の種類	発表の基準
土砂崩れ注意報	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れによって災害が発生するおそれがあると予想される場合。
浸水注意報	浸水によって災害が予想される場合。
土砂崩れ警報	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れによって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合。
浸水特別警報	浸水によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合。

指定河川洪水予報対象河川の場合、以下の基準に基づき、以下の情報が発表される。

高津川、匹見川については、国交省浜田河川国道事務所と松江地方気象台共同で下表の標題により発表される。

なお、臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

益田川については、島根県と松江地方気象台が共同で下表の表題により発表される。

警戒レベル2から5に相当する。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき (警戒レベル5に相当)
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき (警戒レベル4に相当)
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く) (警戒レベル3に相当)
「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき(警戒レベル2に相当)
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)(警戒レベル2に相当)

		戒レベル2に相当)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

○予報地区に複数の基準観測所がある場合(江の川下流及び高津川)は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表を行うこととし、予報区域全体の危険度レベルが変化した場合に更新発表を行う。但し、必要と認める場合は、適宜更新発表を行う。予報区域内で最も危険度レベルの高い基準観測所の水位を基に、種類及び標題を選定するものとする。

○堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まると判断できる場合には、双方の担当官署の間で協議し、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

洪水予報を行う河川及び受け持ち区間

河川名	受け持ち区間	基準水位観測所	
高津川	左岸：益田市神田町口 675番地2から海まで 右岸：益田市神田町口 16番地3から海まで	神田高角	国管理河川
匹見川	左岸：益田市神田町イ858番地から高津川合流点まで 右岸：益田市横田町2912番地から高津川合流点まで	横田	国管理河川
益田川	左岸：益田市七尾町（堀川橋上流）から益田市中須町（河口）まで 右岸：益田市染羽町（八坂橋）から益田市久城町（河口）まで	染羽	県管理河川

洪水予報河川基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	計画高水位 m	氾濫危険水位 m	避難判断水位 m	氾濫注意水位 m	水防団待機水位 m	
高津川	神田	神田町	6.92	6.40	5.90	3.30	2.00	国管理河川
	高角	高津二丁目	6.67	4.60	4.20	3.10	1.90	国管理河川
匹見川	横田	横田町	5.15	4.20	3.70	3.60	2.60	国管理河川
益田川	染羽	染羽町	5.00	3.50	3.10	2.30	1.30	県管理河川

このほか、指定河川洪水予報対象外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれがあるとして指定した河川（水位周知河川）においては、国により避難判断水位及び氾濫危険水位（特別警戒水位）が定められており、以下に示す水位に達した場合は「水位周知情報」が発表される。

水位周知河川

河川名	避難判断水位及び氾濫危険水位	発表担当者
高津川派川	高角観測所（高津二丁目）において、水位4.20m及び4.60mを超えた場合	国土交通省浜田河川国道事務所長

白上川	内田観測所（内田町）において、水位4.40m及び5.30mを超えた場合	国土交通省浜田河川国道事務所長
-----	-------------------------------------	-----------------

(2) 土砂災害警戒情報の発表

松江地方気象台と島根県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、土砂災害についてより厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合は、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。（警戒レベル4に相当）

(3) 市に対する通知

- ア 松江地方気象台から発表又は、更新もしくは解除される気象予報及び警報は、県から防災情報ネットワークにより通知がある。また、警報はNTT西日本からも通知される。
- イ 気象警報が発表されたときは、NTT西日本からも連絡が可能である。
- ウ 気象庁又は、大阪管区気象台が津波警報等を発表又は更新、解除したときはNTT西日本から通知がある。
- エ 消防法の規定に基づく火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災に関する注意報は、県から電話、電子メール、FAX等により通知がある。
- オ その他の通報事項については、県から必要に応じ直接又は出先機関等を経て通知がある。

(4) 特別警報、警報及び注意報等の取扱

災害、気象予報及び警報の通知があった場合の処理は、次により行う。

- ア 平常の執務時間中は、危機管理課においてこれを受理し、速やかに上司に報告するものとする。
- イ 執務時間外及び休日においては警備員が受理し、動員計画に定めるところにより処理しなければならない。
- ウ 災害体制を設けている期間においては、対策本部総務班において受理する。

(5) 住民等に対する伝達

市が気象通知を受け、又は自ら気象予報及び警報を知ったときの市民等に対する伝達は、次により行う。

ア 気象予報の場合

災害体制を設けている場合で、予報の通知を受けたときは、危機管理監は速やかに市域の状況を適確に把握し、災害発生のおそれがあるときは、次により市民に周知徹底を図るものとする。

- ① 地区連絡員に通知する。
- ② 本庁管内においては、屋外拡声子局、緊急防災放送装置、広報車及び市安全安心メール等をもって市民に周知する。

イ 気象警報の場合

気象警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、台風情報、竜巻注意情報などの通知を受け、災害発生のおそれがあるときは、危機管理監は迅速に市民等に周知するよう、次の措置をしなければならない。

- ① 市域の災害関係機関及び公共団体に対し、警報事項を通知する。
- ② 地区連絡員に通知する。
- ③ 屋外拡声子局、緊急防災放送装置、市安全安心メール、防災アプリ、広報車等を利用し、市民に周知する。
- ④ 災害のおそれのある地区的自治会長に電話連絡し、自治会長をして地区民に伝達する。
- ⑤ 聴覚障がい者への伝達方法として、市安全安心メール及び防災行政情報伝達・Fネット（一斉同報通信）を利用して伝達を図る。

ウ 特別警報の場合

特別警報が発表された場合は、数十年の一度しかないような非常に危険な状況にあり、直ちに命を守るために行動をとる必要があるので、危機管理監は全ての手段を用いて市民に周知しなければならない。

(6) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係は、内閣府ホームページで確認することができる。

パソコンから、https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

(7)キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 ・「災害切迫」（黒）：直ちに安全確保が必要な警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 ・「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況。直ちに安全確保が必要な警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指標の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。

危険度分布等は、気象庁ホームページ、島根県土砂災害予警報システムで確認することができる。

パソコンから、<https://www.jma.go.jp/>

<https://saboi.pref.shimane.lg.jp/residents/>

(8)早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想される時には、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕、〔中〕の2段階で発表しています。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（島根県西部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（島根県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(9)地区連絡員がとるべき措置

地区連絡員は気象予報及び警報等の通知を受けたときは、直ちに電話又は伝令をもって各自治会長に伝達する。また緊急防災放送装置等を利用し、迅速かつ適確に周知させなければならない。

(10) 伝達系統

気象予報及び警報等の伝達系統は、附属資料のとおりとする。

2. 異常現象の通報及び措置

(1) 異常現象の種別

種別	内容
竜巻	農作物、建造物に被害をあたえる程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの
なだれ	建造物又は交通等に被害をあたえる程度以上のもの
その他異常なもの	地すべり、山崩れ、火災等

(2) 発見者の通報手続

市域において災害が発生し、又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、遅滞なくその旨を次の機関で最も連絡の容易なところに通報するものとする。

- ・市役所及び地区公民館あるいは近くにいる市職員
- ・益田警察署及び交番、駐在所
- ・消防機関又は消防団員

(3) 市への通報

市職員、警察官、消防機関等は、自ら異常現象等を発見した場合、あるいは地域住民から通報を受けたときは、直ちに危機管理監に通報しなければならない。

(4) 通報に対する措置

ア 住民又は関係機関等から異常現象等の通報を受けた危機管理監は、速やかに市長に報告するとともに関係部長に連絡し、迅速に災害対策を講ずるものとする。

イ 危機管理監は、次の機関に通報しなければならない。

- ① 松江地方気象台
- ② 益田警察署又は浜田海上保安部
- ③ 県出先機関
- ④ 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接町村

ウ 危機管理監は、通報内容が市民に危険を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合は、気象予報及び警報の伝達方法に従って伝達するものとする。

第4節 災害通信計画

災害情報の報告及び収集等災害時における通信等の方法は、益田市防災行政無線施設、島根県防災行政無線通信施設及びNTT西日本株式会社の加入電話の普通利用によることが原則であるが、災害により有線通信網が被災し、通信が途絶する所以があるので、このような事態における通信は次の方法により行なうこととし、その措置を事前に講じておくものとする。

1. 有線通信施設の優先利用

災害対策基本法第57条に基づき、災害時の非常事態においては有線通信施設の優先利用をすることができるのとおり、次により利用するものとする。

(1) 専用通信施設の利用

ア 総合防災情報システムの利用

島根県総合防災情報システムにより、気象観測情報や水防情報等の受信を行い、また災害情報の送発信を行い、被害の未然防止及び拡大防止を図るものとする。

このシステムにより伝達・収集できる情報は、気象情報・被害シミュレーション・防災基礎情報・防災訓練支援等の情報、被害状況、ライフライン管理、交通管理、映像情報等である。防災情報ネットワーク図は附属資料のとおり

イ 災害により公衆電話の利用ができない状態になった場合の災害関係通知、要請、伝達又は警告、或いは応急措置の実施に必要な通信が緊急、かつ特別を要するものである場合は、次に掲げる通信施設を利用し、又は利用することができるので、危機管理監は、関係機関と事前に協議し、通信の内容、手続きを定めておくものとする。

警察署通信施設（益田警察署）

西日本旅客鉄道株式会社通信施設（益田駅）

ウ この施設の利用は、すべて総務部総務班で行う。

(2) 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、県民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市町村は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、県及び市町村は関係機関と協議するなど検討しておく。

2. 無線通信施設の利用

災害の発生等により有線電話が不通となり、災害情報の通知及び応急対策等についての連絡が無線通信の利用以外にその方法がないことが多い。この場合、電波法に基づき無線通信を使用することができるので、無線施設の使用を必要とするときは、次により利用するものとする。なお、危機管理監はあらかじめ利用方法等について当該施設管理者と十分協議しておくものとする。

(1) 非常無線通信の内容

無線を利用できる非常通信の内容は、非常事態に関する次の事項又はこれに準ずるものとする。

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 天災の予報（益田川、高津川等河川水位に関するものを含む）及び天災その他災害の状況に関するもの
- ウ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- エ 遭難者の救護に関するもの
- オ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- カ 非常事態が発生した場合に、総務大臣が命令を発して無線局に非常通信を行わせるときの指令及びその他の指令
- キ 防災機関相互間に発受する災害援助、その他緊急措置に要する労務、施設、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ク 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- ケ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- コ 非常災害事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- サ 鉄道路線、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- シ 災害救助法、災害対策基本法等の規定に基づき、知事から発する従事又は協力命令に関するもの
- ス 災害の救助に重大な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社、又は放送局が発受するもの

(2) 無線の利用

- ア 益田広域消防本部無線局
市域の有線電話が途絶したときは、益田広域消防本部無線移動局を当該地に急派し、被災地区の災害情報及び対策事項等の発受を行う。
- イ 公共及びアマチュア無線局
県及び災害関係機関等に(1)の非常通信を必要とするときは、附属資料に掲げる公共及びアマチュア無線局に通報を依頼する。
なお、無線利用上の基本条件としては、次のとおりであるので利用に当たっては特に留意するものとする。
 - ① 非常無線通信は、人命財産の危急に関するとき等災害の事態に際して発動しうる無線連絡方法であること。
 - ② 非常無線通信の依頼を受けた無線局は、これを疎通させる義務を有するとはいえ、災害時においては各無線局の疎通能力も相当低下する上に、当該通信系本来の災害対策通信がふくそうし、無線局はこれらの通信確保に全力を挙げなければならない状況にあるので、依頼にかかる非常通信を取り扱う余裕のない場合もあること。
 - ③ 非常無線通信の実施をする者は、その場合公衆通信施設が利用できない条件にあることを確認しなければならないが、非常無線通信を実施すべきか否かの判断は、原則として依頼を受けた当該無線局の免許人がなすものであること。

(3) 非常通信の発受及び手続き

- ア 非常通信の発受は、災害の危険又は人命救助に関するものについては、だれでも発信を依頼することができる。
- イ 対策本部で非常通信を必要とする場合は、原則として総務部総務班において行うものとする。
- ウ 通信を依頼する場合は、中国地方非常通信協議会が発行の非常通信用紙を用い、次の要領により書き、最寄りの無線局に依頼する。

(4) 非常無線通信局の設置場所、種別、個数

市域にある非常無線通信局の設置場所、種別、個数は附属資料のとおりである。

3. 有線通信途絶時における措置及び応急対策

有線通信施設が被災のため通信が途絶したときは、直ちに次の措置を講じるものとする。

- (1) 地区公民館内のNTT加入電話が不通となったときは、地区公民館長は速やかに適確な方法をもって危機管理監に連絡しなければならない。
- (2) NTT西日本益田管内において電話が不通となったとき、又は地区公民館長から、その旨の連絡を受けたときは、危機管理監は、直ちに市長に報告するとともに、市域内の県出先機関及び益田警察署に連絡しなければならない。
- (3) NTT加入電話が不通となった地区で、災害対策上早急に通信施設の必要があるときは、益田広域消防本部の移動無線局を現地に派遣するものとする。また途絶が広域にわたり、通信施設が早急に復旧できないときは、自衛隊の通信隊の派遣を要請するものとする。
- (4) 有線及び無線通信施設の使用が全く不可能となったときの伝令系統について、危機管理監は、あらかじめ計画しておかなければならぬ。
- (5) 公衆電話の応急復旧は、NTT西日本株式会社が実施することとなるが、市は早期復旧について協力するものとする。
- (6) 災害の発生等により、事前設置型特設公衆電話を設置した避難所以外の避難所へ避難した被災者もしくは帰宅困難者の通信手段が確保できない場合、NTT西日本株式会社島根支店へ特設公衆電話の開設を要請し、通信の提供を行う。

第5節 災害情報等の報告・収集計画

災害状況及び被害状況の把握は、災害時における災害対策樹立又は、災害復旧計画の基本となるものであるので、次により迅速に調査収集するとともに関係機関へ報告するものとする。

1. 災害情報、被害状況の収集及び報告

(1) 担当責任者

市域における災害の状況、これに対する応急対策の実施状況などの収集及び関係機関に対する報告は、総務部総務班が担当し、責任者は危機管理監とする。

(2) 通報員

ア 災害状況及び被害状況を早期に、かつ適確に把握するため各自治会に災害情報通報員を置き、自治会内における情報の通報を行わせるものとする。

イ 通報員は、自治会長に委嘱し、事前に調査及び通報要領等について十分協議しておくものとする。

ウ 通報員は、災害情報を知り、又は自ら発見したときは、直ちに市役所又は地区公民館に通報するものとする。

(3) 災害情報の受領、報告

ア 地区連絡員は通報員等又はその他機関から災害情報等の通報を受けたときは、速やかに危機管理監に通知するものとする。

イ 通報の受領又は報告は、別途に定めるところの様式によって行うものとする。

(4) 災害情報の関係機関等への伝達

市は、通報を受けた災害情報について、速やかに次の機関へ通報するとともに、住民に周知を図るものとする。

ア 大阪管区気象台松江地方気象台（気象に関する異常現象の場合）

イ 益田警察署又は浜田海上保安部

ウ 益田県土整備事務所

エ 災害に関係のある近隣市町村長

2. 被害調査

(1) 災害時の被害調査

ア 被害の調査は各部が調査班を編成して行うものとし、必要に応じ各部の応援を得るものとする。

イ 調査班は、迅速かつ的確な調査を行うため、あらかじめ調査区を設け、調査責任者及び調査員数を定めておくものとする。

ウ 総務班から被害の連絡を受けたときは、担当区域の調査責任者は次の被害調査種類に応じて調査収集する。

エ 交通途絶等により調査員による現地調査が困難なときは、通報員又はその他の対策要員がその概況を調査して報告するものとする。

オ 調査責任者は、逐次調査結果をとりまとめて班長を通じ危機管理監に報告するものとする。

(2) 災害後の調査

ア 市域で災害がやんだときは、各部長は調査班員を災害の状況に応じて増員し、速やかに被害調査を行うものとする。

イ 災害が激甚又は調査に多数の技術職員を要し、対策本部のみでは早期に調査することが困難なときは、県及び他市町村に職員の派遣要請を行い、細大漏らさず適確に調査する。

(3) 調査の範囲

被害調査は、市域における国県等が管理する施設災害を除いて、すべてにわたり調査する。

ただし、国県等が管理する施設について被害の情報を得又は発見したときはその施設を管理する国県等の機関に通知するものとする。

(4) 調査の種類

調査は発生調査、中間調査及び確定調査とする。

ア 発生調査

災害の発生についての通報を受けたときは、直ちに該当調査区の責任者はその概況を調査しなければならない。

本調査は、災害に伴う応急の諸対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

イ 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、当該調査区責任者は災害の状況についてできる限り詳細に調査する。

中間調査は、災害の変動にともない諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行うものとする。

ウ 確定調査

市域の災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害にともなう応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、又更に復旧費の費用負担に影響を与えるので正確を期する。

(5) 調査事項

調査事項及び様式は、島根県地域防災計画で定めるところによる。

(6) 人的被害の調査

人的被害の調査は、住民基本台帳によって行うものとする。

(7) 被害状況等の判定基準

災害により被災を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害、建物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)によるものとする。

判定基準(1)

被害等の区分			判 定 基 準
人 的 被 害	(1)	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	(3)	重 傷 者 軽 傷 者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月末満で治療できる見込みの者とする。
	(4)	罹 災 者	罹災世帯の構成員
	(5)	罹 災 世 帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6)	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯とし取扱う。)
被 物 害 の	(7)	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)	住家全壊、 全焼又は流 出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合を表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

			住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)
(9)	住家半壊 又は半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
(10)	破損		(8)(9)(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となったもの。家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子数枚破損した軽微な被害は含まない。)
(11)	床上浸水		浸水がその住家の床上に達した程度のもの、及び(8)(9)に該当しないが、土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。 ただし、同一家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊または全壊として取り扱う。
(12)	床下浸水		前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
(13)	非住家		住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。
農地の被害	(14)	流失	その筆における耕地の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)	埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16)	流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が筆別に5cm以上流入したもの。
	(17)	冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)	浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19)	大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20)	中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21)	小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修繕費では復旧できない程度のもの。

判定基準(2) (即報にかかる被害のみ適用)

被害等の区分	判定基準
人目的被害 住家の被害 農地被害	} 判定基準(1)と同じ
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市町村道及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部または全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山・崖くずれ	崖くずれ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を与えたもの。
船舶被害 沈没・流失破損	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓櫂等による船	破損以上に被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの運行が不能となった箇所
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送	市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。

堤防の決壊	河川(湖)等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

(参考：雪害による人的被害の基準)

但し、昭和59年2月24日付け、各都道府県消防防災主管課あて消防庁防災課事務連絡による。

雪害による人的被害として計上する必要がある事案の原因としては、

- (1) 雪崩により、家屋等が倒壊したことによるもの。
 - (2) 雪崩に車両等がまきこまれたことによるもの。
 - (3) 屋根の雪おろし中、誤って転落したことによるもの。
 - (4) 屋根雪等の落下によるもの。
 - (5) 除排雪中に川等に転落したことによるもの。
 - (6) 除雪して積みあげておいた雪が崩れたことによるもの。
 - (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの。
 - (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症になったもの、あるいは凍死したもの。
 - (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの、あるいは川等に転落したことによるもの。
 - (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したものの(除雪機に巻きこまれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む)
- 等があげられる。
- (注1) 雪道を歩行中転倒して負傷(死亡)した場合、雪道を走行中の車両等のスリップ・追突によって負傷(死亡)した場合はいずれも雪害には該当しない。
- (注2) 脳卒中、心筋こうそく等いわゆる「疾病」は、原則として雪害には該当しないが、除雪作業中、またはその直後に発症した疾病的うち、
- (ア) 明らかに当該除雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。
 - (イ) 当該疾病的発症が、直接かつ明らかに当該除雪作業に基因すること等が客観的に認められる場合に限り雪害に該当する。

3. 被害状況報告

総務班長は、災害発生等の通報を受け、あるいは被害調査の状況を収集したときは、速やかにこれを整理し、市長(本部長)に報告するとともに、次の要領に基づき益田県土整備事務所(地区災害対策本部)を通じて県に報告しなければならない。ただし、通信の途絶等により県に報告ができない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については県に対して行うものとする。また、災害発生即報については、総合防災情報システムによる所定の様式により県防災危機管理課及び益田県土整備事務所に報告するものとする。

また、被害調査の結果については、その都度、益田警察署及び益田広域消防署にも連絡する。報告は、被害の最終報告を除き、電話

とするが、災害によっては電話の途絶する事態もあるので、この場合における無線の活用又は伝令による報告等につき、総務班長はあらかじめ計画しておかなければならない。

(1) 県及び関係機関への被害状況等の報告

市の被害状況等を、島根県地域防災計画に定めるところにより県に報告するとともに、必要なときは、その他の防災関係機関に通報するものとする。

これらの報告は、危機管理課が行う。

各所掌事務にかかる県への報告については、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ、総合防災情報システムによる所定の様式により行う。また、総合的な被害報告については附属資料の「市町村から県に対する報告様式」により、次の報告を防災危機管理課(事務局)へ行う。

ア 速報

災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第、直ちに総合防災情報システムによる所定の様式により県防災危機管理課へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話によるものとする。

なお、防災危機管理課に報告することができない場合の被害状況等の報告は、国（消防庁）に報告するほか、119番通報が殺到する場合等においては、県に加えて、国（消防庁）にも直接通報する。

イ 詳報

被害状況及びこれに対する措置の概要を、毎日13時までにまとめて報告する。

なお、報告回数及び時間については、県と協議のうえ変更することができる。

ウ 確定報告

当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、後20日以内に文書をもって報告する。

(2) 報告の種類及び時間等

報告の種類及び時間等は原則として次表によるものとする。

区別	報告内容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	市→益田県土整備事務所・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるので昼夜間を問わず電話、FAX、無線等を利用して報告すること。
速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	市→益田県土整備事務所→防災危機管理課 概況が判明次第、隨時 ただし、益田県土整備事務所が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第23号による	市→県出先機関→県庁関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告。 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、県庁関係課が行う県計報告は14時までに行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等の基になるものがあるので関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確定報告	同上	市→県出先機関→県庁関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などの基となるので正確を期すること。
災害対策本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	市、県土整備事務所等、関係課→防災危機管理課	
被害地点 報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課	

	③被害現場の画像	被害の状況が判明次第、直ちに	
ライフライン	電気、LPガス、電信電話、上水道、簡易水道、下水道被害の状況	市、関係課→防災危機管理課→販売事業者→県LPガス協会 →消防総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
交通情報	道路（高速道路、国道、一般県道の全面通行止め）の被害状況及び規制状況	西日本高速道路㈱、中国地方整備局、隣接県、県土整備事務所→道路維持課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
	鉄道、バス、空港、船舶の被害及び運行状況	各交通会社・事務所→交通対策課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林野火災	林野焼損面積20ヘクタール以上の火災	消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

(3) 消防庁への直接即報

以下に示す「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。即報における記入要領（様式）は附属資料のとおりである。

ア 火災等即報

① 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの。

- a) 航空機火災
- b) タンカー火災
- c) 船舶火災であって社会的影響が高いもの
- d) トンネル内車両火災
- e) 列車火災

② 危険物等に係る事故

- a) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- b) 負傷者が5名以上発生したもの
- c) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- d) 危険物等を貯蔵または取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ・海上、河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- e) 市街地または高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止の措置を要するもの
- f) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

③ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

④ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事

態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む)

イ 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。

- a) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- b) バスの転落等による救急・救助事故
- c) ハイジャックによる救急・救助事故
- d) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- e) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

ウ 災害即報

①地震が発生し、市内で震度5弱以上を記録したもの（被害の有無を問わない）。

②津波、風水害及び火山災害のうち死者又は行方不明者が生じたもの。

4. 被災世帯名簿の作成

災害発生の際には、災害被害状況を早急、的確に掌握し、それをもとに応急対策・復旧対策を早期に行う必要がある。

そのため、避難所設置の食糧・物資配給等の計画樹立の際に、自治会内の年齢層等、対応のきめ細かな区分が必要とされる場合があるので、住民基本台帳と連動させた下記被災名簿を速やかに作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

被災世帯の状況

世帯主	世帯員	住所	自治会	3歳以下	学生・生徒		65歳以上	人的被害状況			罹災世帯				備考
					小学生 6歳-12歳	中学生 15歳以下		死者	重症者	軽症者	全壊 全焼 流出	半壊 半焼	床上 浸水	床下 浸水	

第6節 災害広報計画

災害時における人心の安定と社会秩序を維持する上に、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況、その他災害情報を迅速、かつ的確に周知させることが必要であるので、災害広報は次に定めるところにより実施するものとする。

1. 担当責任者

災害広報については、総務班が担当し、責任者は政策企画局長とする。

なお、災害時における広報活動の万全を期すため、市担当課に広報専任職員を置くものとする。

総務班は各対策部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関・各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、広報活動を行うものとする。

2. 広報資料の収集

- (1) 広報資料は、第5節の災害情報等の報告、収集計画に定めるところにより、災害情報、被害状況及び応急対策について収集したものに基づき資料を作成する。
- (2) 災害写真については、広報上特に必要なものであるので、写真担当者を定め、あるいはあらかじめ住民に委託し、取材に努めるものとする。

3. 報道機関に対する発表

報道機関に対する広報としておおむね次に掲げる事項の広報資料をまとめ、これを本部会議に諮った上、政策企画局長が発表するものとする。

- 災害の種別及び発生日時
- 災害発生の場所
- 被害状況
- 応急対策の状況
- 住民に対する避難指示等の状況
- 一般住民及び被災者に対する協力及び注意事項

4. 庁内連絡及び各関係機関等の連絡

- (1) 政策企画局長は、災害情報及び被害状況の推移について職員に周知する必要がある場合は、府内放送又は府内インフォメーション、電話、電子メール、屋外拡声子局、緊急防災放送装置等によって連絡を行う。
- (2) 災害対策上特に必要がある場合は、災害情報及び被害状況を地域内公共機関、各種団体及び重要な施設の管理者に連絡するものとする。

5. 一般広報

災害の予報あるいは災害時において被害激甚の場合、又は特殊災害で特に市民に注意を喚起し、あるいは人心の安定を必要とするときは、当該地域内の市民に対し次により広報を行うものとする。

(1) 広報事項

ア 警戒・避難期の気象等警戒予警報及び気象情報の広報

- ① 雨量、河川水位等の状況
- ② 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
- ③ 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- ④ 避難の必要の有無、避難先の開設状況等

イ 災害発生直後の広報事項

- ① 災害発生状況（人的被害、住家等の災害発生状況）
- ② 災害応急対策の状況（地域・コミュニティーごとの取組状況等）
- ③ 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
- ④ 電気、ガス、水道、電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- ⑤ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

ウ 応急復旧活動段階の広報

- ① 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- ② 給食、給水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶被災状況、し尿処理、衛生に関する状況、臨時休校の情報等）
- ③ 生活情報及び再建情報の提供

エ 支援受け入れに関する広報

- ① 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等）
- ② 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

オ 被災者に対する広報

安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

カ その他の広報

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけや帰宅困難者への広報など

(2) 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するものとする。

- ア 屋外拡声子局、緊急防災放送装置、市安全安心メール、防災アプリ、CATV等による広報
- イ 広報車による広報
- ウ ハンドマイクによる広報
- エ 広報誌紙、掲示板による広報
- オ 市公式ウェブサイト、益田市公式LINEアカウントによる広報

6. 住民からの問い合わせに対する対応

住民からの相談窓口の設置し、その際の対応にあたっては、個人情報については十分注意する。なお、被害者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為を受け、加害者から追跡されて危険を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底する。

第7節 避難活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の命、財産を災害から保護し、また、その他災害の拡大を防止する等、特に必要があるときは法令の定めるところにより、それぞれ危険区域の住民に対し避難のために立退きを指示することができるので、この事態に際する避難の指示、基準、避難者の収容、保護及び避難所の開設等については、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

災害による避難指示等については、それぞれの法律に基づき次の者が行うが、市長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難について適確な措置を実施するものとする。なお、小・中学校の児童・生徒の集団避難は市長等の避難措置によるほか、教育長の指示により校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合において、校長は教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
高齢者等避難	市長	県地域防災計画 災害対策基本法 防災基本計画 市地域防災計画	災害全般について	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者へ避難行動を開始
避難指示	市長	災対策基本法 第60条 第1項 第2項	災害全般について	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき	避難のため立ち退き指示(知事に報告) また、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行うよう住民へ求める。 ※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動」

避難指示	知事(その命を受けた県職員・水防管理者)	水防法第29条	洪水等について	洪水により、危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者へ避難のため立ち退きを指示(水防管理者のときは、当該区域に所轄する警察署長に通知)
	知事(その命を受けた職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより、危険が切迫していると認められるとき。	同上(当該区域を所轄する警察署長に通知)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命・身体の危険をおよぼす恐れがある災害時において、特に急を要する場合	関係者に警告を発し管理を命ずる等、また危害を受ける恐れのある者を避難させる(公安委員会に報告)
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について、警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき。	同上
緊急安全確保	市長	災対法第60条第1項、第2項、第3項	災害全般について	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<p>避難のため立ち退き指示、立ち退き先の指示 (知事に報告)</p> <p>また、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行うよう住民へ求める。」</p>
	警察官 海上保安官 知事	災対法第61条第1項、第2項、第3項 災対法第60条第6項に基づく知事の代行	災害全般について	<p>①同上において、市長が指示できないと認めるとき。 ②同上において、市長から要求があったとき。</p>	<p>避難のため立ち退き、立ち退き先の指示(市長に通知) (市長は知事に報告)</p>

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限・退去命令	市長	災対法第63条1項	災害全般について	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定したとき。	災害応急対策従事者以外の者の立入制限・禁止・警戒区域からの退去を命ずる。
	警察官 海上保安官	災対法第63条2項	災害全般について	同上の場合において、①市長又は委任を受けた市の史員が現場にいないとき。②市長が要求したとき。	同上(市長に通知) (市長は知事に報告)
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	災対法第63条3項	災害全般について	市長その他災対法第63条第1項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上(市長に通知)
	水防団長・ 水防団員・ 消防機関に属するもの	水防法第21条第1項	洪水等について	水防上、緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止・制限または区域からの退去命令
	警察官	水防法第21条第2項	洪水等について	同上の場合において、水防団員等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同上
出入り制限退去命令	消防職員・ 消防団員	消防法第28条第1項	火災について	火災について、消防警戒区域を設定したとき。	区域への出入禁止・制限または区域からの退去命令
	警察官	消防法第28条第2項	火災について	同上の場合において、消防職員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上
出入り制限退去命令 火気使用禁止	消防長 消防署長	消防法第23条の2第1項	ガス、火薬又は危険物の漏えい飛散、流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命または財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止・制限または区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法第23条の2第2項	ガス、火薬又は危険物の漏えい飛散、流出について	同上の場合において、消防職員等が現場にいないとき、または消防吏員等の要求があったとき	同上

2. 担当責任者

避難の実施に関しては総務部が担当し、政策企画局長をその責任者とする。

3. 避難指示等の区分

(1)高齢者等避難（警戒レベル3）

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めるこことや、自主的な避難を呼びかける。

(2)避難指示（警戒レベル4）

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のため

の立退きを指示する。

(3)緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示することができる。

4. 高齢者等避難の発令

市は、避難行動に時間をする人（高齢者や障がい者、避難経路が通行止めになる恐れがある人、急速に水位が上がりやすい中小規模河川の近くに住む人）とその支援者への避難誘導を図るため、予報及び警報等により、災害発生が予測される事前避難の段階において、高齢者等避難を発令する。

高齢者等避難が発表されたときは、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、直ちに指示・伝達するものとする。また、避難準備情報が発令された場合、県(防災危機管理課)にその旨を報告する。

5. 避難指示の基準

基準は、市長が地域内の地域条件、各種災害の想定に基づく危険区域の状況に応じて適宜措置するものとするが、一般的な例示としては次のような事態を考えることができる。

(1)一般避難指示基準

- ア 気象台から暴風、洪水等の災害に関する警報の発表があり、避難を要すると判断されるとき。
- イ 防災関係機関から暴風、洪水等の災害に関する警報又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- ウ 河川が氾濫危険水位を突破し、洪水の恐れがあるとき。
- エ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- オ 土砂災害警戒情報が発表されたとき、また、土砂災害等の前兆現象が認められるなど危険が切迫していると認められるとき。
- カ 大規模な火災で拡大する恐れがあるとき。
- キ 大規模な爆発が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- ク 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき。

(2)洪水ハザードの避難指示基準

高津川では高角、神田地点、匹見川では横田、益田川では染羽地点での水位基準、及びこの水位基準に達した前後の雨量の状況を含めて避難指示基準を定める。

避難指示等については、この避難指示基準、河川巡視等による状況を踏まえて総合的判断により行うものとする。この基準については附属資料のとおりとする。

(3)「屋内安全確保」及び「緊急安全確保」

災害時の状況により自宅等で身の安全を確保することが出来る場合には、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況により避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示することができる。

6. 避難指示等の伝達

危機管理監は、避難指示等が発令されたときは、直ちに次により指示・伝達するものとする。

(1)関係住民への伝達

- ア 伝達方法

市長は避難指示等を迅速で確実に次の最も適当な方法により関係住民に対しその旨を伝達するものとする。

① 屋外拡声子局、緊急防災放送装置の利用

市の屋外拡声子局及び緊急防災放送装置を通じ伝達する。

② ラジオ、テレビ放送、CATVの利用

日本放送協会、その他民間放送局、CATV局に対して避難指示等を行った旨を通達し、関係住民に伝達すべき事項を指示し、放送等協力を依頼する。なお、被災の状況等により依頼することができない場合は、県(防災危機管理課)へ放送要請等協力を依頼する。(避難指示等情報伝達系統図は附属資料のとおり)

③ 携帯電話メールの利用

市安全安心メール及びエリアメールを活用し、市民及び益田市を訪れている観光客等がそれぞれ所有する携帯電話へ伝達する。

④ 広報車・広報ヘリコプターの利用

市、益田広域消防本部、消防機関等の広報車により巡回を行う。また、緊急に避難の必要のある場合又は交通の途絶等により広報車の利用が困難な場合は、県警察のヘリコプターによる広報を要請する。

⑤ 伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難指示等の関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

⑥ 警鐘・サイレン等

その他警鐘・サイレン等を鳴らして伝達・周知させる。

⑦ 水防信号による伝達

洪水に係る避難の伝達については、益田市水防計画に定める水防信号によるものとする。

⑧ 聴覚障がい者への伝達

聴覚障がい者に対しては、市安全安心メールのほか、防災行政情報伝達Fネット（一斉同報通信）を活用し、伝達する。

⑨ 災害情報共有システム（Lアラート）により伝達する。

イ 伝達事項

① 避難場所

② 避難経路（具体的に）

③ 避難の理由

④ 避難に際しての注意事項

a) 戸締まり及び火気の始末

b) 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

c) 食糧、水筒、タオル、ティッシュ、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等、必要最小限の物品の携行

d) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行

(2) 報告及び記録

ア 県知事への報告

市長は避難指示等を行ったときは、次の事項をただちに県(防災危機管理課)に報告するものとする。

① 避難所開設の日時及び場所

② 避難所開設数及び収容人数

③ 開設期間の見込み

④ 避難所開設に伴う記録

イ 関係機関への連絡

市長が避難指示等を行ったとき、又は警察官等から指示等を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じ次の関係機関に連絡し、協力を求めるものとする。

- ① 県の出先機関
- ② 益田警察署又は駐在所
- ③ 避難予定施設の管理者等
- ④ 消防団
- ⑤ 隣接市町

7. 避 難 場 所

各地区の避難予定場所は、附属資料のとおりとする。なお、避難予定場所毎の管理責任者については、その都度、災害対策本部が指名するものとする。

8. 避 難 方 法

(1)避難誘導者

ア 危機管理監は、消防長と協議し、毎年度当初地区毎に職員及び消防機関の職団員の内から避難誘導者を定めておくものとする。なお、災害の状況により避難誘導者を派遣するのが困難な場合があるので自治会の避難誘導員は、地域内で協力し合い、高齢者や障がい者等要配慮者を優先し避難させる。

イ 避難誘導者を補佐するため、自治会毎に避難誘導補佐員を定め、協力を得るものとする。

(2)避難の誘導

避難誘導者は、自治会長とあらかじめ協議し地区の避難経路を2か所以上選定して、地区民に周知徹底し避難時の混乱をさけ、安全に誘導を行うよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。危険防止措置として避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。また、避難場所の開設に当たって、市長は避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(3)避難の順位及び移送の方法

ア 避難の順位

- ① 避難させる場合は、高齢者、障がいのある人、幼児、傷病者及び婦女子を優先して避難させるものとする。
- ② 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、災害が発生すると認められる地域内の居住者を優先して避難させるものとする。

イ 移送の方法

避難の立退きにあたっての移送及び輸送は、原則として避難者が各個に行うものとする。
ただし、避難にあたり事態が急迫しているとき、或いは避難途中危険が予想される場合又は自分で避難できない者等については、車両及び舟艇(ゴムボートを含む。)を使用して避難させる。

(4)携行品等

ア 避難立退きにあたっての携行品は、必要最小限度のものとする。

(食糧、水筒、タオル、ティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)

イ 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行する。

(5)医療施設・社会福祉施設等における避難誘導

医療施設・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早期に確立し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員収集や照明の確保が困難であることから消防機関等への連絡や入所数等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

(6) 駅・ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅・ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への連絡や施設利用者の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

(7) 孤立が予想される地域の避難対策

市において孤立が予想される集落等は附属資料のとおりである。孤立が予想される地域については次の対策を行うものとする。

- ア 孤立集落等との通信の状況を確認し、途絶時には復旧に万全を期すとともに、孤立集落等の状況確認を行う。
- イ 被災者の有無を確認し、被災者発生の場合は速やかに救出活動を行う。
- ウ 被災者の状況又は、通常の交通路確保が速やかに行えない場合は、関係機関に、ヘリコプター等による救出活動を行うものとする。
- エ 交通路の確保を行い、被災者を所定の避難所に避難誘導するものとする。

(8) 要配慮者等の避難対策

ア 安否確認の実施

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、消防団、自治会、自主防災組織、地域支援者等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を基にすべての避難行動要支援者の安否確認を実施する。

イ 避難誘導の実施

① 避難行動要支援者

自治会、福祉委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、消防団、自主防災組織、地域支援者等との連携により、避難地へ誘導するものとする。

② 社会福祉施設等の入所者

市有自動車（マイクロバス）及びバス等を借り上げ、施設職員及び周辺住民の協力を得て避難地へ誘導する。

9. 避難所の開設、管理

(1) 避難所の開設

ア 避難予定場所の借上

市長が避難指示等をしたとき、又は避難指示等の受任者から指示を行った旨の通報を受けたときは、総務部長はその区域にかかる避難予定場所を借上げ、避難所を開設しなければならない。

避難予定場所は、災害の状況、収容人員、炊き出し、施設、避難距離、その他の条件を考慮して避難所として適切なものから順次指定するものとする。避難所として指定する主な施設及び一般的な指定順位は次のとおりである。

- ① 公民館等市の施設
- ② 公立小・中学校

- ③ その他の公立学校
- ④ その他の公共的施設
- ⑤ 寺院、神社
- ⑥ その他民間施設

なお、やむをえず災害危険区域内等に位置する避難所を使用する場合はこれを一時的に使用するものとし、状況を見て、安全な直近の避難地の利用に変更するものとする。

また、住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸借住宅、旅館、ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

イ 避難施設の仮設

被災により避難予定場所が使用不能になったとき、最寄にこれに代わる建物がない場合あるいは避難所に収容しきれなくなった場合においては、総務部長は建設部長と協議し、野外にテントを仮設し、(又は天幕を設営する) 等の措置を講じなければならない。

ウ 施設使用の強制

避難所の開設にあたり、その施設の所有者又は占有者の反対により当該施設を使用することができず、かつ、他に適当な施設がないときは、市長は知事に強制使用の要請を行うものとする。

(2) 避難所の管理

避難所を開設したときは、避難所管理責任者、職員を直ちに派遣し、避難所の管理及び避難者の保護に当たらせるものとする。また、避難所において、女性の視点や意見を反映させやすくするため、避難所開設の際は、女性の管理責任者及び職員の参画の促進に努めるものとする。

(3) 避難所及び経路の表示

避難所として利用できる場所又は経路を住民に徹底させるため、広報又は要所ごとに標識等により標示するよう努めるものとする。

10. 避難所への収容保護

(1) 収容者

避難所への収容者は、避難指示者の指示に基づき避難した者又は緊急避難の必要に迫られた住家を立退き避難した者及び住家が被害により全壊、全焼、流出、又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、日常起居する場所を失った者、現に被害を受けたもの（例えば自己の住家の被害とは無関係な地区内の宿泊者、通行者等）とする。ただし、収容対象者が被災をまぬがれた建物に居住し、あるいは親せき縁故者に避難する者は除く。

(2) 収容期間

避難所開設の期間は、災害救助法に従い、災害発生の日から7日以内とする。なお、市域に災害及び避難の必要がなくなったと認めるときは、直ちにその旨を周知徹底し、期間内であっても避難の必要がない者は順次退所させるものとする。また、期間内に罹災者が住居を見出すことができず収容を必要とするときは、知事に要請し期間延長の措置をとるものとする。

(3) 避難所の防疫

避難所の衛生管理については、特に感染症の発生に留意し、給食の衛生管理及び施設の清掃、消毒等防疫に必要な措置を行うものとする。

(4) 所要物資の確保

福祉環境部長は、避難所を開設したときは、開設及び収容保護のための所要物資を調達確保しなければならない。

11. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

- (1) 市は、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティアなどの協力を得て避難所を運営する。また、島根県社会福祉協議会に本部のある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の福祉専門職員の協力を得るため、必要に応じて、県に協力要請を行う。
- (2) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全確保の維持のため、必要により警察官を配置し、被害者への相談窓口情報を各関係機関と連携し行うよう努める。
- (3) 避難所の運営にあたっては生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握等に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、以下の点に留意する。なお、保健活動については益田市災害時保健活動マニュアルに準ずる。

ア 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- グループ分け
- プライバシーの確保
- 適切な情報提供
- 避難所運営ルールの徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

- 避難所のパトロール等
- 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等
- 要配慮者等のための福祉避難所の開設等
- トイレの設置場所、仕切り等の年齢性別によるニーズの相違への配慮
- 食糧の確保・食事給与の状況把握
- 簡易ベッド等の利用状況の把握
- 更衣室、入浴施設は昼夜を問わず安心して使用できる場所への設置
- 照明の増設

イ 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

- 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の確立
- 指定避難所運営における女性の参画の推進
- 女性専用の物干し場の設置
- 女性専用の更衣室、授乳室の設置
- 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
- 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保
- 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するための配慮及び、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める
- 女性や子育て家族のニーズに配慮した指定避難所運営
- 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策（設置場所等）
- 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

ウ 保健・衛生対策

- 感染症対策の実施
- 救護所の設置
- 巡回健康相談、栄養相談の実施
- 福祉的支援ニーズへの対応
- 仮設トイレやマンホールトイレの確保
- 入浴、洗濯対策
- 食品衛生対策
- 避難所のし尿及びゴミ処理に係る衛生対策
- 家庭動物（ペット）のためのスペースの確保と関係団体との連携
(必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。)
- 心の健康相談等の実施

12. 避難所開設の状況報告及び記録

(1) 避難所の状況報告

- ア 避難所の管理責任者は、避難者を収容したときは直ちにその状況を危機管理監を経て市長に報告するものとし、以後管理状況を毎日報告しなければならない。
- イ 危機管理監は開設の状況をまとめ速やかに次の事項を知事に報告するものとする。
 - 避難所開設の目的、日時及び場所
 - 箇所数、収容状況及び収容人員
 - 開設期間の見込み
 - 避難対象地区名及び災害危険箇所名等

(2) 記録

避難所を開設した場合、連絡員はその維持管理等のため、災害救助法で定める次の帳簿等を整備保存しなければならない。

- 救助実施記録日計表
- 避難所設置及び収容状況
- 避難所用物資受払簿
- 避難所設置に要した支払証拠書類
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類

13. 学校、幼稚園、保育所等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、その他社会福祉施設における避難措置については、各施設の長はあらかじめ次の事項を計画し、児童、生徒に徹底しておくものとする。また、機会を得て避難訓練を実施し、迅速かつ安全な避難が行われるよう努めるものとする。

- 避難実施責任者
- 避難の順位
- 避難誘導責任者及び補助者
- 避難誘導の要領、措置

14. 避難の場合の注意事項等の周知徹底

(1) 注意事項等周知

危機管理監は、避難を行う場合の一般的な注意事項並びに本計画による避難の伝達及び避難の方法について、あらゆる機会を通じて住民に周知徹底するものとする。

(2) 住民の相互連絡

災害のため避難の指示があった場合においては、市民は近隣者と相互に連絡をとりあい、迅速に避難を行うとともに避難の対象地域内を通行する者に対しても避難の指示あるいは、その他伝達事項を告げ避難させるものとする。

15. 避難路の選定、確保

市職員、消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努めるものとし、避難経路は附属資料のとおりとする。

16. 避難所の早期解消のための取組

市は県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災住宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難先に滞在する被災者の提言に向けた方策を検討する。

第8節 洪水、高潮の緊急防ぎよ計画

洪水、高潮の緊急防ぎよに関する計画については「益田市水防計画」の定めるところによる。

第9節 除雪計画

積雪のため、市域の交通が途絶し、又は交通に重大な障害となっている場合は、次により除雪を行って交通の確保を図るものとする。

なお、具体的な実施計画については、毎年度県と協議して作成するものとする。

1. 除雪対策の組織

除雪は、通常の場合本府で土木課維持管理室、農林水産課、各分庁舎では美都地域総務課、匹見地域総務課が担当して行うものとするが、豪雪による異常積雪等の場合は災害体制、或いはこれに準じた対策組織を設けて応急措置を行うものとする。

2. 除雪基準・除雪路線

市内の県管理道路については、「島根県雪害対策実施要領」に基づき除雪が行われるが、その他の路線についても優先順位を次の基準により定め、除雪に努めるものとする。

(1) 市が行う除雪基準

- 通学路の確保（給食運搬車通路等）

- 通勤、物資輸送路の確保（定期バス運行路線等）
- 医療・福祉機関への路線の確保
- その他緊急に必要とする路線

(2)除雪路線

ア 市が管理する道路について

県管理道路の除雪の状況をみながら効率的に対応するものとする。

イ 県が管理する道路について

市内の県管理道路の除雪は、「島根県雪害対策実施要領」に基づき、県道路管理者が毎年度指定する。

3. 除雪機械の調達

除雪に際し除雪機械を必要とするときは、市内で調達配置するものとする。なお、建設部長は調達が円滑に行われるよう事前に所有者と協議しておくものとする。

4. 消防団の出動と一般住民の除雪協力

除雪に当たっては、一般住民の積極的な協力により行うこととし、必要に応じて消防団等の応援協力を得て迅速に行うものとする。

なお、この協力体制については事前に関係機関と協議しておくものとする。

5. 孤立予想集落等への対策

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合、生活必需品・医療品の不足、あるいは急病人等の搬出、火災等の消火活動の遅れ等、多くの問題を発生する。これらの事態に対処するため、生活必需品・医療品の確保については常に地区住民に広報し、周知を図る。また、急病人・火災等の発生に際し、速やかに道路・通信手段を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。なお、市内で孤立が予想される集落等は、附属資料のとおりである。

第10節 危険物の保安対策

危険物（火薬類、高压ガス、石油類）の災害時における保安対策は次により実施する。

1. 関係機関との連絡

危険物製造所、貯蔵所、取扱所等が火災、水害等により危険な状態となった場合は、責任者は応急の措置をとるとともに、速やかに益田警察署及び益田広域消防本部に通報するものとする。

また、通報を受けた者は直ちに関係機関に連絡すると同時に災害防止上の緊急措置をとるものとする。

2. 危険物施設対策

災害発生により危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他爆発火災等の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、市及び関係防災機関は、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害をおよぼさないように努める。

(1)事業所管理者への措置

ア 市は、事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

- ① 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置
- ② 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ③ 危険物施設の応急点検
- ④ 異常が認められた施設の応急措置

イ 市は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2)防災要員の確保

事業所の管理者等は、災害発生後直ちに災害に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(3)応急点検及び応急措置

事業所の管理者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火の恐れのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察及び市へ通報する。

(4)情報の提供及び広報

事業所の管理者等は、災害が発生し、事業所の周辺に被害をおよぼす恐れが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況及び避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

3. 高圧ガス保有施設対策

高圧ガス保有施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発等の二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害をおよぼさないよう努める。

(1)事業所管理者への措置

市は、施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

(2)施設の被害状況点検及び応急対策

ア 市は、災害発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果、災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、保安設備点検等を実施する。

ウ 広報

市は、災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害をおよぼす恐れのある場合又は不安を与える恐れがある場合には、災害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

4. 毒物劇物・火薬類等保管施設対策

毒物劇物保管施設が被害を受け飛散・流出等の事故が発生した場合、もしくは不特定多数の住民に被害が生じる恐れがある場合、保管事業者は益田保健所、益田警察署及び益田広域消防本部に届け出るとともに応急措置を講じるものとする。火薬類施設における事故が発生した場合、保管事業者は益田警察署及び益田広域消防本部に届け出るとともに応急措置を講じるものとする。

第11節 救出計画

災害に際し、罹災者の救出を要する事態が発生したときは、次により可能な限りの手段を用い、迅速に救出を行うものとする。

1. 実施担当責任者

罹災者の救出実施は、益田広域消防本部が担当し、責任者は消防長とする。

2. 救出対象者

罹災者の救出は、災害のためおおむね次のような生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者に対して行うものとする。

なお、救出は、災害にかかった原因の種別或いは被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

○火災の際に火中に取り残されたような場合。

○地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合。

○水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立化した地点に取り残されたような場合。

○山津波、がけくずれ等により生埋めになったような場合。

○大規模な海難事故により多数遭難したような場合。

○航空機事故により遭難したような場合。

3. 救出の方法

罹災者の救出を要する事態が発生したときは、消防長は、必要に応じて機械、器具を借上げて実施するものとする。この場合、要員の増員を必要とするときは、消防団の出動、或いは他部の応援協力を要請し、迅速に行うものとする。なお、状況によっては、隣接市町村、県関係機関及び益田市と協定を結ぶ各事業所等にも応援協力を求めて実施するものとする。

4. 市、関係機関等による救急救助活動

(1) 益田市・消防関係機関

ア 救急救助活動

救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先する。

救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- ① 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象のある場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

イ 救急搬送

- ① 傷病者の救急搬送は、緊急性・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、益田広域消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。

② 救護所等からの後方医療機関への移送は、被災状況の推移を勘案し、他機関との協力体制のもとに行う。

ウ 傷病者多数発生時の活動

① 災害状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所と設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

② 救護能力が不足する場合は、自治会、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 益田警察署

① 救出地域の範囲や規模に応じ、救助部隊を編成し、被災者の救出救助にあたる。

② 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ

③ 救出活動は、益田市をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。

(3) 浜田海上保安部

① 海難船舶や高潮等により沿岸において遭難した人等の捜索、救助を行う。

② 救出活動は、益田市をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。

(4) 自衛隊

① 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。

② 救出活動は、益田市をはじめ関係機関と連絡を密にして行う。

(5) 要救助者の位置情報の活用

市の災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者の位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

5. 緊急消防援助隊の要請等

市は、大規模災害又は特殊災害が発生し、多くの罹災者の救出を要し、益田広域消防本部及び県内の消防本部の応援では対応できないと判断した場合、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の要請及びそれに伴う活動を行う。

6. 関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者のみでは救出困難な事態の場合は、県・警察・隣接市町村に次の事項を明示し、協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。

- ・ 応援を必要とする理由、人員、資機材等、場所、期間
- ・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

7. 警察との連絡

罹災者の救出を要する事態が発生したときは、消防長は速やかに益田警察署長に連絡し相互に緊密な連絡を保ち、協力して救出実施にあたるものとする。

8. 救出期間

救出期間は、災害発生から3日（72時間）以内とするが、災害発生の日から4日以上を経過しても、なお救出を要するものがあるとき（生存していることが確認されているとき）又は災害が継続して新たに救出を要する者があるときは、知事に延長の要請をする。なお、災害が法適用外であるときは市長が決定する。

第12節 災害救助法の適用

災害救助法は、市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が適用する。市長は、災害による被害が以下に掲げる災害救助法の適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

1. 災害救助法の適用基準

市長は、災害による被害状況が次の適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

- (1) 住家が滅失した世帯の数が60以上（基準1号以上）の場合
- (2) 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が1,000以上に達した場合で、市の滅失世帯数が30以上（基準2号以上）に達したとき。
- (3) 災害が隔離した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府が定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき（3号後段基準）。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合にあって、府令で定める基準に該当すること（4号基準）。
- (5) 国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき（法第2条第2項）。

2. 被災世帯の算定

適用基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(1) 被災世帯算定の基準

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち、全壊・全焼・流失世帯は1世帯、住家が半壊・半焼する等、著しく損傷した世帯は1／2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は1／3世帯として計算する。

(2) 世帯及び住家の単位

世帯：生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家：現実に居住のため使用している建物をいう。

3. 災害救助法による被害状況認定基準

被害区分		認定基準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	負傷 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもののうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷」とは、1月末満で治療できる見込みの者とする。

住家の被害	全壊 全焼 流出	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額が住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 半焼	住家が損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものとする。

- (注) 1. 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。
 2. 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
 3. 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とする。
 4. 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念の住家であるかどうかは問わない。
 5. 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

4. 災害救助法の適用手続き

災害に対し、市における災害が、1に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を県に報告する。

5. 応急救助の内容

県知事は、災害により一定規模以上の被害が発生した場合、市に対し災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- (1) 応急仮設住宅の供給
- (2) 避難所の設置
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 輸送費及び報酬職員等雇上費、実費弁償

第13節 食糧供給計画

災害時における罹災者及び災害対策業務の従事者等に対する食糧の供給については、本計画の定めるところによる。

1. 応急配給の措置

(1) 実施担当責任者

応急配給の実施は、産業経済部が担当し、その責任者は産業経済部長とする。

(2) 応急配給の取扱

ア 配給が行われる場合

- ① 被災者等に対して現物での給与又は炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- ② 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ③ 災害地による救助作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧事業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ 配給品目

配給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては、乾パン及び麥製品とする。

ウ 配給数量

- ① 次に掲げる1人当たりの基本供給数量に知事が必要と認める受配者の数及び供給の日数を乗じて得た数量が供給される。

○アの①の場合 1食当たり200精米グラム

○アの②の場合 1日当たり400精米グラム

○アの③の場合 1食当たり300精米グラム

(3) 配給の方法

ア 知事への申請

応急配給の必要があると市長が認めたときは、産業経済部長は直ちに罹災者及び災害対策従事者の数を掌握し、応急配給の申請書を知事に提出し認可を得るものとする。

イ 緊急措置

事態急迫等の場合で知事の認可を求めることができず、又そのいとまがないときは、応急食糧の緊急引渡しの措置を農林水産省本省に要請するものとする。

ウ 配給

配給の方法、その他配給の手続き等については「米穀の配給要領」及び「災害用特別操作米の取扱要領」に従い行うものとする。

2. 主食、副食及び調味料の調達

市域内における主食、副食及び調味料の調達先は、附属資料のとおりである。なお、産業経済部長はこれら調達先毎の調達可能な数量について調査しておくものとする。

3. 食品の給与

災害により避難所に収容した罹災者、災害地における救助緊急復旧作業に従事する者等に対する給食は、炊出し及びその他による食品の給与により行うものとする。また、避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努

めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

なお、災害が災害救助法の適用を受けない場合の食品給与もこれに準じて実施するものとする。

(1) 実施担当責任者

炊き出し等を実施する場合には、各炊き出し現場にそれぞれ責任者を配置するものとする。責任者には産業経済部長、その他適当な者を本部長（市長）が指名する。

また、避難所内での炊き出しで小人数の場合には避難所の連絡責任者をもってあてることもできる。なお、その実施にあたっては日本赤十字社等の協力を得て行うものとする。

(2) 食品給与の対象者

ア 炊出し対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ③ 旅行者、一般家庭の来訪者、汽車、汽船の旅客等で食料品の持ち合わせがなく調達できない者

イ その他による給与

炊出しの場合と同等の被害を受けた者のうち、一時縁故地等へ避難しようとする罹災者で食料品をそう失し、持ち合わせのない者

(3) 炊出しの方法

ア 炊出し場所及び輸送

炊出しをするときは、炊出場所を設置し、応急配給の定めるところにより給与を行う。

なお、乳幼児についてはミルクによる。炊出しその場から避難所への輸送は、車両により行うものとし、特に衛生管理に留意するものとする。

イ 炊出し責任者

炊出しその場を設置したときは、産業経済部長は炊出しその場毎に部内から指名した責任者を配置し管理にあたらせなければならない。

なお、避難所に炊出しその場を設置する場合の責任者は、避難所の管理者があたるものとする。

ウ 協力団体

- ① 炊出しへは、当該地区又は隣接地区的自治会の協力を得て行うものとする。なお、産業経済部長は自治会と協議し応援協力の計画表を整えておかねばならない。
- ② 炊出しその場の輸送は、当該地区又は他地区的自治会の協力により行うものとする。

エ 炊出しどの資の確保

炊出しその場を行うにあたり応急配給による主食糧の確保のほか、副食、調味料、燃料、その他炊出しその場に必要な物資を市域の生産及び販売業者等の協力を得て確保しなければならない。なお、災害状況により市域内での確保ができない場合は、隣接市町村及び県に調達、輸送又はあっせんを要請するものとする。

オ 被災者に対する食糧配分の留意事項

- ① 各避難所等における食糧の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配分
- ② 住民への事前周知等による公平な配分
- ③ 要配慮者への優先配分
- ④ 食糧の衛生管理体制の確保

(4) その他による給与の方法

その他による給与については、米、パン等の現物を3日以内給与するものとする。又、非常用に備蓄しているアルファ米も現物給与する。なお、備蓄については計画的に行う。備蓄状況は附属資料のとおり。

(5) 報告

ア 炊出し責任者は炊出し実施の状況について毎日産業経済部長を経て市長に報告しなければならない。

イ 災害救助法の適用にあたって産業経済部長はその状況を次により毎日知事に報告するものとする。

○炊出し場所数

○炊出し場所給与食数

(6) 実施期間

ア 炊き出し

災害発生の日から7日以内とする。なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

イ 食品の給与

市は、発災後3日分以内の食品の給与を行う。

(7) 費用の種別及び内容

ア 主食費

① 米穀販売業者から購入した場合の主食：販売価格

② 一般の食糧品店その他から購入した弁当、おにぎり、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パン等：購入価格

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限しない。

ウ 燃料費

品目、数量については制限しない。

エ 雑費

① 器物借上料、謝金（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等）

② 茶、はし、包装紙等の購入費

(8) 衛生管理

炊き出しにあたっては、次のように常に食品の衛生に心がけるものとする。

ア 炊き出し施設には飲料適水を供給する。

イ 必要な器具、容器をできる限り確保する。

ウ 炊き出し場所に専用の手洗い設備、皿洗い設備及び器具類の洗浄設備を設ける。

エ ハエ、その他害虫の駆除に十分注意する。

オ 益田保健所の衛生指導を受ける。

4. 災害対策及び救助従事者等に対する給食

(1) 災害対策及び救助従事の職員、消防団及び一般協力者に対し給食を行う必要があるときは、産業経済部長は前記応急配給に定めるところにより実施する。

(2) 炊出し場所は、市役所とするが災害が広域にわたり、かつ、激甚のときは各地区公民館毎に市長が定めた場所に炊出し場を設置し給食するものとする。

(3) 炊出しの輸送は自治会等の協力を得て行うものとする。

第14節 生活必需物資配給計画

災害によって住家が被害を受け、物資（被服、寝具その他の生活必需品）を喪失もしくはき損し、又物流等の混乱により、これら物資の入手が困難な状況にある被災者に対する給与又は貸与は、本計画の定めるところによる。

1. 実施担当責任者

物資の確保・輸送及び配給は福祉環境部において行い、その責任者は福祉環境部長とする。

ただし、市において確保等が困難なときは、県又は関係地方機関、その他の機関が協力して実施するものとする。

2. 納入又は貸与の対象者

- (1) 住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水、又は、土砂の堆積等により居住できない状況となった者
- (2) 物資（被服、寝具、その他生活必需品）を喪失し、最低限の日常生活に支障をきたす状態となった者
- (3) 物流等の混乱により、資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある者

3. 納入又は貸与の方法

(1) 物資の品目

物資として認められる品目は次のとおりである。

- ア 寝 具～就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
- イ 外 衣～普通着で作業衣、婦人服、子供服等
- ウ 肌 着～下着類
- エ 身回品～タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等
- オ 炊事用具～鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
- カ 食 器～茶わん、汁わん、皿、はし等
- キ 日用品～石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、生理用品等
- ク 光熱資器材～乾電池、灯油、懐中電灯、暖房器具等

(2) 物資の配給計画の作成

市域に住家被害が発生したときは、福祉環境部長は直ちに対象者の世帯構成及びその他必要事項を次により調査把握し、世帯別に物資配給計画を立てなければならない。

この場合、被害が災害救助法の適用となる場合は、速やかに対象者の属する被災世帯構成員の状況を知事に報告しなければならない。

【世帯構成員別被害状況】											
区分	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10	左のうち
	世帯	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	小学生
全壊(焼)											
流失											
半壊(焼)											

(3) 物資の調達

福祉環境部長は、物資配給計画に基づき、速やかに関係業者等（生産、販売者及び団体）の協力を得て必要な物資

を調達確保しなければならない。なお、調達にあたっては、対象者の個別の身体状況や世代、性別による要望の違いなどを考慮の上、必要度の高い物資を優先して調達することとする。

(4) 物資の輸送

- ア 県は、広域防災拠点の備蓄食料を放送出する場合、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、令和5年1月一部改訂）で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を経由して市が選定する集積地等へ輸送する。
- イ 県が調達した食料について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から ア、イにより難い場合は、県は、市と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は市に供給する食料について当該市長に対し引取りを指示する。
- エ 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市が行う。
- オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。
- カ 県が取引を指示したときは、福祉環境部長は直ちに輸送業者の協力を得て輸送を行うものとする。

(5) 物資の給与又は貸与及び支給責任者

ア 支給責任者

物資の給与又は貸与を行うときは、各地区毎に支給責任者及び補助者を定め、自治会長等の協力を得て迅速かつ的確に実施するものとする。なお、支給責任者及び補助者については、福祉環境部長が部内職員から指名するものとする。

イ 物資の給与又は貸与

- ① 支給責任者は、災害救助法実施要領に定める基準及び物資配給計画表に従い給与又は貸与するものとする。この場合所定の書類を整備保管しなければならない。
- ② 給与及び貸与を行う場所や手順等の設定にあたっては、被災地区や対象者の状況を考慮し、より対象者の負担の少ない方法により行うこととする。
- ③ 自力で物資を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。

(6) 物資の保管

物資を購入し、又は知事から物資の引継ぎを受けてから配給するまでの間は厳重な保管に努め、特に保管場所の選定警備等に十分配慮するものとする。

なお、対象者に対して物資を支給した後の残余物資については、厳重に保管するものとする。

(7) 物資の調達先は、附属資料のとおりである。なお、福祉環境部長はあらかじめ調達

先毎の調達可能数量について調査しておくものとする。

4. 給与又は貸与の費用及び期間

給与又は貸与の費用は、付属資料139ページ記載の災害救助基準に定めるところによるものとする。

給与又は貸与を継続する期間は原則10日以内とする。

ただし、10日を超える給与又は貸与を行う必要があると考えられる場合は、案件ごとに判断のうえ実施することができる。

5. 救援物資の保管及び配給

救援物資の保管及び配給については、第4章第3節「救援物資、義援金の受け入れ及び管理・供給体制」に基づき、本節に準じて取り扱うこととする。

第15節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は現に使用している飲料水が汚染のため飲料に適する水を得ることができない者に対する対応は、上下水道部において益田市上水道防災給水計画により定める。

水道事業給水区域外への給水については、別途定める。

第16節 ライフライン施設応急計画

電力、LPガス、上・下水道、通信の各ライフライン施設は、高度化、複合化されてきており、各施設の相互依存関係は強く、また、住民の依存度も高まっている。風水害等災害時に、こうしたライフライン施設が被災した場合、市の機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与える恐れがある。

このため、ライフライン施設等の応急復旧のための対策を迅速に実施する。

1. 電気施設応急復旧対策

災害の発生により電気施設に被害があった場合、管理者である中国電力ネットワークは、速やかに応急復旧対策措置を講じ、施設の機能維持に努めるものとする。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る態勢の整備に努めるものとする。

実施内容としては、中国電力ネットワークの非常災害対策規程に基づき作成した各マニュアルにより応急復旧体制をとるものとし、「島根県地域防災計画」の定めるところにより市及び関係機関との連携を図り、応急復旧を実施するものとする。

2. LPガス応急復旧対策

LPガス販売店等は、災害によるガス漏れ等事故発生時には、消防本部等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。また市は、災害発生のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、県の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について周知、広報活動を行うものとする。

(1) 被害状況の把握

適切な措置を講じるため、早急に正確な被害状況の把握に努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

ア 危険箇所(倒壊、焼失、流失家屋等)からの容器の撤収及び回収箇所の指示

イ 臨時の使用箇所(一般家庭、避難所等)で使用されるLPガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理の指導

ウ 洪水等による流出容器の被害状況の確認及び容器の回収の依頼

エ LPガスの事故発生時の対応

LPガスの漏えい、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のため必要な応急措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、警察署及び市、県等の関係行政機関に通報する。

(3) LPガス消費設備の総点検の実施と早期安全供給の開始

販売業者、保安センター、容器検査所が相互協力し、LPガス消費者の安全総点検を実施するとともに、点検完了家庭から逐次供給を開始するものとする。

(4) 動員・応援体制【LPガス事業者】

LPガス事業者は、LPガスの事故を知ったときは、被災地の防災事業所に通報し緊急体制を整えるとともに、

災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長(役員)との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して支援を要請するものとする。

被害の大きさにより、可燃性ガス等による火災、ガスの漏出その他異常現象を発見した場合は直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、警察署及び市、県等の関係行政機関に通報するものとする。

3. 上水道等応急復旧対策

災害による水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民等が必要とする飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると、住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短時間に復旧するため、水源ならびに配水施設の十分な機能を確保し、配水管幹線を最優先とし配水管、給水装置の順に復旧を進め給水の再開に努める。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 応急復旧活動の優先順位

市（水道事業管理者）は、住民の生活用水確保を目途に適確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに復旧できるよう努める。

イ 応援の要請

被害が甚大な場合は、あらかじめ定めてある他の市町村、給水装置工事業者及び水道資機材の取扱い業者等に応援を要請する。

ウ 広報・周知

復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(2) 応急給水対策

「益田市上水道防災給水計画」に基づき応急給水を行う。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて給水工事事業者への資機材等の調達依頼により確保を図る。

4. 下水道・農業集落排水施設等応急復旧対策

災害が発生した場合、市は、直ちに、関係機関との協力により下水道施設等の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り、生活環境と水環境の防止に努める。

(1) 災害状況の調査及び点検

災害発生後速やかに被害状況の調査及び点検を二次災害の恐れのある施設等緊急度の高い施設から順次、重点的に実施する。

ア 被害状況の調査

処理場については、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行うとともに、施設の暫定機能確保のための調査を行う。

管渠については、目視あるいはテレビカメラ等によるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。

イ 緊急処置

調査に基づいて、道路陥没部への土砂投入、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置を講じる。

(2) 応急復旧活動の実施

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。なお、策定にあたっては、被害箇所の緊急性に応じて策定する。

また本格的な復旧活動を実施するまでの間、下水機能を暫定確保するために次の措置を講じる。

○処理場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び消毒機能の回復等を行う。

○管路施設では、土砂の浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

(3) 二次災害防止の緊急措置

施設の災害による二次災害を防止するため、遅滞なく適切な措置を講じなければならない。

ア 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚水のあふれに対する措置を行う。

イ 災害時の広報

住民に対して、破損箇所、使用禁止区域、使用できない場合の措置等を広報する。

5. 電気通信設備応急対策

電気通信事業者は災害時において、可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図るものとする。

各電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、発災後、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

第17節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

災害によって住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者に対しては、次により仮設住宅を建設して貸付入居させ、又は住宅の応急修理を行い、居住の安定を図ることとする。

1. 実施担当責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の実施は、建設部が担当し、その責任者は建設部長とする。なお入居選定、応急修理の順位等については福祉環境部で行うものとする。

災害救助法が適用された場合は、原則として県において実施されるが知事が市に委任したときは、その委任事項について市が実施する。

2. 応急仮設住宅の設置

(1)建設戸数

市は住宅の提供が必要な世帯を取りまとめる。全壊・全焼及び流失世帯数の3割以内とする。

ただし、災害救助法の適用の場合、県へ仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・形式およびその世帯主氏名、家族構成、人数、男女別、明示して要請する。

(2)対象者

ア 住家が全壊(焼)、流失した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく、また、借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保することができない世帯であること。

(3)入居の選定

入居の選定は、福祉環境部長が所定の選定調査書に基づき、対象者について地区民生委員の意見を徴して罹災の実情をよく把握して調書を作成し、これを本部会議に諮り入居選定の順位を決定するものとする。

災害救助法の適用の場合においては、速やかに調書を知事に提出するものとする。

(4)建設の方法

ア 災害救助法適用外の災害における応急仮設住宅の建設を必要とするときは、本部会議の決定により行うものとする。

イ 建設は災害救助法実施要領に準じて、建設業者に請負させて建設する。

(5)建設用地の確保

災害救助法適用の場合は、市の要請により県が県有地を提供する。ただし市域において県有地の確保が困難な場合は、両者で協議する。

(6)応急仮設住宅の規模

1戸当たり29.7m²(9坪)を基準とし、費用については災害救助法に規定された額以内とする。

(7)建設期間

災害発生の日から20日以内に着工することを原則とする。

(8)建設及び供与期間

管理は本部長(市長)が行う。被災者に供与できる期間はその工事が完了した日から2か年以内を原則とする。

供与にあたっては本部長(市長)は入居者から入居期間等を記入した入居契約書を提出させたのち入居させるものとする。入居中も住宅のあっせん等を積極的に行い、早期に他の住宅へ転居するよう措置する。

(9)応急仮設住宅建設にともなう記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法に定める様式によりその記録を正確に行う。

3. 応急仮設住宅の運営管理

環境福祉において、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて、建設や運営担当課との調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適切な飼養指導や支援を実施するものとする。

4. 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住家が半壊(焼)又は流失し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

イ 自らの資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯(被災住家のうち、借家等については家主等がその修理を行うものとするが、家主等に能力がなく、かつ、借家人も能力がない場合は対象となる。)

(2) 修理家屋の選定

修理家屋の選定及び知事への提出は2に定めるところにより行うものとする。

(3) 応急処理の方法

ア 罹災家屋の補修を必要とするときは、本部会議の決定により実施するものとする。

イ 応急修理の箇所は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。なお個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急的修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替、基礎工事等は含まないものとする。

ウ 応急修理は、建設業者に請負わせて行うものとする。

(4) 対象戸数

半壊、半焼世帯の3割以内を原則とする。ただし、災害救助法が適用されている場合でやむを得ない事情により3割を超えて修理する必要があるときは知事に要請を行うものとする。

(5) 費用の限度

住宅の応急修理のため支出できる費用の限度は、災害救助法に規定された額以内を原則とする。なお、同一住宅に2以上の世帯が住居している場合は1世帯とみなす。

(6) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

なお、災害救助法が適用され、この期間中に実施困難な場合にはこの期間内に知事あて期間の延長を申請する。

(7) 住宅の応急修理にともなう記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める様式により正確に記録する。

5. 建設資材の確保

建設及び応急修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等によ

り確保が困難な場合もあるので、建設部長は事前に建設資材の調達先及び調達可能数量について調査しておき、資材の確保に努める。また、市で調達が困難なときは、県に調達のあっせん或いは公給を要請するものとする。

6. 建設業者

市域の建設業者等は、建設部の定める業者とする。

7. その他

市は仮設住宅の建設及び応急修理を実施するほか、罹災者に対し次の措置を行うものとする。

- 住宅再建資金のあっせんを行うこと。
- 空家、貸間の調査をし、入居のあっせんを行うこと。

第18節 医療及び助産計画

災害のため、その地域の医療の機能が停止し、又は著しく不足し、或いは医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合においては、医療及び助産に関する救助を実施するものとする。具体的な手続等は「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

1. 実施担当責任者

医療及び助産に関する救助の実施は、福祉環境部が担当し福祉環境部長をその責任者とする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として事務及び業務を分担するものとする。

2. 医療又は助産の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のための医療の途を失った者及び災害発生の日以前又は以後10日以内に分べんした者で災害のために助産の途を失った者。

3. 医療及び助産の範囲

(1) 医療の範囲

- 診療
- 薬剤又は治療材料の支給
- 処置、手術その他の治療及び施術
- 病院又は診療所への収容
- 看護

(2) 助産の範囲

- 分べんの介助
- 分べん前、分べん後の処置
- 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- 新生児のケア

4. 医療及び助産の方法

- (1) 災害救助法の適用による医療及び助産の実施は委託契約に基づき、日本赤十字社島根県支部が実施責任者として行う。
- (2) その他災害による医療及び助産については、市長が必要と認めた場合、益田保健所と連絡をとり益田赤十字病院及びその他市域の医療助産関係者の協力を得て実施するものとする。
なお、福祉環境部長は、医療及び助産関係者と事前に協議しておき、迅速かつ円滑に救助活動が行われるようにしておくものとする。
- (3) 災害救助法適用に伴い市域で編成される救護班は、附属資料のとおりである。
- (4) 重傷者等の医療機関への搬送は、益田広域消防本部で実施する。ただし、益田広域消防本部の救急車が確保できない場合は、市及び救護班で確保した車両により搬送する。
なお、道路の損傷等の場合、又は遠隔地への搬送については、県消防防災ヘリコプター、自衛隊等のヘリコプターに要請する。

5. 医薬品等の確保

医療、助産実施に必要な医薬品及び医療用資機材等の確保について市内で調達不可能な場合には次の事項を明示し、益田保健所に要請するものとする。

- (1) 品目別必要数量
- (2) 必要日時
- (3) 運搬方法について
- (4) 集積場所

6. 災害時の保健活動

市は、職員、保健師等により、チームを編成し、避難所、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者等の健康観察を行い、ニーズの把握、メンタルケア等必要な支援を行う。なお、詳細については益田市災害時保健活動マニュアルに準ずる。

7. 医療及び助産の費用及び期間

医療及び助産の費用は、災害救助法実施要領に定めるところによるものとし、期間は災害発生の日から14日以内、助産分べんした日から7日以内とする。

第19節 防疫及び廃棄物処理計画

防 疫 計 画

被災地において発生する感染症の予防は、次により実施するものとする。

1. 実施担当責任者

防疫及び廃棄物処理に関する救助の実施は、福祉環境部が担当し福祉環境部長をその責任者とする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として事務及び業務を分担するものとする。

2. 防疫班の編成

福祉環境部長は、災害が発生し防疫の措置を市長が必要と認めたときは、直ちに衛生班員をもって災害地の状況に応じた適数の防疫班を編成し、県関係地方機関の指導、指示を得て実施する。

なお、班の編成は、班長1名、防疫員3名をもって1班とする。

3. 防疫の種別及び方法

防疫活動は、次の方法によって行うものとする。

(1) 防疫調査及び健康調査

市は避難所、浸水地域等の衛生条件の悪い地域の住民の健康調査を行う。

知事は一類、二類、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があるときは、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者へ健康診断を受けるべきことを勧告する。市は保健所と緊密に連絡をとり、その実施に協力するものとする。

(2) 臨時予防接種

知事は厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種を実施する。

なお、市において実施することが適當と認め知事が指示したときは、福祉環境部長は速やかに措置するものとする。

(3) 消毒方法

ア 公的機関による消毒

「島根県地域防災計画（風水害等対策編）」第2編第2章第24節に基づき実施する。

消毒箇所としては概ね次の場所とする。

- ① 浸水家屋、下水、その他不潔な場所
- ② 避難所の便所、ごみ捨場、その他不潔な場所
- ③ 井戸
- ④ 状況によってねずみ、昆虫等の駆除

イ 各世帯が行う消毒

床上（必要に応じ床下）浸水地域に対しては被害直後各戸に消石灰、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒剤を配布して、床、壁等の洗浄、便所の消毒について実施させるとともに必要に応じ衛生指導を行う。

(4) そ族昆虫等の駆除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、知事の指示に基づき実施する。

(5) 飲料水の供給

「島根県地域防災計画（風水害等対策編）」第2編第1章第15節に基づき、飲料水を供給するものとする。実施にあたっては「益田市上水道防災給水計画」に定めるところにより行う。

4. 保健活動

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、市は県と協力し、次のように被災者の健康管理を行う。なお、詳細については益田市災害時保健活動マニュアルに準ずる。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 保健師は、島根県災害時公衆衛生活動マニュアル等を活用し、避難所における健康相談及び地域における巡回健康相談を行う。
- (3) 保健師による健康相談の結果等により、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は精神科医等によるメンタルヘルスケアチームを派遣し、保健・医療活動を行う。

5. 避難所の防疫措置

避難所の衛生管理については、特に配慮し県又は県関係機関の防疫関係職員の指導を得て次により防疫の徹底を図るものとする。

(1)衛生に関する知識の普及

避難所における収容者に対し施設管理責任者は防疫担当職員をして特に感染症予防等に関する知識の普及徹底を図り防疫の万全を期するものとする。

(2)検病調査

収容者の健康確認を実施、感染症患者の早期発見に努め必要に応じて検便等の検査を実施する。なお、炊出作業に従事する職員及び協力者についても同様に行うものとする。

(3)消毒の実施及び消毒剤の配置

避難所を開設したとき、及び開設期間中で管理者が必要と認めたときは、施設の消毒を実施するものとする。又便所、出入口等適当な場所に消毒剤を配置するものとする。

(4)給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については必ず健康診断を実施する。

6. 防疫用薬剤の調達

防疫用薬剤の調達は、関係機関及び業者の協力を得て行うものとするが、災害時によって市域で調達ができないときは、県にあっせん、又は公給を要請するものとする。

7. 防疫器具の状況

防疫器具の状況は、附属資料のとおりである。

廃棄物処理計画

益田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生地区における災害廃棄物及びし尿、ごみ等の収集処分を適切に実施し、被災地の環境衛生の万全を図るものとする。なお、洪水による災害が発生した後に、下流域の河岸や海岸に廃棄物等が多量に漂着したときの収集処分も適切に実施するものとする。

1. 実施担当責任者

災害廃棄物及びし尿、ごみ等の収集処分は、福祉環境部、建設部が担当し、その責任者は福祉環境部長、建設部長とする。漂着ごみの処理は、河川についてはそれぞれの河川管理者において処分を実施することとし、海岸部については、産業経済部、建設部、福祉環境部で調査を実施し、各関係機関と協議を行い、対応を図ることとする。

2. 処理班の編成

被災地における災害廃棄物及びし尿、ごみ等の収集処分を行うため、直ちに処理班を編成し、県、建設業協会、しまね産業資源循環協会、自治会等の協力を得て実施するものとする。

なお、し尿処理にあたっては、し尿汲取業者と事前に協議して協力を得るものとする。班の編成は、収集車等を考慮して行うものとし、班員は衛生班員を充てることとする。

3. 処理方法

(1) 災害廃棄物及びごみの収集処分

収集処分については、次により行うものとする。

ア 優先収集

災害廃棄物及びごみの収集については、公共施設、密集地域或いは被災状況を考慮して収集順位を定め、能率的に実施するものとする。

イ 各家庭の協力

土砂、その他障害物の堆積により運搬車の走行が困難な地域においては、各家庭に対し、市長が指示する一定の場所まで搬出協力を求めるものとする。

ウ 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意し、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

① 環境衛生に支障がないこと。

② 搬入に便利なこと。

③ 分別等適正処理の対応ができること。

エ 油流出事故により漂着した廃油ボール処理については、環境衛生課を窓口として対処することとし、又ガソリン等の危険物については、消防本部と協議し対処するものとする。

(2) し尿の収集処分

し尿の収集及び処分は次により行うものとする。

ア し尿の収集は、原則としてし尿汲取業者により、し尿収集車をもって行うこととするが、収集車の走行ができないときは、仮設トイレを活用する。

イ し尿の処分

し尿の処分は原則としてし尿処理場において処理するものとするが、被災状況等を勘案し、自己のみではそ

の地区内の処理が困難と判断した場合には、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求めるこことし、県に対し必要な連絡調整等の協力を求める。

4. 汚染地域の消毒

浸水その他により汚物が流失し、汚染した地域、又は応急的に汚物堆積場所として使用した場所については、石灰乳により消毒を行うものとする。

5. へい獸の処理方法

へい獸の処理は、適当な場所を選定し集中埋却又は集中焼却の方法により処理するものとする。なお、移動し難いものについては、その場で他に影響を及ぼさない範囲において個々に処理するものとする。

6. 清掃用運搬車及び施設

清掃用運搬車及び施設の状況は、附属資料のとおりである。

7. 損壊家屋の解体について

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

第20節 遺体の搜索、処理、埋葬計画

災害によって死亡したと推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬は災害救助法の適用基準に従い、又はこれに準じておおむね次により実施するものとする。

1. 実施担当責任者

遺体の搜索、処理及び埋葬の実施は、福祉環境部が担当し、その責任者を福祉環境部長とする。

2. 遺体の搜索

(1) 搜索の方法

福祉環境部長は、遺体の搜索を必要とするときは、直ちに搜索計画を立てるとともに消防機関等の応援及び自治会等の協力を得て搜索班を編成し、搜索に必要な車輛、舟艇、その他機械器具を調達若しくは借上げて実施するものとする。この場合、益田警察署と十分連絡をとるものとする。

(2) 応援要請等

ア 被災その他の条件によって市ののみでは遺体の搜索が実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町村にあり、あるいは漂着が予想されるとき等においては、隣接市町又は県機関に遺体搜索の応援を要請するものとする。

なお、応援要請にあたっては、できる限り次の関係事項を明示して行うものとする。

- ① 遺体が埋没、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数及び氏名、住所、年令、容ぼう、特徴、着衣等
- ③ 応援を要請する人数又は舟艇、器具等

イ 遺体が海上に漂着している場合、又は漂流が予想される場合には県を通じ海上保安部に搜索を要請する。

(3) 搜索対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者とする。

3. 遺体の検視及び処理

(1) 遺体の検視

遺体を発見したときは、速やかに警察に連絡し、その検視及び医師の検案等の後、遺族に引渡し、若しくは次により処理するものとする。

(2) 処理の方法

遺体の処理は、市が救護班又は医師等の労力奉仕により適当な処理場所を借上げて死体洗浄縫合、消毒等の処理をするものとする。処理実施については、益田赤十字病院、及び医師会等と事前に十分協議しておくものとする。

(3) 遺体処理を行う場合

遺体の処理は、災害により社会混乱をきたし、その処理を要するときに行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

(4) 遺体処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置……遺体の識別のための措置として行う。

イ 遺体の一時保存……遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所(寺院等の施設を利用又は寺院、学校等の敷地に仮設)に集めて、埋葬の処理をするまで保存する。

ウ 検 案……遺体についての死因、その他の医学的検査をする。

4. 災害救助法適用地域の遺体が、市地域内に漂着した場合の死体の処理

(1) 遺体の身元が判明している場合

市長は、遺体処理を実施する。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

ア 遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記（1）と同様に取り扱う。

イ 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。

5. 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で、遺族等で埋葬を行うことが困難な場合は、次の方法により応急的な埋葬を行うものとする。

(1) 埋葬の方法

埋葬の実施は、市において直接土葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給与をもつて行うものとする。

なお、埋葬の実施にあたっては次の点に留意する。

ア 事故死等による死亡については、警察署から引継ぎを受け更に遺体検案を受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに埋葬にあたっては土葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人取扱とする。

(2) 埋葬を行う場合

ア 災害の混乱時に死亡したこと（災害発生前に死亡した者で葬祭の終わっていない者を含む。）

イ 災害のため次のような理由で葬祭を行うことが困難であること。

○緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合。

○墓地又は火葬場等が浸水又は流失し、個人では埋葬を行うことが困難な場合。

○経済的機構の一時的混乱のため遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手困難な場合。

○埋葬すべき遺族がないか又は老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合。

6. 遺体の搜索及び収容、埋葬のための費用及び期間

遺体の搜索及び収容、埋葬の費用は、災害救助実施要領に準ずるものとし、期間は災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間中においてそれぞれ実施を打切ることができないときは、法適用にあっては、知事に協議し、法適用以外にあっては、市長が延長を決定する。

第21節 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して、これを除去し、災害の拡大防止と交通路の確保を図るべく次により実施するものとする。

1. 実施担当責任者

障害物除去の実施は、建設部が担当しその責任者は建設部長とする。

2. 実施の方法

障害物の除去は、消防団の出動、ボランティアの協力、又は人夫を雇い上げ更に機械器具を調達して直接実施するか、又は土木業者に請負させて実施するものとする。ただし、市において実施できないときは、県及び隣接市町村に応援を要請するものとする。

3. 除去する戸数

障害物の除去は、市の災害救助法適用基準の半壊(焼)戸数及び床上浸水戸数の合計の15%相当戸数以内とする。ただし、法適用の場合でやむを得ない事情により15%を越えて除去する必要があるときは、県に超過除去の要請をするものとし、その他の災害については、市長の決定するところによる。

4. 除去の対象

(1) 対象者

- ア 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状況にある者
- イ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者
- ウ 住家が半壊又は床上浸水したものである者
- エ 原則として災害によって住家が直接被害を受けた者であること

なお、対象となる住家の選定は、本部長が対策部や関係機関等の調査内容をはじめ、その他関係者等の意見を聞き、決定する。(災害救助法が適用され、知事から権限の委託がない場合は、調査書を知事あて提出し、その決定による。)

(2) 対象物

- ア 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限られる。
- イ 汚物の概念に入るものは、一般的には廃棄物処理法の規定によって除去されるべきであるが、当該汚物が生活上著しく障害になっている場合は、この計画による除去を行うものとする。
- ウ 道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものである。

5. 対象世帯の実施順位

障害物の除去実施を要すると認めたときは、福祉環境部長は地区民生委員その他関係者の意見を聞き調書を作成するものとする。これに基づき対象世帯及び実施順位を市長が決定する。この場合、災害救助法の適用にあっては知事が決定することになるので、直ちに順位を定めた調書を知事に提出するものとする。

6. 障害物の集積、廃棄又は保管場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積、廃棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

(1) 安全な場所の選定

- 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない場所
- (2) 道路交通の障害とならない場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- (4) 盗難等の恐れのない場所
- (5) 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (6) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (7) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他、適当な場所
- (8) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日以内にその工作物保管場所等を公示する。

7. 障害物の売却及び処分方法

保管した障害物等が滅失し又は破損するおそれのあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その障害物等を売却し代金の保管をするものとする。この場合売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

8. 除去の期間と費用

(1) 期間

障害物除去の期間は災害発生の日から10日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

(2) 費用

一世帯当たりの費用は、災害救助法に規定された額以内とする。

9. 障害物の除去にともなう記録

障害物の除去を行った場合は災害救助法に定める様式により正確に記録するものとする。

第22節 輸送計画

災害時における罹災者の避難、災害対策要員等の移送及び物資、資材の輸送計画は、災害対策上きわめて重要である。したがって市域に災害が発生し又は発生のおそれのあるときは、次により、迅速かつ円滑な輸送を実施し応急対策の万全を期するものとする。

1. 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、緊急度、並びに現地の交通施設等の状況を考慮し、次のうち最も適切な方法をもって迅速に行うものとする。

車両輸送 鉄道輸送 海上輸送 航空輸送 人力輸送

2. 人員、物資の優先輸送

(1) 人員の輸送

災害時において、優先輸送する人員は、災害対策本部員、消防機関の職・団員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出されたり災者等とする。

(2) 物資の輸送

物資輸送については災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡、調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するものは食糧及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料等とする。

3. 車両輸送

災害時の緊急輸送は、最も一般的で、かつ、効率的な車両輸送によることとし、市域の輸送関係機関等の協力を得て実施するものとする。

(1) 車両等の確保

ア 市有車両の確保

災害時における市有車両は総務部長が管理し、優先使用するものとする。したがって通常車両を管理する課長は、災害体制に入ったときは、直ちにその車両の所在を把握して総務部長に連絡するとともに、車庫に待機させなければならない。市有車両の現状は附属資料のとおりである。

イ 市有以外の車両の確保

災害対策の輸送について、市有車両以外に車両を必要とするときは、市域の自家用自動車の所有者又は公共、輸送営業会社の管理者に協力を要請するものとする。

市内で調達できる旅客、貨物運送事業者の自動車保有状況は附属資料のとおりである。

ウ 車両等確保の協力要請

市において車両の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村内の車両等を確保することが効果的である場合は、県及び隣接市町村に対し確保についての次の事項を明記し、要請を行うものとする。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集合場所及び日時
- ⑤ その他必要となる事項

(2) 車両の配車等

ア 災害対策上車両を必要とするときは、各部長が総務部長に配車の要請を行う。要請を受けた総務部長は、速やかに車両数を考慮し使用車両を決定し、配車するものとする。

イ 災害現場で車両を必要とするときで、本部からの配車を待ついとまのないとき、又は現地調達以外に方法がない場合は、現地責任者が民間の車両を借上げ使用するものとする。この場合事後その状況を速やかに総務部長に報告するものとする。

(3) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互は、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）は、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(4) 燃料の調達方法

車両に対する燃料の補給は、輸送責任者が出納班長が発行する災害対策用受給券の交付を受け、指定された給油所で補給することを原則とするが、災害の状況等により緊急を要し受給券の交付を受けるいとまのない場合においては、通常の方法をもって補給する。この場合任務終了後その状況を出納班長に連絡しなければならない。

燃料の調達先、所在等は附属資料のとおりである。

4. 鉄道輸送

被災等の状況により鉄道輸送を必要とするときは、最寄りのJR、関係機関に要請するものとする。

5. 海上輸送

道路の被災等により車両輸送ができない場合、または舟艇等による輸送がより効果的なときは、海上輸送によるものとする。

舟艇は漁業協同組合及び漁船所有者の協力を得て確保するが、市域で調達できないときは県に確保の要請を行うものとする。

6. 航空輸送

陸上、海上の輸送路が途絶し緊急を要する場合は、県防災ヘリコプター若しくは、自衛隊の派遣計画に基づく自衛隊の飛行機又はヘリコプターの出動要請を行うものとする。

大型機による物資等の輸送は、萩・石見空港を拠点とする。

7. 人力による輸送

車両輸送、海上輸送等が途絶した場合で緊急を要するときは、自治会等の協力を得て輸送するものとする。

8. 緊急輸送の手続き

災害規模の拡大にともない、輸送を行う自動車等の車両について、知事又は県公安委員会が通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急通行を行う場合には第2章第16節交通確保及び輸送体制の整備に定める手続

きにより緊急通行車両を証明する標章及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けるものとする。

(1) 明示事項

交付を受ける場合は申請書に次の各事項を記載し提出するものとする。

- ア 番号標に表示されている番号
- イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名）
- ウ 使用者住所、氏名
- エ 通行日時
- オ 通行経路（出発地、目的地）
- カ その他必要となる事項

(2) 掲示箇所

なお、緊急通行車両の使用者は「標章」を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに「緊急通行車両等確認証明書」を当該車両に備え付けるものとする。

9. 災害救助法による輸送基準

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送基準は次によるものとする。

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者の避難
 - 市長、警察官等の避難指示に基づく、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送（被災者を誘導するための人員、資材等の輸送）
- イ 医療及び助産
 - 重病患者で医療救護班において処置できない者等の輸送及び衛生班の仮設する診療所等への患者輸送又は救護関係者の輸送等
- ウ 被災者の救出
 - 救出された被災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送
- エ 飲料水の供給
 - 飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具並びに資材等の輸送
- オ 救済用物資
 - 被災地に給（貸）与する被服、寝具その他の生活必需品及び炊き出し用食糧、燃料、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料並びに義援物資等の輸送
- カ 遺体の捜索
 - 遺体の捜索のため必要な人員及び資材等の輸送
- キ 遺体の処置
 - 遺体の処置及び検案のための県の救護班員等人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の移動にともなう遺体の輸送並びに遺体を移送するための人員の輸送

(2) 輸送期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

(3) 輸送の特例

輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請するものとする。

(4) 輸送実施にともなう記録

上記の輸送を行った場合には、災害救助法に定める様式により正確に記録するものとする。

第23節 交通施設災害応急対策計画

災害により道路、橋梁等に被害が発生し又は発生するおそれがあるときは、次により応急措置を実施し、交通の確保及び安全を図るものとする。

1. 道路・橋梁の危険箇所の把握

(1) 危険箇所の調査

ア 建設部長は市が管理する道路、橋梁については破損、決壊、流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を事前に調査把握し、災害時においては巡回監視する等交通の安全を図るものとする。

イ 災害時において、災害発生による危険箇所及び被災箇所については第5節の災害情報等の報告、収集計画により収集するものとする。

(2) 発見者の報告及び啓発

道路、橋梁の危険箇所を発見した者は、直ちに市職員、消防団員又は警察官に通報するよう平素からあらゆる機会を得て指導啓発するとともに災害時には屋外拡声子局、緊急防災放送装置、安全安心メール及び広報車等で注意を促すものとする。

2. 応急措置

道路及び橋梁に危険な箇所を生じたときは、次により応急措置を実施するものとする。

(1) 市長の管理する道路

本部長（市長）は市が管理する道路で破損・決壊・橋梁流失その他交通に支障をおよぼす恐れがある場合、又は、その通報を受けた場合は直ちに通行の禁止・制限等の規制措置をとるとともに応急復旧に努め、さらに適当な迂回路のある場合にはその指示を行う等交通の確保を図る。

(2) 国及び県が管理する道路

本部長（市長）は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は直ちに直轄国道については国交省浜田河川国道事務所長、県管理道路については益田県土整備事務所長あてに報告するものとする。

(3) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(4) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

① 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

② 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

ウ 消防職員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるもの

とする。

(5) 標識等の設置

ア 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規則（公安委員会実施）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する通行規制を行うものとする。

イ 災対法第76条の規定に基づく規制（公安委員会実施）

同法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第5条に定める標識を設置する。

ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長実施）

同法施行令（昭和35年政令第270号）第3条の2に定める標識を設置する。

エ 道路法第46条の規定に基づく規制（道路管理者実施）

同法第47条の4第1項の規定による道路標識を設置する。

(6) 応急工事実施要領

ア 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は担当課長の判断で工事実施を行うものとする。

イ 被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、担当部長は財政措置の確認を得たうえ実施する。

ウ 被害の規模が復旧工事費600千円を越える場合であって「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用されない場合の応急対策は前記(イ)により実施する。

(7) 応急対策実施順位

ア 救助実施に緊急を要する路線

イ 定期バス路線又は定期自動車路線であるもの

ウ 官公署・学校・病院・郵便局・停車場等の公共施設に通じているもの

エ 適当な迂回路のないもの

オ その他民生の安定上必要があるもの

第24節 宅地・建築物応急対策計画

災害時における宅地及び建築物の応急対策は、つぎにより実施するものとする。

1. 宅地の危険度判定の実施

地震等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図るため危険度判定を実施する。

地震等災害発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、宅地判定実施班を設置し、県に支援要請をするとともに、住民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

2. 被災建築物応急危険度判定の実施

地震等の災害により被災した建築物は、その後に発生する余震等による倒壊や落下物により人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災後すぐに被災建築物の調査を行い、その建築物が使用できるか否かを応急に判定する。

災害発生後被害の状況を速やかに把握し、応急危険度判定の必要があると判断した場合は、判定実施本部を設置し、県知事に報告するとともに、判定支援を要請する。

なお、島根県地震被災建築物応急危険度判定制度の概要については、附属資料のとおりである。

第25節 文教対策計画

災害時における文教対策は、つぎにより実施するものとする。

1. 実施責任者

文教対策実施については、市長、教育委員会及び学校長のそれぞれの職務権限に従い実施するものとする。その内容は、おむね次のとおりである。

- (1) 応急教育並びに施設の応急復旧対策は、市長及び教育委員会が行う。
- (2) 児童生徒の安全保護、その他校内災害対策については学校長が行う。

2. 応急教育対策

災害が発生し又は発生のおそれのある場合、市長及び教育委員会が必要と認めたときは次により応急教育対策を実施し、児童、生徒の生命の安全と施設及び授業の確保を図るものとする。

(1)休校措置

災害のため休校の措置を必要とするときは、教育委員会は学校長と相互に連絡をとり実施するものとする。この場合、その状況を市長に報告するものとする。なお緊急を要する場合又は通信途絶等で連絡不能の場合においては、学校長において休校の措置をとり事後速やかに教育委員会に報告する。

ア 登校前の措置

登校前において休校を決定したときは、電話及びメール一斉配信システム等の方法をもって周知徹底するものとする。

イ 登校後の措置

児童、生徒が登校した後において休校したときは、登校班毎に集合させ、あらかじめ定めた教職員1名と高学年の児童、生徒が誘導保護し帰宅させるものとする。しかし途中危険が予想される地区の児童、生徒については、保護者の迎え等の帰宅か一時安全な場所に集団避難させる等の適切な措置を講じなければならない。

(2)学校施設の確保

被災のため学校施設の全部又は一部が使用できない場合においては、次により授業の緊急確保を図るものとする。なお、教育委員会は、直ちに応急教育施設の調査を行い各学校毎に利用計画をたてる。

ア 同一学校内の罹災を免れた他の施設を利用する。

イ 市内の他の学校の施設を利用する。

ウ 最寄りの地区公民館、神社、寺院等を利用する。

エ 天幕、プレハブ等による仮施設を設置する。

オ 晴天の場合は、屋外広場を利用する

(3)応急授業にあっての留意点

ア 災害による教職員の事故のため教育上支障が大きいときは、近接学校からの応援によって教科指導に充てる。

イ 教科書、学用品等の被害状況を考慮して、児童、生徒の負担にならないよう教材等に留意する。

ウ 校外施設を利用した場合は、特に児童、生徒の保健衛生に留意する。

エ 通学路の被害状況に応じ、通学についての危険防止措置を講ずる。

オ 必要ある場合は、家庭との臨時連絡体制を考慮する。

3. 学用品の調達及び支給

災害により教科書、文房具等を失った児童、生徒に対する学用品の支給は、次により行うものとする。

(1) 支給の対象者

住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受けた児童、生徒で学用品を滅失又はき損した者とする。

(2) 支給の方法等

学用品の調達、配給は市が行う。

ア 支給対象者の調査

災害のため学用品の支給を必要とする場合は、各学校において被害別、学年別に正確な人員を調査し、法の適用にあつては速やかに知事に報告するものとする。

イ 学用品等の確保

【教科書】

教科書は、知事において調達確保する場合のほかは、教育委員会が校長と協議し、学年別、学科別、発行所別に調査して必要な部数を教科書供給店等に連絡し確保する。

又住民に対し、使用済の古本の供与につき協力を求めるものとする。

【その他学用品】

その他の学用品については、知事が調達する場合のほか必要に応じて市で調達確保する。

【支 給】

学用品の支給は、校長を通じて行うものとする。

(3) 支給品目

ア 教科書及び教材

イ 文 具(ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等)

ウ 通学用品(カバン、運動靴、傘等)

4. 学用品等の給与の費用及び期間

学用品等費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

5. 健康管理

被災学校の児童、生徒、教職員の健康管理には特に注意をし、必要に応じて検病、伝染病予防接種或いは健康診断等を県関係機関の協力を得て行うものとする。

6. 文化財の保護

市は、益田市文化財保存活用地域計画に基づき、市民や所有者に対し、文化遺産の防犯・防災に関する情報提供や意識啓発を図る必要があり、従来から実施している文化財防火デーなどの普及啓発の取り組みを継続しつつ、各地区で文化遺産の防犯・防災のためのパトロールを定期的に実施するよう地区の人々に働きかけるものとする。

また、防犯面については警察と、防災面については益田広域消防本部や市担当部局と連携しながら、地域の方々と連携して文化遺産を犯罪や災害から守ることに取り組むこととする。

災害発生時には、その状況を一刻も早く把握し、復旧できる体制と仕組みを整えておくものとする。

第26節 水難救護計画

遭難船舶の救護にあたっては、水難救護法に基づき市域にかかる海域における遭難事故については、市長が行うこととなるのでおおむね次により実施する。

1. 発見者の通報

- (1) 遭難船舶のあることを発見した者は、速やかに市職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市役所に通知しなければならない。

2. 救護措置

- (1) 市民、警察官又は海上保安官から遭難船舶のあることの通知を受けたときは、危機管理監は直ちに市長に報告し、市民から通報の場合は遅滞なく益田警察署及び海上保安部に通知しなければならない。
- (2) 危機管理監は動員計画に基づく必要な動員を行い救護を行うものとする。救護にあたっては人命救助を第一とし、その措置は迅速に行うものとする。
- (3) 遭難者に対し食糧の供給、衣類の貸与及び収容等については必要に応じて処理するものとする。
- (4) 遭難の状況により市ののみでは救護が困難なときは、次の機関に応援協力を要請する。

- 益田警察署
- 浜田海上保安部
- 近隣市町村
- 海上輸送関係機関
- 島根県
- 島根県水難救済会（益田救難所）

- (5) 遭難船舶の救護は、人命保護のため又は船長に悪意があると認められる場合を除いては、船長の意思に反してこれを行うことはできないので、水難救護法の規定に従って処置するものとする。

3. 舟艇の調達先及び調達可能数量

第22節輸送計画に定めるところによる。

4. 水難救護資機材調達先

附属資料（第3章第26節）のとおりである。

第27節 自衛隊の災害派遣要請計画

天災地変、その他災害に際して人命又は財産の保護のため自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、次により行うものとする。

1. 災害派遣要請基準

(1) 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること

(公共性の原則)

イ 差し迫った必要性があること (緊急性の原則)

ウ 自衛隊が派遣される以外に他に手段がないこと (非代替性の原則)

(2) 自衛隊の災害派遣要請をすることのできる場合は、おおむね次のとおりである。

ア 人命救助のための応援を必要とするとき

イ 水害、高潮、津波等の災害又は災害の発生が予想され、応急の措置に応援を必要とするとき

ウ 市内で大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき

エ 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき

オ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき

カ 応急措置のための医療、防疫、給水及び支援等の応援を必要とするとき

なお、予防のための派遣については災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派

遣の要請を受け、事情やむを得ないと当該部隊等が判断したときのみ行われる。また、応急対策の措置につい

ては緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行われない。

2. 災害派遣要請

(1) 市長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請の必要を認めたときは、直ちに様式第1号に定める災害派遣要請依頼書（附属資料のとおり）により県防災部防災部長あてに送達する。

ただし、事態が急迫し文書で行ういとまがないときは、電話等で通知し事後速やかに文書を提出しなければならない。

(2) 通信の途絶等により知事に対し要請の要求が出来ない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後速やかに知事に通知しなければならない。

(3) このほか、緊急患者の空輸の場合は、危機管理監は様式第3号に定める緊急患者輸送要請処理簿（附属資料のとおり）により知事に要請するものとする。

3. 派遣部隊等の受入れ措置

(1) 受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所あるいは野営施設・車両・器材等の保管場所の準備

イ 連絡責任者の指名

本部長（市長）は連絡責任者を指名し、派遣部隊及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊の

活動に支障をきたさないようにする。

ウ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容・所要人員・応急措置に必要な資機材の確保その他について作業計画をたて、派遣部隊到着後速やかに作業開始ができる体制を整えておく。応急措置に必要な資器材は例示すれば次のようなものである。

器具類 スコップ・ツルハシ等土工具

設備類 夜間照明設備・給水用水槽又はドラム缶・ポリエチレン容器等

資材類 金網・鉄線・カスガイ・吼（かます）・麻袋・木杭・標識資材等

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な処置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、益田市を含め2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合はその関係市町と協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものは除く）

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

4. 派遣部隊の撤収

本部長（市長）は派遣の必要がなくなったと認めるときは、様式第2号に定める災害派遣撤収要請依頼書（附属資料のとおり）により知事に派遣部隊の撤収を要請する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

なお、知事あるいは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収することがある。

5. 派遣部隊に関する報告

本部長（市長）は派遣部隊到着後次の事項について知事あて報告するとともにその後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書によって知事に報告するものとする。

（1）派遣部隊の長の官職氏名

（2）隊員数

（3）到着日時

（4）従事している作業の内容及び進捗状況

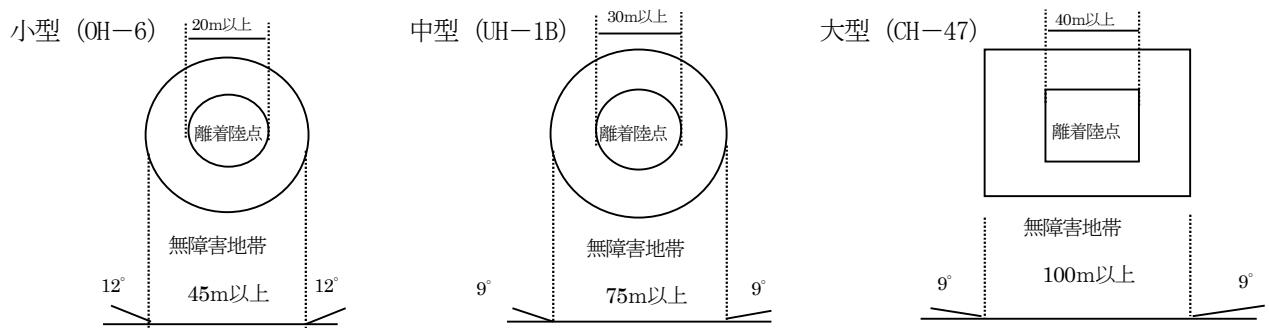
（5）その他参考となる官職氏名

6. 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

(1) ヘリコプター離着陸場の設定

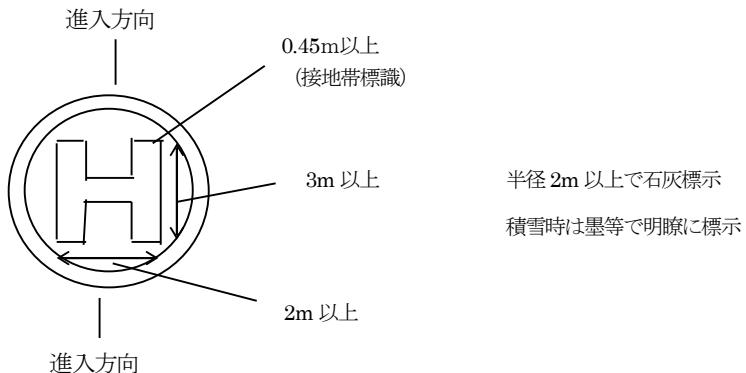
ヘリコプター離着陸場のための適地としては、平日(勾配 4° ~ 5° 以下)であって、無障害地帯(基準(ア)項)が必要である。また積雪のある場合は無障害地帯(基準の倍)の除雪及び踏固める等の準備を要する。

ア 縦着陸のための必要最小限の無障害地帯



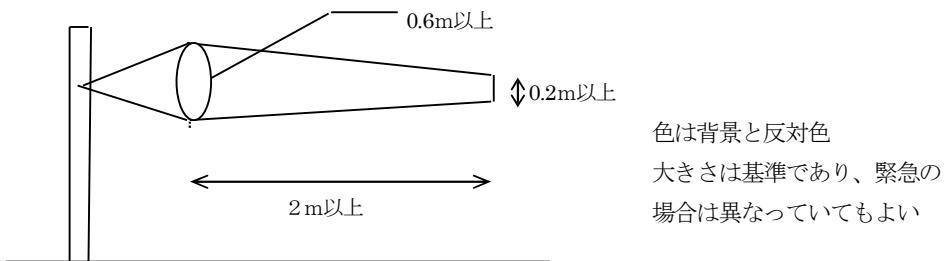
- ・離着陸点とは、安全容易に設置できるように整備された地点
- ・無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

イ 標識



ウ 吹流し(風向指示器)

無障害地帯外に吹流し又は旗(細長い布)を設置(固定)し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



エ 危険防止の留意事項

- 発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- 着陸点附近に物品などを放置しないこと。
- 着陸場に自衛隊員が不在の場合、できうれば安全上の監視員を配置すること。

(2)飛行機(有翼機)による物資投下

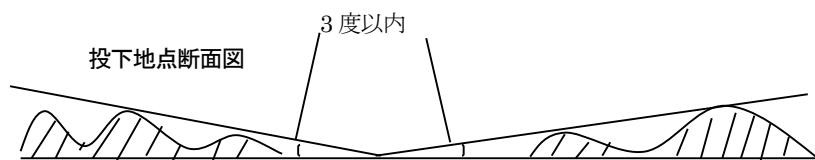
天候、地形等により制限をうけるが次の要領により物料投下ができる。

ア 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。

投下地点を中心として半径約5kmの円内に、中心点を高度0として、約1.6kmの円周上に300m以上の山または障害物、約3kmの円周上に400m、約5kmの円周上に500m以上の障害物がなく投下地点附近約300m以内に人家が存在しないことが必要である。

そのほか、巾300m以上のけい谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、きわめて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することになる。



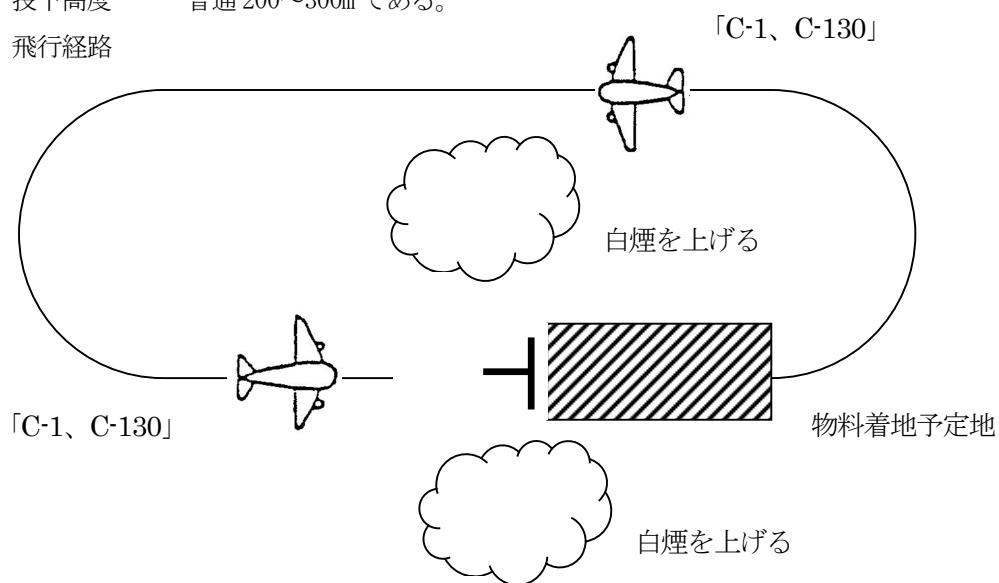
イ 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約20枚程度を用意し、風上に対してT字型に並べる。このT字の左右100mの地点で、発煙筒もしくはたき火等により白煙を上げる。

(3)飛行経路

ア 投下高度 普通200~300mである。

イ 飛行経路



(4)投下物資のこん包

ア 「C-1、YS-11」輸送機からの物料投下は落下傘をつけて行う。

輸送航空団で使用する物料投下用落下傘の重量制限は、1個約10kgから1,000kgまでの範囲である。

イ こん包は、着地時の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要である。

ただしヘリコプターの場合には状況によって、簡易なものでもよい。

ウ ヘリコプターの輸送量は400kg程度であり、1個の容積は1m³以内で1人で持てる程度にこん包する。

エ 落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また着地速度も早いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員も上空に注意し危険防止につとめること。
なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能の場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかねばならない。

(5) 落下傘の回収

物資投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するので、すみやかに部隊に返送する。

傘の洗たくは禁じられているから乾燥したのち付着した泥を布でぬぐい取っておく。

附属資料：自衛隊航空機の性能

第28節 災害ボランティアとの連携・支援体制

災害発生時には、各種援護を必要とする被災者が増大し、ボランティアによるきめ細かな支援が期待されるが、それが効果的に行われるためにはニーズの把握、ボランティアの受付、登録及び派遣調整などの体制の整備が必要となる。このため市は、被災地の実態に応じ、益田市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターなど効果的・効率的な災害ボランティア活動が行えるよう支援するとともに、関係機関、団体相互の連絡体制を確立し、活動を推進する。

また、市は、自治会組織、ボランティア団体等の応援協力に対し、その趣旨が活かされるよう積極的に対応するとともに、協力対象団体の責任者及び管理者との意思疎通に努める。

1. ボランティアの受入れ、調整、派遣、撤収

(1)ボランティアニーズの把握

市は、県、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等と連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望有無についての把握に努める。

この際、災害ボランティアセンターや各種ボランティア団体等との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人数、活動拠点等について情報提供を行う。

(2)ボランティアの受付、登録、派遣、撤収

市は、災害ボランティアセンターが行うボランティア活動希望者の受付、登録、被災者の派遣要望とボランティア希望との連絡調整、派遣、撤収等の活動を支援する。

2. 関係機関との連絡調整

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（益田市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所についてあらかじめ明確化しておくよう努める。

第29節 要配慮者等の安全確保と支援体制

要配慮者は、災害時において、自力による危険回避活動や避難行動に困難をともなうことが多いため、被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、その個々の状態やニーズに配慮して、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

また、避難行動要支援者に対する救援救助活動の実施にあたっては、多くの人手が必要となるため、市は地域住民、民生委員・児童委員やボランティア等との協力体制を確保する。

1. 児童に関する安全確保と支援

(1)市の要保護児童の把握等

市は次の方法により、被災による孤児・遺児等の要援護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア　避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要援護児童の実態を把握し、避難所の責任者を通じ、市に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ　住民基本台帳との照合による犠牲者の承認、災害死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児・遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ　市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用、緊急防災放送装置の利用、CATVの利用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について適確な情報提供を行う。

(3) ひとり親家庭等の支援

市は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

2. 社会福祉施設等における安全確保と支援

(1) 被害状況の報告

社会福祉施設等の管理者は、市へ被害状況の報告を速やかに行う。

(2) 受入先の確保及び移送

市は、入所者・利用者の個々の健康状態を把握し、ニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

ア 生活救援物資の供給

社会福祉施設等の管理者は、食糧、生活必需品等の備蓄物資を患者、入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、市及び県に協力を要請する。

市は、備蓄物資の放出及び調達により、患者、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

イ ライフライン優先復旧

市は、施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道、通信等の優先復旧を要請する。

ウ 巡回サービスの実施

市は、自治会、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

エ 仮設住宅

市は、入所者の選定にあたり、原則として要配慮者を優先的に入居させるものとする。

3. 県への協力要請

市は、島根県社会福祉協議会に本部のある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣される福祉専門職員の協力を得るため、必要に応じて、県への協力要請を行う。

4. 高齢者及び障がい者・難病疾患者等に関する安全確保と支援

市は、以下の点に留意し、避難所や住宅一般の高齢者、障がい者に関する対策を実施する。

(1) 被害の状況把握

社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、民生委員・児童委員、消防団、自治会、自主防災組織、地域支援者等が連携・協力し、被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。

(2) 避難所等における支援

ア 情報の提供

掲示板、広報紙、ファクシミリ、インターネット、緊急防災放送装置、CATV等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、手話付きテレビ放送、文字放送等を利用し、被災した高齢者及び障がい者に対して、食料、飲料水、生活必需品の配布や利用可能な施設並びにサービスに関する情報の提供を行う。

イ 食事

避難所等において、食事摂取が困難な高齢者及び障がい者に適した食事を提供する。

ウ 生活支援

避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

エ ニーズの把握と対策

避難所や在宅の高齢者及び障がい者のニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。また、緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所の開設や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

オ 協力の要請

関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る。

5. 災害による要配慮者等の安全確保と支援

(1) 安否確認の実施

市は、各居宅に取り残された要配慮者及び避難行動要支援者、施設入居者並びに利用者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び要配慮者施設リストを活用し、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、民生委員・児童委員、消防団、自治会、自主防災組織、地域支援者等の協力を得て行う。

(2) 救助活動の実施

市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、民生委員・児童委員、消防団、自治会、自主防災組織、地域支援者等の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

(3) 受入先の確保及び移送

市は、避難行動要支援者の受入先として、医療施設、社会福祉施設等を確保する。

(4) 生活救援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食糧、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

(5) 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等で情報を随時提供する。

(6) 相談窓口の開設

市は、社会福祉協議会と協力・連携し、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者等を配置し、総合的な相談に応じる。

(7) 保健活動

市は、職員、保健師等により、チームを編成し、避難所、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者等の健康観察を行い、ニーズの把握、メンタルケア等必要な支援を行う。なお、詳細については益田市災害時保健活動マニュアル

ルに準ずる。

6. 観光客及び外国人に関する安全確保と支援

(1) 観光客の安全確保

文化観光施設等の管理者は、災害時には適確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市及び県は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、救助活動について関係機関と連携を図り、迅速かつ適確に行う。

(2) 外国人の安全確保

市及び県は、ライフライン等の復旧状況、食料、飲料水、生活必需品の配布、避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関する情報を広報紙やパンフレット等に多言語（英語等）で掲載し、外国人への情報提供を行う。

また、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、（公財）しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第30節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

1. 孤立実態の把握

(1) 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、被害状況の把握を行う。

県と連絡をとり、県防災ヘリコプターによる孤立地区のヘリテレ映像等から実態把握を行う。

(2) 通信手段の確保

屋外拡声子局、消防無線、アマチュア無線の活用等あらゆる方法により情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

2. 物資供給、救助の実施

(1) 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

(2) 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

3. 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

4. 道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設等の復旧

災害により被災した公共施設及び農業用施設、農地の復旧については、すみやかに復旧計画を樹立し民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

1. 緊急査定

災害が発生した場合は、速やかに災害の実態を調査し応急措置を講じた後、復旧設計及びその他必要な資料を調整し、災害査定の緊急実態が容易となるよう所要の措置を講じ、復旧事業の迅速実施を期するものとする。

災害復旧対策として市で実施するものは概ね次の計画によるものとする。また、被災地の復旧に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を推進する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 砂防設備災害復旧事業計画
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- キ 下水道公共土木施設災害復旧計画
- ク 水道公共土木施設災害復旧計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農業集落排水を含む）

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 清掃施設等、災害復旧事業計画

(廃棄物処理法)・簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法、児童福祉法、身体障害福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、壳春防止法)

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法)

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法)

(9) その他災害復旧事業計画

2. 緊急融資の確保

災害復旧にあたっては、必要な資金需要額を早急に把握し起債等の所要の手続きを行い、その財源確保を図るとともに災害つなぎ短期融資の確保に努め、復旧に万全を期するものとする。

第2節 一般災害に対する措置

被災した民有施設等一般災害の早期復旧を図るため、必要な復旧資金の確保、復旧資材のあっせん、復旧計画の樹立又は実施についての指導を行うとともに必要に応じて資金の融資にともなう金利助成の措置及び生活確保の措置を講じるものとする。

1. 農林漁業に対する融資

災害により損失を受けた農林漁業者の実態を把握し、経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融資あっせん、指導などを次により行い、生産力の維持増進と経営の安定を図るものとする。

- (1) 農業（漁業）協同組合が、被害を受けた農林漁業者に対して行う経営資金のつなぎ融資あっせん指導
- (2) 被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法（天災融資法）による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (3) 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせん

2. 商工業に対する融資

罹災した商工業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の確保を図り、早期に経営の安定が得られるよう、既成制度による融資のあっせん、指導又は融資の特別措置について県及び関係金融機関に要請し協力を求めるものとする。

3. 生活確保の措置

罹災者に住居並びに生業を確保するため、次の融資あっせん、指導などを行い生活の安定を図るものとする。

(1)住宅金融支援機構資金のあっせん

ア 災害復興住宅資金

市域の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定及び債務の保証措置並びに罹災者の借入手続きの指導を行いその促進を図るものとする。

イ 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が1戸以上あるときは、罹災者の希望により災害の実態を把握したうえ害特別貸付制度による融資を住宅金融支援機構に申し込み、借入に必要な手続きの指導を行うものとする。

ウ 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについては災害復興住宅資金と同様の措置を講ずるものとする。

(2)生業資金の貸付

罹災者のうち生活困窮者等に対する事業資金、その他小額融資等については、県が貸付ける次の資金の融資あっせん指導を行うものとする。

- 生活福祉資金(実施主体は県社協、相談窓口は益田市社会福祉協議会)
- 母子父子寡婦福祉資金
- 災害援護資金(実施主体は益田市)

(3) 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼却して低所得者の罹災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し住居の確保を図るものとする。

この場合において、滅失又は焼却した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、速やかに災害住宅の状況を調査して、県を経て国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努めるものとする。

(4) 生活保護

罹災者の恒久的生活確保のため、生活保護法に基づく保護の要件を具備した罹災者に対しては、その困窮の程度に応じた最低生活を保障して生活の確保を図るものとする。

(5) 被災者生活再建支援

被災者生活再建支援法に基き、自然災害により居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた被災者で、自立して生活を再建することが困難なものため、一定規模以上の災害について、全国の都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を補助することにより被災者の自立した生活の開始を支援する。

なお、自然災害の規模又は住家の被害程度が、被災者再建支援法で定める対象に該当しないため、法による支援を受けられない者に対しては、島根県及び島根県市町村振興協会と連携し、「益田市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱」に基づき、市が独自に支給を行うことができる。この場合においては、市に支給する支援金の額に2分の1を乗じて得た額が、島根県から島根県被災者生活再建支援補助金として、また10分の4を乗じて得た額が、島根県市町村振興協会から島根県被災者生活再建支援交付金として交付される。

被災者生活再建支援の適用詳細は附属資料のとおり

4. 雇用機会の確保

災害により離職を余儀なくされたものの再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、必要に応じて島根労働局に対し要請を行う。

5. 税等の徴収猶予、減免

市は、被災した納税者又は特別徴収義務者に対し、地方税法及び益田市税条例等で定める、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害に応じて実施する。

6. 災害弔慰金・災害障害見舞金及び災害援護資金

益田市災害弔慰金の支給に関する条例等により次のとおり支給及び貸付するものとする。

- (1) 「災害弔慰金の支給に関する法律」第3条の規定に基づき政令で定める災害により、市民が暴風、豪雨等の自然災害により死亡したときは、遺族に対し災害弔慰金を支給するものとする。
- (2) 「災害弔慰金の支給に関する法律」第3条の規定に基づき政令で定める災害により、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに法別表に掲げる程度の障害があるときは当該市民に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。
- (3) 災害救助法等が適用される災害その他政令で定める災害により被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとする。

7. 災害見舞金の支給及び災害の後処理対策費の助成

益田市災害被災者に対する見舞金の支給に関する条例により次のとおり助成するものとする。

- (1) 災害により建物が全壊、若しくは半壊、流失又は全焼、若しくは半焼したときは当該被災者に見舞金を支給する。
- (2) 災害が次の各号に該当する場合において、被災者が自ら当該災害により発生した土砂、汚泥及び廃棄物の除去事業を行うときは、当該被災者に対し災害の後処理対策費の助成を行うものとする。
 - ア 全壊、流失若しくは全焼の住家が 10 戸以上又は住家及び非住家が 20 戸以上あるもの。
 - イ 被災地が一団の土地で 2,000 m²以上あるもの。

第3節 救援物資、義援金の受入れ及び管理・供給体制

災害時には、国内、国外から多くの善意の救援物資、義援金が送られてくることが予想されるため、受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配布するものとする。

救援物資、義援金の供給、配分、管理の責任者は市長とする。

1. 受入れ体制の確立

(1) 国内からの救援物資・義援金の受入れ

ア 受付窓口の設置等

災害が著しく市長が必要と認めるときは、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得て、物資の受付を行う。その際、日本赤十字社島根県支部等関係機関から受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

イ 被災地のニーズの把握及び公表

市は、県と連携し物資について受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関に要請して公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し同リストを逐次改定するよう努めるものとする。なお、物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付け等の方法により食糧、医薬品、生活必需品等ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

(2) 海外からの救援物資・義援金の受入れ

市及び県は、海外からの物資については、国を通して受入れるものとする。国が受入れを決定した場合は、前記(1)に準じて速やかに対応するものとする。

2. 義援金の管理・供給体制

(1) 管理体制の確立

市は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間預貯金を保管する。義援金の管理者は会計管理者とする。

(2) 供給・配分体制の確立

義援金の配分は被災状況を勘案し、必要に応じて関係団体と協議の上、適正な配分を決定する。

なお、義援金は、日本赤十字社島根県支部や共同募金会、地方公共団体が主な窓口となり、その募集活動を実施し、これら窓口となった団体にマスコミ等を加えて被災都道府県に設置される「義援金配分委員会」に送金される。義援金配分委員会は配分方針を決定すると、被災市町村役場に対し、被災者への義援金の配分を依頼することとなる。義援金処理については、法令に明確な根拠はなく、義援金寄託者の意向を十分に取り入れた対応方法が求められる。

3 救援物資の管理・供給体制

(1) 救援物資の管理

受け付けた救援物資は、受付単位ごとに内容、数量、出資者を記録した帳簿を整備し、管理することとする。また、その後の配給先、使用目的等についても可能な限り上記帳簿に記録することとする。

(2) 救援物資の保管

受け付けた救援物資は、第3章第14節に定める物資配給計画に準じ、物資の機能を損なうことのないよう適切な保管場所を定め、厳重に保管することとする。

(3) 救援物資の配給

救援物資の配給を行う際は、前項の物資配給計画に定める物資（被服、寝具、その他の生活必需品）に準じて取り扱うこととする。

なお、同計画において、救援物資の中から配分することが可能な物資がある場合は、適宜同計画に組み入れて配給することとする。

第5章 事故災害等対策計画

第1節 流出油事故対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

この計画は、災害時において流出油の防除について、必要な措置を講じ、被害の拡大を防ぐことを目的とする。

(2) 油防除実施体制の推進

初期評価(油防除措置を効果的に実施するための、早い段階での流出油の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報の収集、分析)を迅速かつ適確に実施するためには、河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報(水質、底質、養殖場、工業用水等の取水口、鳥類の渡来・繁殖地、植生、史跡名勝天然記念物に関する情報)を事前に把握しておくことが極めて有効である。

こうした流出油防除の推進を目的に、高津川水系水質保全連絡協議会をはじめ市および関係機関で構成される実施体制により、計画的な流出油防除活動を推進するとともに、これらの情報を県に提供することにより迅速な初期評価が行えるよう協力する。

(3) 補償制度の提供体制の整備

市は、油濁損害に対する補償制度に関する情報を県より収集、整理し提供を行える環境を整備しておくものとする。これに基づき従事者の教育を実施し資質の向上を図るよう指導する。

(4) 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

ア 油防除(除去)に係る訓練の実施

関係機関相互の連携が的確になされるよう、高津川水系水質保全連絡協議会をはじめ市および関係機関で構成される実施体制に基づく、油防除(除去)に係る総合的な防災訓練(図上訓練を含む。)を定期的に実施する。

その際には、気象・海象条件、対応区域、排出油の粘土等の事故想定を実体に即したものとし、より実践的な訓練となるよう留意する。

また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の体制の改善を図る。

イ 防災研修への参加の検討

流出油事故発生時には、県、市及び消防本部の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させる等、人材の育成に努める。

2. 災害応急対策

(1) 目的

流出油災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。そのため、市および関係機関は、収集、連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油に対する効果的な応急対策を実施する。

(2) 災害応急活動体制の確立

流出油事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合には、迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、「第3章 第2節 動員計画」に基づき、速やかに災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ関係防災機関に通報する。

(3) 災害情報の収集・伝達

流出油事故への対応を効果的に実施するためには、流出油の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報を出来るだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。市は、海岸の巡視に努めるとともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努め、県に提供することで迅速な情報収集・伝達に協力する。

(4) 流出油の防除

災害応急活動では、概ね次に掲げる活動を展開する。

なお、防災資機材については、手袋、作業着、油吸着マット等の消耗品は市の備蓄品又は市内での調達で対応することとするが、不足するものについては県および関係機関へ要請する。

- ア 沿岸、河川区域の監視
- イ 沿岸、河川区域での除去活動の実施
- ウ 回収油の一時集積場所への貯留
- エ 除去活動情報の収集及び県への伝達

3. 災害復旧

(1) 目的

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2) 被災事業者、住民等の復旧支援

市は、流出油により被害を受けた漁業関係者、住民等の回復の支援に努める。

(3) 被災公共施設等の復旧

市は、国、県と協力し、迅速かつ円滑に被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、河川管理施設等の公共施設の復旧を行う。

(4) 事後の監視等の実施

市及び県は、流出油の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上で、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

第2節 海難事故災害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

船舶の衝突、転覆等の海難事故災害による被害を最小限にとどめるため、市は県及び関係機関に協力する。

(2) 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、災害情報の県への報告、もしくは収集が適確に実施できるよう、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

なお、市の情報収集・連絡等については、「第3章 災害応急対策計画」の「第5節 災害情報等の報告、収集計画」によるものとする。

(3) 災害応急活動体制の整備

市内において海難の発生により多数の死傷者をともなう大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、市は防災体制を整備し、県及び防災関係機関と相互連携体制を確立する。

(4) 防災訓練

大規模な海難等事故の発生時に応急対策活動が円滑に行われるよう、関係機関の相互連携による防災訓練を実施する。

2. 災害応急対策

(1) 目的

海難等事故災害が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、県各部、県警察本部、海上保安部の他、市、消防本部、日赤、医師会、地元住民、ボランティアも含む多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、市は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ適確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 実施内容、情報等の収集、伝達

市は、県、他市町村及び防災関係機関と連携し、海難等の災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、災害情報の収集・伝達に努める。

各機関は、定められた情報収集・伝達体制に従い、保有する情報伝達手段を効果的に活用し、被害状況などの災害情報を組織内外で共有する。これにより、災害状況を正確に把握し、応援要請や救援物資の調達など、緊急性度の高い対応を迅速に行う体制を整える。

(3) 災害応急活動体制の確立

大規模な海難等事故が発生した場合、市は迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災機関に通報する。

(4) 救助、救急、医療救護、捜索及び消火活動

海難等事故災害の発生時の捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動にあたっては、市長は水難救護法に基づき必要な処置を実施するとともに、県、海上保安部、島根県水難救済会(益田救難所)消防本部、医療機関等関係機関の協力の下に実施する。

活動にあたっては、災害の発生場所、状況に応じて初動体制や指揮系統を確立する。

第3節 航空災害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

航空災害による被害を最小限にとどめるため、市は県及び関係機関に協力する。

(2) 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、災害情報の県への報告、もしくは収集が適確に実施できるよう、無線機器等各種情報伝達機器の整備を図るとともに、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

(3) 災害応急活動体制の整備

市内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者をともなう大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、市は防災体制を整備し、県及び防災関係機関と相互連携体制を確立する。

(4) 防災訓練

大規模な航空災害の発生時に応急対策活動が円滑に行われるよう、関係機関の相互連携による防災訓練を実施する。

2. 災害応急対策

(1) 目的

航空災害が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、空港管理所の他、県、市、消防本部、日赤、医師会、地元住民、ボランティアも含む多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、市は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ適確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

(2) 実施内容

市は、県、他市町村及び防災関係機関とともに、航空災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ適確に災害情報を収集、伝達することに努める。

航空災害の発生に際し、適確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を適確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保、運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内、組織間において通信、情報連絡を行う。

(3) 情報管理（通信連絡）体制の確立

航空災害発生時の市の通信連絡系統としては、防災行政無線を基幹的な通信系統とする他、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

(4) 情報等の収集、伝達

被害状況の迅速かつ適確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ適確に把握し、関係機関に伝達する。

(5) 災害応急活動体制の確立

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合、市は迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、本

計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災機関に通報する。

(6) 救助、救急、医療救護、捜索及び消火活動

航空災害の発生時の捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動にあたっては、県、空港管理所、消防本部、医師会等関係機関の協力の下に実施する。

活動にあたっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明であっても、墜落の可能性があり、捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

第4節 大規模な火災対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

火災の予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化により、その効果を上げるものとする。

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保

ア 消防機関の警戒体制

警戒のための組織体制、警戒区域の責任分担、警戒出動要員、出動又は伝達の方法等は消防機関の定めるところによるものとする。

イ 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限

必要に応じ煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限を行うものとする。

ウ 消防用通信系統の確保

一般加入電話、有線放送電話を利用する他、無線電話機により通信系統を確保するものとする。

エ 消防機械の点検整備

消防団は常に消防機械を点検し、整備するものとする。

オ 火災予防査察

火災の発生及び被害の拡大を防止するため、次により、火災予防査察を行うものとする。

(3) 大規模な火災に強いまちづくり

ア 災害に強いまちの形成

大規模な火災の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を継続して実施する。

そのため、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業により既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導により適正な土地利用を進め、大規模な火事災害に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

また、都市防火区域の整備、避難先・避難路の確保、密集住宅市街地等の不燃化、消防活動困難地域の解消、延焼遮断帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備、都市公園・オープンスペースの確保、広域防災拠点施設の整備など対策を推進する。

イ 大規模な火事に対する建築物の安全化

大規模な火事災害には、出火状況や気象条件等により広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす上・

下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、大規模な火事災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

2. 災害応急対策

(1) 目的

大規模な火災が発生した場合、同時多発火災の発生や延焼拡大等により、多くの人命の危険が予想される。このため、市は、県、消防本部、施設管理者と連携し、消火活動等にあたる。

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 火災警報等の伝達体制の整備

市は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な屋外拡声子局、有線放送、サイレン等の伝達手段を整備する。

イ 夜間・休日等における体制の整備

市は、県等関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

ウ 通信体制の整備

市は、県、消防本部等とともに、現状の屋外拡声子局放送システム等の通信体制について、より一層の整備を進める。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

市は、大規模な火事災害の規模に応じた参集配備体制を整備する。また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等を整備する。

また、市は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 救助、救急及び医療救護活動体制の整備

ア 救助・救急活動

市は、県、消防本部とともに、必要な救急車等の車両、災害に対応した救急救助用資機材等を検証し、必要に応じて整備の促進を図る。

イ 医療救護活動

① 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、市は、県、消防本部とともに、医師会、医療機関等との連携を強化し、体制の整備に努める。

② 医薬品、医療用資機材等の整備

各関係機関は、医療用資機材、医薬品等を整備するとともに、大規模火事災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(5) 消火活動体制の整備

ア 消防水利の整備

市は、県とともに、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず、防火水槽の整備、河川水等の自

然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

イ 自主防災組織等との連携

市は、消防本部、消防団、住民、地区（自治会）、自主防災組織等との災害時連携体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、益田広域消防本部等は火災発生時の消防活動への協力について周知しておくものとする。

ウ 資機材の整備

市、消防本部は、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の資機材の整備を進めるものとする。

エ 被害想定の実施

市は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、消防本部と自治会、自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるよう努める。

(6) 避難収容活動体制の整備

ア 避難体制の整備

市は、県警察、消防本部と連携して、地域住民の避難指示等及び避難誘導を行うため、避難計画を策定し、避難体制を整備する。また、その内容を事前に住民へ周知するとともに、要配慮者の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施等、避難対策のための対策を実施する。

イ 避難所、避難路等の指定

市は、避難先、避難路を指定するとともに、避難先及び避難路の安全化を図る。また、避難所の暖房施設については、各施設の状況を検証し、必要な整備を実施する。なお、電気、ガス等の供給停止に備えて補助暖房設備を検討しておく。

(7) 広域応援体制の整備

大規模な火事災害に対する消防活動が困難となる事態に備え、県とも協議し、林野火災発生時の広域応援体制を整備する。

(8) 防災知識の普及・啓発活動

市は、県、消防本部等とともに、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及、啓発を図る。

また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

(9) 各種防災資料等の配布

市は、地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、避難時の行動マニュアル、地域防災計画ダイジェスト版等を作成し、住民等に配布する。

(10) 防災訓練の実施

市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(11) 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努める。

3. 災害復旧

市は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン、交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

益田市地域防災計画

震災対策編

第1章 総則

第1節 目的

1. 計画作成の目的

※風水害等対策編に準ずる

2. 計画の方針

※風水害等対策編に準ずる

3. 計画の構成

本計画は、地震災害を対象とする。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急計画

第4章 災害復旧計画

4. 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

(1) 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の業務大綱、本市の特質等、計画の基本となる事項。

(2) 災害予防計画

地震災害の発生に備えて、防災のまちづくりや生活基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等を示すとともに、平常時からの教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る上での基本的な計画。

(3) 災害応急計画

地震災害発生直後の迅速、適確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、さらには防災関係機関による各種の応急対策についての基本的な計画。

(4) 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策の他、地震災害からの速やかな復旧・復興にあたっての基本的な計画。

5. 計画の習熟

防災関係機関は平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

6. 計画の修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により隨時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えていくものとする。したがって防災関係機関は、関係のある事項について市防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第2節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

※ 風水害等対策編に準ずる

第3節 市域の概況と災害記録

1. 市域の概況

※ 風水害等対策編に準ずる

2. 災害の記録

過去の地震による被害については、平成9年6月25日に山口県中部を震源とする地震が発生し、岩倉町の観測地点で震度5強を計測した。この地震で、民家、公共施設において壁の落下、ひび割れ等の被害があった。

本市における被害状況は附属資料のとおりである。

第4節 地震被害想定

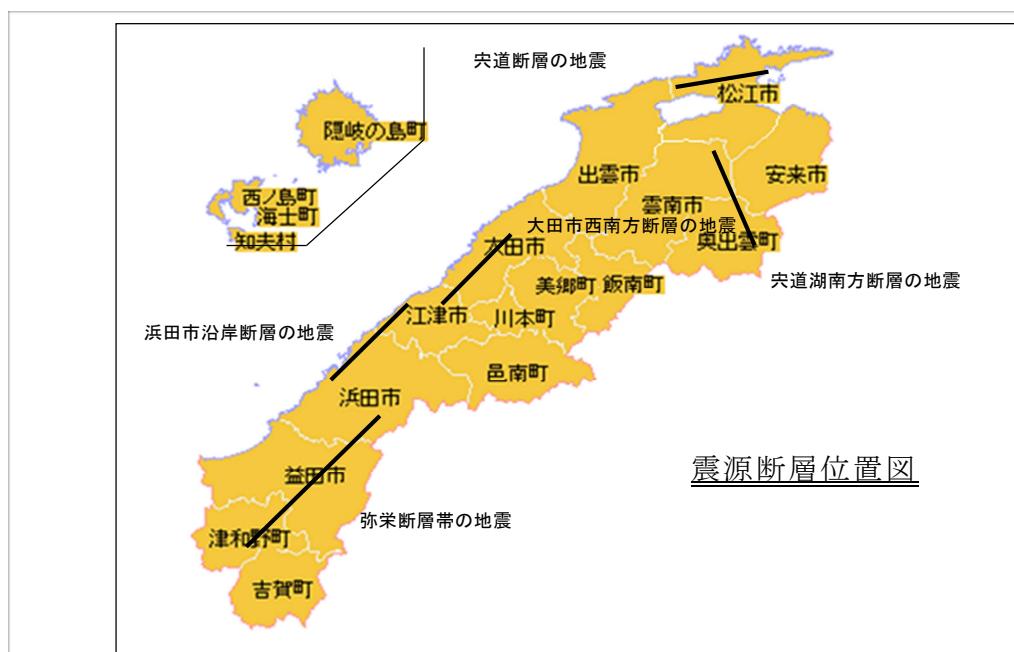
本節では、平成30年3月に県が公表した、「島根県地震・津波被害想定調査報告書」に基づき、震災被害の教訓・課題を反映するものとする。

1. 想定条件

「島根県地震・津波被害想定調査」における想定地震(陸域)は、下記の5地震であり、島根県は県内の東部、中東部、中西部および西部の5地域について、「冬の早朝(午前5時)」、「秋の昼(12時)」及び「冬の夕方(午後6時)」の3つを前提として被害想定を実施した。

- ① 宍道断層の地震
- ② 宍道湖南方断層の地震
- ③ 大田市西南方断層の地震
- ④ 浜田市沿岸断層の地震
- ⑤ 弥栄断層帶の地震

益田市においては、この5地域のうち、⑤弥栄断層帶での地震想定は直接被害が想定されるケースにあたり、本地域での被害想定について述べる。



想定断層のパラメータ

想定地震	宍道断層	宍道湖南方断層	大田市西南方断層	浜田市沿岸断層	弥栄断層帯
マグニチュードM	7.1	7.3	7.3	7.3	7.6
長さL (km)	22.0	27.0	27.0	27.0	47.0
幅W (km)	13.0	14.0	14.0	14.0	18.0
深さd (km)	2	2	2	2	2
走向θ (°)	83	150	50	49	47
傾斜δ (°)	90	90	90	90	90
S波速度Vs (km/sec)	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
破壊伝播速度Vr (km/sec)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
緯度(°)	35.5148	35.3335	35.0024	34.8419	34.4880
経度(°)	132.9529	133.0067	132.3017	131.9967	131.8090

2. 想定される被害の概要

(1) 地震動、液状化

弥栄断層帯での地震が起こった場合の震度、液状化危険度を以下に示す。

ア 震度 (弥栄断層帯の地震の場合)

地表最大震度6強となっている。

イ 液状化危険度 (弥栄断層帯の地震の場合)

浜田市から益田市の沿岸部と震源に近い山間部に発生危険度のかなり高い所が見られる。

(2) 崖・斜面の被害

想定対象としたのは、「急傾斜地崩壊危険箇所」と「地すべり危険箇所」である。想定結果において、ランクAは「危険性が高い」、ランクBは「危険性が平均的」、ランクCは「危険性が低い」ことを意味する。

弥栄断層帯の地震においては、益田市、浜田市、津和野町に急傾斜地崩壊危険度の高いランクAが分布する。

被害ランク	急傾斜地	地すべり
ランクA	57	29
ランクB	145	1
ランクC	95	
合計	297	30

(3) 建築物の被害

想定対象としているのは、市町村固定資産データを基に住宅、商店、工場、学校など用途、構造を問わず全ての建物である。また、車庫なども独立した建物であれば1棟として想定対象としている。

基本的に、建物が持っている強度と地震によって加わる力を比較することにより、被害を想定している。建物は構造や階数の違いにより揺れ方や地震に対抗する強度に違いがあるため、木造、鉄筋コンクリート、鉄骨造の3つに区分している。下表は合計を表記している。

想定結果は「全壊」、「半壊」に区分している。

弥栄断層帯の地震では、下表のとおり想定されている。

揺れ・液状化による建物被害(弥栄断層帯)予測結果表

総数	総数	揺れ				液状化	
		秋		冬			
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
益田市	33, 223	24	417	29	431	72	158

資料:平成30年島根県地震・津波被害想定調査報告書より抜粋

(4) 火災の被害

全ての独立した建物を想定対象に、設定した条件である3種類の季節と時刻の組み合わせで出火件数を予測している。

弥栄断層帯の地震では、炎上出火は起こりにくいと想定され、出火した場合でも消防力の運用によって消火できそうな状況と想定されている。

出火件数(弥栄断層帯)予測結果表

	全出火数			炎上出火数			延焼出火数		
	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時
益田市	0	0	1	0	0	1	-	-	-

資料:平成30年島根県地震・津波被害想定調査報告書より抜粋

予測結果表中で“—”は被害が発生しないことを示し、“0”は四捨五入で0となった場合を示す。

(5) 道路交通の被害

ア 橋梁の被害

島根県内を通る国道、主要地方道、一般県道及び高速道路に架かる橋長15m以上の橋梁を対象に被害想定を行っている。

弥栄断層帯の地震では、益田市を主に周辺地域を含め、NEXCO道路12か所、国管理道路47箇所、県管理道路202箇所の被害が予測される。

イ 鉄道被害

JR線、私鉄線を対象に、揺れによる不通区間（点検・簡単な補修が終わる地震発生後から1日後を想定）を想定する。

弥栄断層帯の地震では、周辺地域を含め、不通区間は想定されていない。

ウ 港湾被害

弥栄断層帯の地震では、周辺地域を含め7箇所の被害が予測される。

エ 漁港被害

弥栄断層帯の地震では、周辺地域を含め11箇所の被害が予測される。

オ 空港被害

空港機能の維持に重要な建物及び滑走路等について、震度および液状化危険度から、地震発生時の使用可能性を定性的に評価する。

弥栄断層の地震での萩・石見空港施設内の平均震度は「震度5弱」、液状化危険度は「極めて低い」とされる。

(6) ライフラインの被害

ア 上水道

弥栄断層帯の地震では、益田市で24箇所の被害が予測される。

イ 下水道

弥栄断層帯の地震では、被害延長1km未満、影響人口155人の被害が予測される。

ウ LPガス

弥栄断層帯地震では、益田市で29件の被害が予測される。

エ 電気・電話

弥栄断層帯の地震では、益田市において電力では電柱被害15本、停電件数235件、また、電話では電柱被害15本、不通回線200件の被害が予測される。

(7) 人的被害

弥栄断層帯の地震では、下表のとおりが想定される。

益田市	5時		12時		18時	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
建物倒壊	0	25	1	22	1	22
急傾斜地倒壊	6	123	3	56	4	75
屋外落下物	—	—	—	—	—	—
屋内収容物転倒	0	2	0	1	0	1
ブロック塀倒壊	0	0	0	3	0	4
火災	—	—	0	0	0	0

資料：平成30年島根県地震・津波被害想定調査報告書より抜粋

予測結果表中で“—”は被害が発生しないことを示し、“0”は四捨五入で0となった場合を示す。

第2章 災害予防計画

災害予防計画は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第1節 防災組織の整備

※風水害等対策編に準ずる

第2節 災害危険区域の指定及び警戒

1. 土砂災害危険区域
2. 火災危険区域

※風水害等対策編に準ずる

第3節 災害危険箇所の調査

※風水害等対策編に準ずる

第4節 防災施設の新設・改良

※風水害等対策編に準ずる

第5節 各災害種別の予防計画

地盤災害に対する予防

(1) 土砂災害の防止対策

地震が発生すると、あわせて地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等の災害発生が予想される。通常の地すべりは傾斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。このため、市は、その予防に万全を期することとし、以下の対策を促進する。

ア 災害危険区域の周知徹底

災害危険区域については、周辺市民等に対して、広報、現地掲示板等により、常に危険に対する認識を持つよう周知を行う。

イ 予想措置の指導

市は、情報伝達、警戒避難体制の整備を図るとともに、警戒避難に関する事項の市民への周知を行うものとする。

ウ 防災工事の推進

① 治山事業

植林等による林相の改善又は、砂防工事等の推進にあわせた治山工事、渓流工事の実施等、治山施設の完備を進めるものとする。

② 防災植林事業

荒廃林地の林種転換、伐採跡地の植林、山崩れ発生跡地等、必要な箇所への植林を積極的に指導推進し、山崩れの防止ならびに林相の改善を図るものとする。

③ 砂防事業

地層、地質から砂防施設、砂防工事を必要とする箇所については、総合的な砂防工事の実施に向け、県及び住民の協力により、砂防指定地の指定に努める。

④ 地すべり防止事業

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき重要度に応じ、順次その防止対策工事に努める。なお、未指定箇所にかかる危険箇所については、危険度等に応じ指定の促進を図る。

⑤ 急傾斜地崩壊対策事業

市は、県と連携し、危険度の高い急傾斜地に対して「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し、急傾斜地崩壊対策事業の実施を図る。

エ 警戒体制の整備

① 警戒体制の整備

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険区域に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる地域においては、警戒体制を確立し、被害の軽減を図る。

② 警戒体制の確立

市は、県及び関係機関の協力により、地震による災害発生防止のため危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

危険地域の市民においても、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置の指導体制の整備を図る。

(2) 液状化危険地域の予防対策

地質と地下水の条件により、地盤の液化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性が指摘されている。このため、その被害の防止・軽減を図るために以下の対策を講じることが求められる。

ア 液状化現象の調査研究

市は、県や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の公開と市民への普及に努める。

イ 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

① 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設・河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

<地盤改良による工法>

- a) 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換方法
- b) 振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工法）
- c) 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
- d) 地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）
- e) 地盤内に碎石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルレーン工法）

<構造物で対応する方法>

- a) 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- b) 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

② 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が深刻な被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことが重要である。地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導することとする。

- a) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造のべた基礎とする。
- b) 締固め。置換え、固結等有効な地盤固めを行う。
- c) 基礎杭を用いる。

③ 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

<管路に施す工法>

a) 既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、安全性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。

b) 新設管の耐震化

・管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い必要に応じ地盤改良等の対策を施す。

- ・ダクトタイル鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性の向上に努める。
 - ・管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。
- ＜地盤改良工事＞
- a) 上記＜管路に施す工法＞のa) と同じ。

(3) 土地利用の適正化

地震による被害を未然に予防、又は軽減するためにはその土地の地形、地質、及び地盤を十分理解し、土地の自然特性及び災害特性を踏まえた土地利用を計画的に推進していく必要がある。

ア 土地条件の評価

市は県及び関係機関と協力し、地形、地質、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関する情報を収集・解析し、土地条件の評価を行う。

イ 情報の公開

アにおいて収集・解析を行なった土地、自然に関する情報や評価結果について、広く市民、関係機関等に対して公開することにより、適正な土地利用の推進に努める。

ウ 適正な土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画など各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導、規制を図る。

エ 造成地の予防対策

① 災害防止のための指導監督

市は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査ならびに当該工事の施工に関する指導監督を県との協力により行う。

② 造成後の指導監督

災害防止パトロールによる違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡回強化及び注意の呼びかけを実施する。

(4) 地震に対する心構えの周知

地震に関して心得ておくべき注意事項を平素から機会あるごとに住民に周知し、災害時には、住民自ら臨機の措置をとり被害の拡大防止が図られるよう指導、広報に努めるものとする。なお、周知するような事項としては次のとおりである。

【平常時の心得】

- ア 家具等を固定しておく
- イ 非常持出しの確認整理
- ウ 火気使用施設等の安全点検
- エ 応急消火施設の用意
- オ 落下物の防止と待避の方法
- カ 破壊救出用具等の準備
- キ 危険物の点検
- ク ブレーカー設置場所の確認
- ケ 周辺地域における災害危険性の把握
- コ 家族内の連絡体制
- サ 避難路、避難先の確認

- シ 自主防災組織の結成
- ス 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- セ ボランティア活動への参加
- ソ 家庭動物との同行避難や避難所での飼育についての準備

【地震時の処理】

- ア まず、わが身の安全をはかり、あわてず行動する。
- イ 火の始末をする。
- ウ ブレーカーを切る。
- エ 火が出たらまず消火。
- オ あわてて外にとび出さない。
- カ 非常脱出口の確保をしておく。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- ク 正しい情報をつかみ、デマにまどわされない。
- ケ 避難は徒歩で、持物は少なくする。
- コ 狹い路地、へいぎわ、がけや川べりに近寄らない。
- サ 協力しあって応急救護

気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月から適用)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなつた場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てて。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置のあるガスマーターでは遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 断水、停電が発生することがある。	地盤で亀裂や液状化が生じることがある。斜面等では、落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い建物では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	安全装置のあるガスマーターでは遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 断水、停電が発生することがある。	地盤で亀裂や液状化が生じることがある。斜面等では、落石やがけ崩れが発生することがある。

	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い建物では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	安全装置のあるガスマーテーでは遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。	地盤で地割れが生じることがある。斜面等では、がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6弱	立つことができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い建物では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。	地盤で大きな地割れが生じることがある。斜面等では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
6強	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い建物では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い建物では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。	地盤で大きな地割れが生じることがある。斜面等では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い建物では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い建物では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。	地盤で大きな地割れが生じることがある。斜面等では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

地震計測器設置箇所	水分町	第三自由ヶ丘公園	(防災科学技術研究所強震計)
	常盤町	益田市役所	(島根県震度計)
	美都町都茂	美都分庁舎	(島根県震度計)
	匹見町匹見	匹見分庁舎	(島根県震度計)
	匹見町石谷		(松江地方気象台地震計)

参考 気象庁HP

https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/jishin_bosai/index.html

第6節 危険物災害予防

※風水害等対策編に準ずる

第7節 公共施設等の災害予防

防災上重要な建物となる公共施設は、耐震性の強化により、崩壊防止に努めなければならない。また、積雪時の地震にも対処できるよう予防対策を図る。

新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、既設の建築物は耐震調査及び補強の計画を推進する。

また、不特定多数が利用する他の建築物で、耐震上問題があると想定されるものは、重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

1. 公共建築物の耐震性の向上

(1) 防災上重要な建築物規定

市は、災害発生時における安全な避難場所を確保するため、次の市有建築物を「防災上重要な建築物」として、各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めることとする。

ア 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる市庁舎

防災上重要な建築物

建物名称	構造・階
益田市役所庁舎 本館	RC 造・3階
益田市役所庁舎 分館	RC 造・3階
美都分庁舎	RC 造・3階
豪雪山村開発総合センター（匹見分庁舎）	RC 造・2階
益田広域消防本部	RC 造・2階
美都消防防災センター	S 造・2階
匹見消防活性化センター	S 造・1階

イ 震災時に緊急の救護所、避難場所となる学校及びその他の施設

(2) 防災上重要な建築物等の耐震性の確保

ア 老朽化の著しい建築物又は構造上危険と判定されるものは、改築を促進する。

イ 建物の新築及び改築にあたっては、耐震耐火建築物の建設を促進する。

ウ 積雪時の地震を考慮し、積雪荷重のチェックや構造設計上の指導を県の協力により、推進する。

(3) 耐震診断の実施

計画的な耐震診断の実施により、施設の耐震化を促進する。

(4) 文化財の安全確保

文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、展示施設や保存・保管施設に展示・収蔵されている資料の破損防止を図るために、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強に努める。

2. 一般建築物等の耐震性の促進

耐震診断の実施や自ら耐震性能診断を行う手法の普及・啓発を進める。また危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導の強化充実を図る。

(1) 建築物防災相談・耐震診断の体制づくり

消防本部、県建築士会、その他の団体と協力して個々の建築物の耐震診断を実施する体制の充実を図る。

(2) 個人住宅の耐震性能診断強化

ア 耐震性能診断の普及充実を図り、住民が自ら耐震性能の診断を行う手法の普及・啓発を図る。

イ 積雪時の地震対策として、積雪荷重のチェックや耐久性に優れた構造設計等の指導を行う。

(3) 既存コンクリートブロック塀等点検、補強指導の強化

市は、県と連携し、危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導に関する強化充実を図る。

3. 落下物・転倒物対策

地震発生時には、広告塔、看板等の屋外広告物や屋根瓦、窓ガラス、タイル、モルタル等の外装材及びエアコンの室外機等の落下が予想される。また、落下物ではないが、同種の危険性のあるものとして各種の自動販売機がある。

これら落下物や転倒物による影響は、人身への被害とともに救助活動の障害ともなる。このため、これらについて安全性の確保を図るための対策を実施することとする。

(1) 落下物対策

ア 安全性確保の周知徹底

適宜、耐震、防災診断等を実施し、安全に対する意識を啓発する。

イ 屋外広告物等の規制

防災パトロール等に際し、落下の恐れが高いものは所有者等に対して、改修等の対策を講ずるよう改善指導に努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

市は、関係防災機関と連携し、各種の自動販売機は、必要に応じていっそうの補強を行うよう関係者を指導し、安全意識の徹底を図る。

(3) 安全・防災パトロールの実施

市は、関係防災機関と連携し、市内の通学路、避難路に面した物件を主な対象とした落下・転倒危険物の個別安全・防災パトロールを実施する。

4. 屋内の安全性の向上

市は、地震発生時における屋内の家具等の落下や転倒によるけがの危険性を防止し、市民が自ら地震から身を守るよう啓発を行う。

(1) 家具等の固定金具の普及

(2) ガラス飛散防止フィルムの普及

(3) 両開き扉の留め金具等の普及

(4) 建物と一体型造り付け家具の普及

5. 建築物の不燃化の推進

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集しており、震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地

域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

(2) 密集住宅地の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する地域については、建築物の不燃化を特に推進する。

6. 都市の不燃化の推進

老朽化した木造建築物が密集する市街地における延焼による火災を防止するため、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく、屋根不燃化区域の指定、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

また、火災発生時の迅速な消防活動を行うことができるよう、消防活動路の確保、貯水槽等消防水利の整備を進める。

7. 防災空間の確保

災害時における、避難地・避難路、延焼遮断および救護活動の拠点として公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保及び災害に強い道路網の整備を図るために、橋梁やトンネルの耐震補強を推進する。

8. 公的機関等の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第8節 ライフライン施設の災害予防

※風水害等対策編第2章災害予防計画第9節「公共施設等の災害予防 3～11」に準ずる

第9節 火災予防

地震による被害のうち、火災災害は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては莫大な被害をもたらす。地震火災による被害を出来るだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

また、自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具の普及に努めるとともに、発災時の出火防止措置の徹底等防災教育を推進する。

1. 出火防止

(1) 全体計画

地震時の出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。このため、耐震装置の普及に努めるとともに、地震時における火気の遮断、火気器周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

また、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とする火災が発生する場合もある。このため、加熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後はブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

(2)短期計画

出火防止措置の徹底など防災教育をいっそう推進することとし、新たな出火要因である通電火災や油鍋等からの出火防止について啓発する。

2. 初期消火

(1)全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防機関の消防活動では限界がある。このため、地域の住民、事業所による自主防災体制の充実を図る必要がある。地震時に有効に機能する組織づくり、市民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力の向上等に努め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立することにより、地域の総合防災体制を充実強化していく。

(2)短期計画

地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

3. 消防力の強化

(1)全体計画

震災時に予想される同時多発火災に備え、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設の整備を検討する。

第10節 災害通信整備計画

※風水害等対策編に準ずる

第11節 応援協力体制の強化

※風水害等対策編に準ずる

第12節 避難に関する計画

※風水害等対策編に準ずる

第13節 救急・救助体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第14節 医療体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第15節 交通確保及び輸送体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第16節 災害対策資機材等の備蓄・調達

※風水害等対策編に準ずる

第17節 防災教育及び訓練計画

※風水害等対策編に準ずる

第18節 自主防災体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第19節 災害ボランティア活動の環境整備

※風水害等対策編に準ずる

第20節 廃棄物等の処理体制、防疫・保健衛生体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第21節 要配慮者等の安全確保体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第22節 調査・研究

地震災害は、様々な災害が同時に、また、広域的に多発するところが特徴であるが、宅地の開発やライフライン施設の集積等により、その危険性は著しく増大している。

このため、市は、県及び関係機関等の協力により、被害想定や具体的な予防、応急復旧対策について調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に資することとする。また、地域の災害危険性を的確に把握し、効果的な対策を講じるため、防災調査を実施するとともに、調査結果は、住民に公開していくこととする。

1. 被害想定に関する調査・研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための誘導目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的推進を図る上で重要である。

このため、県等防災関係機関の協力により、重要公共構造物の耐震診断等を行い、具体的な調査を進めることとする。

2. 災害の阻止、市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎とし、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査する。

調査は、以下の項目について実施する。

- (1) 地盤調査
- (2) 建築物の耐震調査
- (3) 危険物の状況調査
- (4) 電気、ガス、上・下水道の状況調査
- (5) 道路、橋梁の状況、交通障害対策調査
- (6) 消防水利状況調査
- (7) 停電、通信障害状況調査
- (8) 地震火災対策調査
- (9) 避難場所及び避難路の状況調査
- (10) 自主防災組織の活動状況調査

3. 防災カルテ・防災マップ等の整備

防災調査の成果を活用し、地域の災害危険性を総合的に把握し、コミュニティーレベル（区（自治会）単位、学校区単位）の防災カルテ・防災マップを作成するとともに、市民に配布し、啓発を図っていく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

※風水害等対策編に準ずる

第2節 動員計画

1. 災害対策本部における災害対策要員の動員

市域における災害の防止及び軽減並びに災害応急対策の迅速、かつ強力な実施を図るため、災害に対処する体制（以下「災害体制」という。）を次のとおり定め、この災害体制に従って要員の動員を行うものとする。なお、災害体制における要員の動員者については、各部長が部班の災害体制毎の要員数に基づき動員者を定め、毎年4月末日までに、総務部長を経て市長に提出しなければならない。また、変更した場合は、その都度届け出るものとする。

(1) 災害体制の種別

災害体制の種別は、第1災害体制、第2災害体制、第3災害体制及び特別体制とする。

(2) 動員計画

災害体制毎の動員人員数は附属資料のとおりとする。

(3) 動員の増減

第1災害体制及び第2災害体制における動員については、災害の状況により動員計画に定めた人員を増減して行うことができる。

増減は、総務部長と関係部長が協議して行うものとする。この場合第2災害体制についてはその状況を総務部長は速やかに市長に報告しなければならない。

2. 災害体制の時期、決定、業務内容

災害体制の時期及び業務内容の一般基準は次のとおりとし、災害体制はいずれも市長が決定する。

種 別	時 期	業 務 内 容
本部設置前	警戒体制 災害関係課の職員	震度3の地震が観測された場合 1. 災害対策関係機関等との連絡体制に入る。 2. 情報収集に努め、状況に応じ災害関係部課との連絡調整を図り、第1灾害体制の準備を行う。
	第1灾害体制	震度4以上の地震が発表された場合 1. 各部班は、災害対策関係機関等との連絡を保ち、気象及び災害情報の収集活動を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。 2. 第2灾害体制に移行できるよう準備する。
	第2灾害体制	震度5弱の地震が発表された場合 1. 関係各課においては、防災活動に従事するとともに、随時本部会議を開き、情報連絡を行い、対策を協議するものとする。 2. 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視にあたるものとする。 3. 第3灾害体制に対する準備を行う。
	第3灾害体制	震度5強以上と発表された場合 1. 各部班は、非常体制をとり、全員所掌業務に関する全面的な防災活動に従事する。
本部設置後	特 別 体 制	市域に突発的な事故及び災害が発生し、必要と認めたとき 1. 事故、又は災害の状況に応じて関係部班に指示し、事態の処理にあたる。

※以下、風水害等対策編に準ずる

3. 連絡員室

4. 地区連絡員

5. 災害体制決定の通知及び動員方法

6. 職員の応援

7. 消防団に対する伝達及び出動

8. 他機関等に対する応援要請

9. 労務者等の動員

10. 従事命令等

第3節 地震情報の収集・伝達計画

地震に関する情報の収集、伝達体制を整備し、関係機関及び住民に対する迅速な伝達により、被害の軽減に努めるものとする。

1. 情報の種類

地震に関する情報には、「地震情報」「地震解説資料」があり、発表は気象庁本庁等が行う。

○地震情報について

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。

＜表：地震情報の種類と内容＞

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関する記述をして発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

○その他、気象庁の提供資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く）・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表

	る場合、その都度の発表はしない。)	状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域 速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国 詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域 詳細版） 地震解説資料（全国 詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

2. 地震に関する情報の伝達系統及び方法

(1) 関係機関への伝達

市長は関係機関から地震情報の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・適確な方法によって市内の防災関係機関・市民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市における地震情報の取扱い

ア 地震情報は、勤務時間中は危機管理課で受信し、関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれにともなう必要な措置を講ずるものとする。なお、地震情報の伝達系統については附属資料のとおりである。

イ 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを危機管理監又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ 宿直職員から連絡を受けた者は、その状況を市長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 住民等に対する伝達

市に伝達された気象警報及び重要な気象関係情報の市民等に対する伝達は、次により行う。

ア 市域の災害関係機関及び公共団体に対し、警報事項を通知する。

イ 地区連絡員に通知する。

- ウ J-ALERT又は市による屋外拡声子局、緊急防災放送装置及び市安全安心メール、防災アプリ、エリアメール、広報車及び自治会等の放送施設を利用し、市民に周知する。
- エ 災害のおそれのある地区的自治会長に電話連絡し、自治会長をして地区民に伝達する。
- オ 聴覚障がい者への伝達方法として、市安全安心メール及び防災行政情報伝達・Fネット（一斉同報通信）を利用して伝達を図る。

(4) 地区連絡員がとるべき措置

地区連絡員は気象警報及び重要な気象関係情報の通知を受けたときは、直ちに電話又は伝令をもって各自治会長に伝達する。また緊急防災放送装置等を利用し、迅速かつ適確に周知させなければならない。

(5) 伝達系統

気象警報及び重要な気象関係情報等の伝達系統は、附属資料のとおりとする。

第4節 災害通信計画

※風水害等対策編に準ずる

第5節 災害情報等の報告・収集計画

※風水害等対策編に準ずる

第6節 災害広報計画

※風水害等対策編に準ずる

第7節 避難活動

※風水害等対策編に準ずる

第8節 危険物の保安対策

※風水害等対策編に準ずる

第9節 救出計画

※風水害等対策編に準ずる

第10節 災害救助法の適用

※風水害等対策編に準ずる

第11節 食糧供給計画

※風水害等対策編に準ずる

第12節 生活必需物資配給計画

※風水害等対策編に準ずる

第13節 給水計画

※風水害等対策編に準ずる

第14節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

※風水害等対策編に準ずる

第15節 医療及び助産計画

※風水害等対策編に準ずる

第16節 防疫及び廃棄物処理計画

※風水害等対策編に準ずる

第17節 死体の搜索、処理、埋葬計画

※風水害等対策編に準ずる

第18節 障害物の除去

※風水害等対策編に準ずる

第19節 輸送計画

※風水害等対策編に準ずる

第20節 交通施設災害応急対策計画

※風水害等対策編に準ずる

第21節 宅地・建築物応急対策計画

※風水害等対策編に準ずる

第22節 文教対策計画

※風水害等対策編に準ずる

第23節 水難救護計画

※風水害等対策編に準ずる

第24節 自衛隊の災害派遣要請計画

※風水害等対策編に準ずる

第25節 災害ボランティアとの連携・支援体制

※風水害等対策編に準ずる

第26節 要配慮者等の安全確保と支援体制

※風水害等対策編に準ずる

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設等の復旧

※風水害等対策編に準ずる

第2節 一般災害に対する措置

※風水害等対策編に準ずる

第3節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分に関する措置

※風水害等対策編に準ずる

益田市地域防災計画

津波対策編

第1章 総 則

第1節 目 的

1. 計画作成の目的

※風水害等対策編に準ずる

2. 計画の方針

※風水害等対策編に準ずる

3. 計画の構成

本計画は、津波災害を対象とする。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急計画

第4章 災害復旧計画

4. 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

(1) 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の業務大綱、本市の特質等、計画の基本となる事項

(2) 災害予防計画

津波災害の発生に備えて、防災まちづくりや生活基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等を示すとともに、平常時からの教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る上での基本的な計画

(3) 災害応急計画

津波災害発生直後の迅速、適確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、さらには防災関係機関による各種の応急対策についての基本的な計画

(4) 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策の他、津波災害からの速やかな復旧・復興にあたっての基本的な計画

5. 計画の習熟

防災関係機関は平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

6. 計画の修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により隨時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えていくものとする。したがって防災関係機関は、関係のある事項について市防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第2節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

※風水害等対策編に準ずる

第3節 市域の概況と災害記録

1. 市域の概況

※風水害等対策編に準ずる

2. 災害記録

日本海中部地震（1983年5月26日、M7.7）及び北海道南西沖地震（1993年7月12日、M7.8）に伴って発生した津波で、隱岐諸島、島根半島を中心に被害が発生した。益田市における被害記録は無い。

第4節 津波被害想定

本節では、平成30年3月に県が公表した、「島根県地震・津波被害想定調査報告書」に基づき、津波被害の教訓・課題を反映するものとする。

1. 想定条件

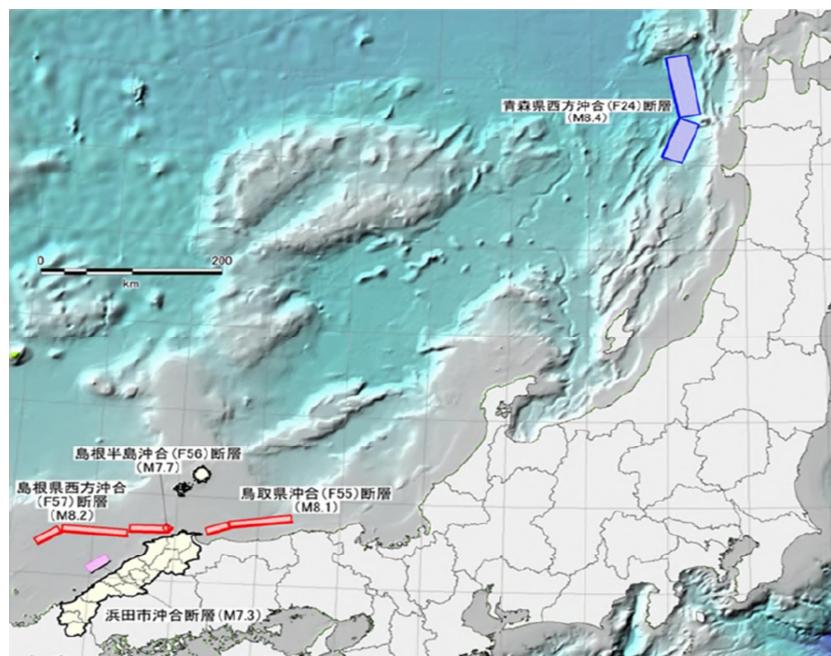
「島根県地震・津波被害想定調査報告書」における想定地震（海域地震）は、下記の5地震であり、島根県は、県内全域についての各地震に伴う津波被害想定を実施した。

	想定地震名	地震規模 (Mj)	地震のタイプ	想定理由
海 域 の 地 震	青森県西方沖合 (F24) 断層の地震	8.4	海域の浅い地震	国の調査
	鳥取県沖合 (F55) 断層の地震	8.1	海域の浅い地震	国の調査
	島根半島沖合 (F56) 断層の地震	7.7	海域の浅い地震	国の調査
	島根県西方沖合 (F57) 断層の地震	8.2	海域の浅い地震	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	海域の浅い地震	歴史地震

(Mj) = 気象庁マグニチュード

このうち、益田市への影響が想定されるのは、次の3つの断層による地震とされている。

- ・青森県西方沖合断層（F24）の地震
- ・島根県西方沖合断層（F57）の地震
- ・浜田市沖合断層の地震



2. 想定される被害の概要

(1) 想定される津波高

想定地震名	地震規模 (Mj)	津波到達代表地点	津波最高水位	最大波到着時間
青森県西方沖合断層（F24）の地震	8.4	土田漁港	2.28m	3時間16分
島根県西方沖合断層（F57）の地震	8.2	土田漁港	3.48m	47分
浜田市沖合断層の地震	7.3	土田漁港	1.22m	22分

Mj=気象庁マグニチュード

(2) 浸水被害

島根県西方沖合断層（F57）の地震に伴って発生する津波が、益田市内において最大津波高となって到達することが予想され、この津波によって、飯浦町、小浜町、高津七丁目、高津八丁目、津田町、木部町、土田町の一部に浸水被害が起きることが想定される。

(3) 建物被害

(2)により、半壊26棟、床上浸水50棟、床下浸水99棟の被害が想定される。

(4) 道路被害

飯浦町、小浜町、津田町、木部町、土田町で海岸に面した市道や、里道の一部に浸水被害が起きることが想定される。

(5) 港湾被害

益田港、遠田港、持石港、喜阿弥港、高島港で岸壁等の一部に浸水被害が起きることが想定されるが、津波による港湾施設の大きな被害は想定されない。

(6) 漁港被害

飯浦漁港、小浜漁港、津田漁港、木部漁港、大浜漁港、土田漁港で岸壁等の一部に浸水被害が起きることが想定されるが、津波による漁港施設の大きな被害は想定されない。

(7) 人的被害

島根県西方沖合断層（F57）による地震により、地震発生後全く避難しなかった場合、5時の発生では6人、12時の発生では3人、18時の発生では4人の死者数があることが想定されている。

第2章 災害予防計画

災害予防計画は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第1節 防災組織の整備

※風水害等対策編に準ずる

第2節 災害危険区域の指定及び警戒

津波危険区域

(1) 危険区域の指定

津波については、県が実施した「島根県地震被害想定調査における津波予測結果」及び沿岸地域の地理的条件を考慮し危険区域を指定するものとし、その区域は附属資料のとおりである。

(2) 警戒責任者及び警戒方法

警戒は益田広域消防本部があたり、その責任者は消防長とする。警戒は漁業協同組合 J F しまね益田支所に潮位の観測、監視を委託し行うものとする。

第3節 災害危険箇所の調査

※風水害等対策編に準ずる

第4節 防災施設の新設・改良

※風水害等対策編に準ずる

第5節 各災害種別の予防計画

津波に対する災害予防

(1) 海岸保全事業の推進

市は、海岸線を有し、震災による津波被害も想定されることから、海岸保全に関する予防措置を推進しておく必要がある。

ア 海岸における危険予想箇所の把握

市は県及び関係機関と協力し、津波被害の予想される危険箇所について、関係市町村・住民への周知を図る。

イ 海岸保全施設整備の推進による津波に強い地域の整備

市は県及び関係機関と協力し、津波災害の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を推進し、また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

(2) 津波避難、情報伝達体制の整備

ア 迅速な避難

沿岸地域及び河川の下流域においては、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、津波警報等の発表に係わらず津波の襲来が予想されるので、気象庁の「津波の心配はありません」の発表があるまでは、安全な地点に早急に避難する。

イ 情報伝達体制の確立

沿岸地域の住民に対し、津波警報等の夜間・休日の受・伝達体制を確立しておき、津波警報等の伝達手段として、屋外拡声子局を活用するとともに、サイレン等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

地震動による土砂災害に加え、津波による漂流物の堆積等により、交通が寸断され、孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保し、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努めるとともに、これらの機器の配置、固定方法等を十分に検討する。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集、伝達等、バックアップ体制について検討する。

なお住民に対しては迅速な避難行動がとれるよう予め避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。

また、多数の人出が予想される海岸及び港湾等の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

(3) 避難場所、避難路指定

ア 避難場所、避難路の指定

市は、津波による被害を防止するため、事前に避難場所及び避難路が津波に対して危険な区域に立地していないか点検するとともに、より安全な避難場所及び避難路の指定を推進する。

イ 避難路の住民周知

市は、津波からの避難をスムーズに実施できるよう、市民に対して避難路の周知を促進する。

(4) 津波防災思想の普及

市は、県及び防災関係機関と協力し、津波とともに地震に遭遇した時の対応方法等に関して、次の内容の普及啓発を図る。

ア 一般住民に対する内容

- ①強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海浜から離れ急いで高台の安全な場所に避難する。
- ②正しい情報をラジオ、テレビ、屋外拡声子局、緊急防災放送装置、市安全安心メール、防災アプリ等を通じて入手する。
- ③地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表された時は直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難する。
- ④津波注意報でも、海水浴や海釣りは危険なので行わない。
- ⑤津波は繰り返しあてくるので、津波警報・注意報が解除されるまで海浜に近づかない。

イ 船舶に対する内容

- ①強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。
- ②正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する。
- ③地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表された時は直ちに港外に退避する。
- ④港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- ⑤津波は繰り返しあてくるので、津波警報・注意報が解除されるまで退避等を継続する。

ウ 漁業従事者等に対する内容

港の管理者は、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するため、港の利用者等と協議し、二次災害防止のための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

第6節 危険物災害予防

※風水害等対策編に準ずる

第7節 公共施設等の災害予防

※震災対策編に準ずる

第8節 ライフライン施設の災害予防

※風水害等対策編第2章災害予防計画第9節「公共施設等の災害予防3～11」に準ずる

第9節 火災予防

※震災対策編に準ずる

第10節 災害通信整備計画

※風水害等対策編に準ずる

第11節 応援協力体制の強化

※風水害等対策編に準ずる

第12節 避難に関する計画

市は、災害時における避難が必要な場合に備えて、あらかじめ避難先の選定及び避難計画を作成するとともに、避難に関する知識の普及及び必要な体制の整備を図るものとする。

1. 避難計画の作成

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全な場所に迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成する。

避難計画は、次の事項に留意して作成する。

(1) 避難対象地域

避難対象地域は、「島根県地震被害想定調査における津波予測結果」に基づく、津波浸水想定区域に浸水の恐れがある区域を加えた範囲とする。

(2) 避難困難地域

避難対象地域のうち、予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域を避難困難地域とする。

避難困難地域は、避難訓練等を実施して、津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、必要と認めた時には、修正する。避難困難地域の抽出は、以下の手順で行う。

ア 津波到達予想時間の設定

- イ 避難目標地点の選定
- ウ 避難路、避難経路の選定
- エ 避難可能範囲の設定
- オ 避難困難地域の抽出

(3) 津波避難場所・避難目標地点

避難者一人ひとりが、津波避難を円滑に行うために、津波避難場所・津波目標地点を選定する。

(4) 津波避難ビル等

避難ビルは、想定される浸水深を考慮し、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難することできる避難ビルを、住民等及びビル所有者と協議のうえで指定する。

(5) 避難路・避難経路

①避難路

避難路は、安全性や機能性が確保されている道路を選定する。

②避難経路

避難経路は、安全性の高い道路を、住民等と協議のうえで選定する。

(6) 避難方法

避難にあたって自動車を使用することは、円滑な避難ができない恐れがあることから、避難の方法は原則として徒歩によることとする。

ただし、やむを得ない事情がある場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を予め検討することを条件に、自動車による避難を認めるものとする。

2. 防災上重要な施設の所有者又は管理者の留意事項

津波災害警戒区域内において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、あらかじめ避難確保計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、市長に報告をしなければならない。また、避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

第13節 救急・救助体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第14節 医療体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第15節 交通確保及び輸送体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第16節 災害対策資機材等の備蓄・調達

※風水害等対策編に準ずる

第17節 防災教育及び訓練計画

※風水害等対策編に準ずる

第18節 自主防災体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第19節 災害ボランティア活動の環境整備

※風水害等対策編に準ずる

第20節 廃棄物等の処理体制、防疫・保健衛生体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第21節 要配慮者等の安全確保体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第22節 調査・研究

津波災害は、様々な災害が同時に、また、広域的に多発するところが特徴であるが、宅地の開発やライフライン施設の集積等により、その危険性は著しく増大している。

このため、市は、県及び関係機関等の協力により、被害想定や具体的な予防、応急復旧対策について調査研究を行い、総合的な津波防災対策の実施に資することとする。また、地域の災害危険性を的確に把握し、効果的な対策を講じるため、防災調査を実施するとともに、調査結果は、住民に公開していくこととする。

1. 被害想定に関する調査・研究

津波に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、津波対策を適切に具体化するための誘導目標を設定することを目的とするものであり、津波対策の総合的かつ効果的推進を図る上で重要である。

このため、県等防災関係機関の協力により、重要公共構造物の耐震診断等を行い、具体的な調査を進めることとする。

2. 災害の阻止、市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎とし、津波による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査する。

3. 津波ハザードマップ等の整備

「島根県地震被害想定調査における津波予測結果」に基づき、地域の災害危険性を総合的に把握し、各コミュニティーレベル（地区）単位の津波ハザードマップを作成するとともに、対象地の市民に配布し、啓発を図っていく。

4. 海抜表示板等の整備

国道、県道、市道等の管理者と協議のうえ海拔表示板を設置し、市民の津波災害に対する警戒と防災意識の高揚、啓発を図っていく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

※風水害等対策編に準ずる

第2節 動員計画

1. 災害対策本部における災害対策要員の動員

市域における災害の防止及び軽減並びに災害応急対策の迅速、かつ強力な実施を図るため、災害に対処する体制（以下「災害体制」という。）を次のとおり定め、この災害体制に従って要員の動員を行うものとする。なお、災害体制における要員の動員者については、各部長が部班の災害体制毎の要員数に基づき動員者を定め、毎年4月末日までに総務部長を経て市長に提出しなければならない。また、変更した場合は、その都度届け出るものとする。

(1) 災害体制の種別

災害体制の種別は、第1災害体制、第2災害体制、第3災害体制及び特別体制とする。

(2) 動員計画

災害体制毎の動員人員数は附属資料のとおりとする。

(3) 動員の増減

第1災害体制及び第2災害体制における動員については、災害の状況により動員計画に定めた人員を増減して行うことができる。

増減は、総務部長と関係部長が協議して行うものとする。この場合第2災害体制についてはその状況を総務部長は速やかに市長に報告しなければならない。

2. 災害体制の時期、決定、業務内容

災害体制の時期及び業務内容の一般基準は次のとおりとし、災害体制はいずれも市長が決定する。

	種 別	時 期	業 務 内 容
本部設置前	警戒体制 災害関係課の職員	日本海を震源とする地震が観測され、島根県西部に対し、津波情報・予報に注意する旨が発表された場合	1. 災害対策関係機関等との連絡体制に入る。 2. 情報収集に努め、状況に応じ災害関係部課との連絡調整を図り、第1災害体制の準備を行う。
	第1災害体制	津波注意報が発表され、かつ震度4以上の地震が発生された場合	1. 各部班は、災害対策関係機関等との連絡を保ち、気象及び災害情報の収集活動を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。 2. 第2災害体制に移行できるよう準備する。
	第2災害体制	津波警報が発表された場合	1. 関係各課においては、防災活動に従事するとともに、隨時本部会議を開き、情報連絡を行い、対策を協議するものとする。 2. 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡回にあたるものとする。 3. 第3災害体制に対する準備を行う。
	第3災害体制	大津波警報が発表された場合	各部班は、非常体制をとり、全員所掌業務に関する全面的な防災活動に従事する。
	特別体制	市域に突発的な事故及び災害が発生し、必要と認めたとき	事故、又は災害の状況に応じて関係部班に指示し、事態の処理にあたる。

※以下、風水害等対策編に準ずる

- 3. 連絡員室
- 4. 地区連絡員
- 5. 災害体制決定の通知及び動員方法
- 6. 職員の応援
- 7. 消防団に対する伝達及び出動
- 8. 他機関等に対する応援要請
- 9. 労務者等の動員
- 10. 従事命令等

第3節 大津波警報・津波警報・津波注意報および津波情報の収集・伝達計画

大津波警報・津波警報・津波注意報および津波情報に関する情報の収集・伝達体制を整備し、関係機関及び住民に対する迅速な伝達により、被害の軽減に努めるものとする。

1. 津波関係の種類

津波関係の種類には「大津波警報・津波警報・津波注意報」「津波情報」「津波予報」がある。地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁本庁等が順次津波に関する情報を発表する。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

津波による災害の発生が予測される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。

【※一部の地震：日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震】

種類	発表される津波高さ		取るべき行動	想定される被害
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		標高の低い所では津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	表記しない	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

○震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。

○津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。

○地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表します。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表。

【津波情報の種類】

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを発表する。

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。

【津波予報】

発表基準	発表内容
津波が予想されてないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

【沖合の津波観測に関する情報】

情報の種類	発表内容
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。

2. 津波に関する情報の伝達系統及び方法

(1)関係機関への伝達

市長は関係機関から津波情報の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・適確な方法によって市内の防災関係機関・市民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

(2)市における津波情報の取扱い

ア 津波情報は、勤務時間中は危機管理課で受信し、関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれにともなう必要な措置を講ずるものとする。なお、津波情報の伝達系統についての附属資料のとおりである。

イ 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを危機管理監又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ 宿直職員から連絡を受けた者は、その状況を市長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

(3)住民等に対する伝達

市に伝達された津波警報・注意報及び重要な津波情報の市民等に対する伝達は、次により行う。

ア 市域の災害関係機関及び公共団体に対し、警報事項を通知する。

イ 地区連絡員に通知する。

ウ J-ALE R T又は、市による屋外拡声子局、緊急防災放送装置、市安全安心メール、エリアメール、防災アプリ、広報車及び自治会等の放送施設を利用し、市民に周知する。

エ 災害のおそれのある地区の自治会長に電話連絡し、自治会長を通して地区民に伝達する。

オ 聴覚障がい者への伝達方法として、市安全安心メール及び防災行政情報伝達・Fネット（一斉同報通信）を利用して伝達を図る。

(4) 地区連絡員がとるべき措置

地区連絡員は津波警報・注意報及び重要な津波情報の通知を受けたときは、直ちに電話又は伝令をもって各自治会長に伝達する。又緊急防災放送装置等を利用し、迅速かつ適確に周知させなければならない。

(5) 伝達系統

津波警報・注意報及び重要な津波情報等の伝達系統は、附属資料のとおりとする。

第4節 災害通信計画

※風水害等対策編に準ずる

第5節 災害情報等の報告・収集計画

※風水害等対策編に準ずる

第6節 災害広報計画

※風水害等対策編に準ずる

第7節 津波対策計画

津波対策については、次に定めるところによる。

1. 安全確保の原則

津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図らなければならぬ。

また、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されるまでに津波の襲来が予想されることから、気象庁の「津波の心配はありません」という発表があるまでは、安全な場所で海面を監視する体制を確立する。

2. 潮位観測情報等伝達体制の整備

(1) 潮位観測システム

ア 検潮所及び巨大津波計の整備

気象庁は、浜田市と隠岐の島町にそれぞれ検潮所及び巨大津波計を整備して運用中である。

イ 波高計の整備

中国地方整備局境港湾・空港整備事務所が管理する波高計が浜田港に設置され、昭和49年3月から観測が開始されている。

(2) 警報及び注意報等伝達体制の整備

ア 気象庁は、地震・津波に関する警報及び注意報等に加えて、より詳細な図画情報を迅速に送るよう防災情報提供システム（インターネット版）を整備した。また、島根県総合防災情報システムと気象庁アドスとをオンラインで接続し、防災気象情報の提供を開始した。

イ 関係機関においては、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

- ウ 市、県、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する警報及び注意報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期する。また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用（電波法第74条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。
- エ 市及び県は、津波警報等の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

3. 避 難 等

(1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは市長は必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避するよう指示するものとする。

なお、国外で発生した地震について「遠地地震に関する情報」が発表された場合にも、その後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、適切な避難措置を実施する。

(2) 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

(3) 避難指示等があったときは、関係地域の住民は直ちに最寄りの台地又は高地に一時的に避難を行うものとする。

(4) 被災による住民の避難については、避難計画の定めるところにより行うものとする。

第8節 避難活動

※風水害等対策編に準ずる

- 津波区域の避難場所は、最寄りの高台が適切とする。細部は、津波避難計画で策定するとともに、各津波危険区域の自主防災組織等が行う防災研修会等で検討する。
- 避難については、避難計画や津波ハザードマップにとらわれず、最大限の避難に心がける。

第9節 危険物の保安対策

※風水害等対策編に準ずる

第10節 救出計画

※風水害等対策編に準ずる

第11節 災害救助法の適用

※風水害等対策編に準ずる

第12節 食糧供給計画

※風水害等対策編に準ずる

第13節 生活必需物資配給計画

※風水害等対策編に準ずる

第14節 給水計画

※風水害等対策編に準ずる

第15節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

※風水害等対策編に準ずる

第16節 医療及び助産計画

※風水害等対策編に準ずる

第17節 防疫及び廃棄物処理計画

※風水害等対策編に準ずる

第18節 死体の搜索、処理、埋葬計画

※風水害等対策編に準ずる

第19節 障害物の除去

※風水害等対策編に準ずる

第20節 輸送計画

※風水害等対策編に準ずる

第21節 交通施設災害応急対策計画

※風水害等対策編に準ずる

第22節 宅地・建築物応急対策計画

※風水害等対策編に準ずる

第23節 文教対策計画

※風水害等対策編に準ずる

第24節 水難救護計画

※風水害等対策編に準ずる

第25節 自衛隊の災害派遣要請計画

※風水害等対策編に準ずる

第26節 災害ボランティアとの連携・支援体制

※風水害等対策編に準ずる

第27節 要配慮者等の安全確保と支援体制

※風水害等対策編に準ずる

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設等の復旧

※風水害等対策編に準ずる

第2節 一般災害に対する措置

※風水害等対策編に準ずる

第3節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分に関する措置

※風水害等対策編に準ずる